

平成22年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	9	水	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・請願 ・報告			
	10	木	休 会			
	11	金	休 会			
	12	土	休 会			
	13	日	休 会			
	14	月	休 会			
	15	火	本会議（2日目） ・一般質問（8人）			
	16	水	休 会			
	17	木	本会議（3日目） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会			
	18	金	常任委員会			
	19	土	休 会			
	20	日	休 会			
	21	月	休 会			
	22	火	休 会			
	23	水	休 会			
	24	木	休 会			
	25	金	議会運営委員会		全員協議会	
	26	土	休 会			
	27	日	休 会			
	28	月	休 会			
	29	火	本会議（最終日） ・常任委員長審査報告 ・議案審議 ・追加議案審議			

		・請願 ・発議 ・報告 ・継続審査、調査 閉 会	
--	--	--	--

平成 22 年第 4 回さつま町定例会審議結果

開会 平成 22 年 6 月 9 日

閉会 平成 22 年 6 月 29 日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 42	さつま町課設置条例の一部改正について	22. 06. 09	22. 06. 29	原案可決	総務
43	さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
44	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
45	さつま町立学校条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
46	権利の放棄について	〃	〃	〃	建設経済
47	さつま町土地開発公社定款の一部変更について	〃	22. 06. 09	〃	—
48	平成 22 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）	〃	22. 06. 29	〃	3 常任
49	平成 22 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	文教厚生
50	さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約の締結について	〃	22. 06. 09	可決	—
51	平成 22 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）	22. 06. 29	22. 06. 29	原案可決	—
H21 陳情 6	川内原発 3 号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について	21. 06. 17	継続審査		総務
H22 請願 1	30 人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について	22. 06. 09	22. 06. 29	採択	文教厚生
発議 6	口蹄疫の感染拡大防止策と支援対策を求める意見書（案）の提出について	22. 06. 17	22. 06. 17	原案可決	—
発議 7	30 人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について	22. 06. 29	22. 06. 29	〃	—
報告 3	平成 21 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	22. 06. 09	22. 06. 09	報告済	
報告 4	平成 21 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	22. 06. 29	〃	
報告 5	平成 22 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について	〃	〃	〃	

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
	議員派遣の件	22. 06. 29	22. 06. 29	決 定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成22年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月9日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第46号 権利の放棄について	4
（提案説明）	
議案第47号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について	6
（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	7
（提案説明）	
議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案説明）	
議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入 契約の締結について	8
（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第3号 平成21年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	9
（内容説明・質疑）	
報告第4号 平成21年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	12
（内容説明）	
報告第5号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算（第1号）について	12
（内容説明）	

請願について	1 2
(委員会付託)	
散 会	1 3

○6月15日(第2日)

一般質問表	1 5
会議を開催した年月日及び場所	1 7
出欠席議員氏名	1 7
出席事務局職員	1 7
出席説明員氏名	1 7
本日の会議に付した事件	1 8
開 議	1 9
一 般 質 問	1 9
川口 憲男議員	1 9
景観づくりについて	
平田 昇議員	2 9
庁舎建設計画について	
ごみ収集業務の委託について	
新改 秀作議員	3 5
小中学校の学力向上対策について	
高齢者対策について	
内田 芳博議員	4 6
新庁舎建設について	
社会情勢等周知のあり方について	
木下 敬子議員	5 5
町の療育施策について	
柏木 幸平議員	5 9
口蹄疫対策について	
市来 修議員	6 9
経済対策について	
米丸 文武議員	7 5
農業所得の向上対策について	
農商工連携の推進について	
散 会	8 1

○6月17日(第3日)

会議を開催した年月日及び場所	8 3
出欠席議員氏名	8 3
出席事務局職員	8 3
出席説明員氏名	8 3
本日の会議に付した事件	8 4
議案付託表	8 5

開 議	8 6
議案第 4 2 号 さつま町課設置条例の一部改正について	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 4 3 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 4 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 4 5 号 さつま町立学校条例の一部改正について	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 4 6 号 権利の放棄について	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 4 8 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）	9 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 4 9 号 平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ..	9 4
（総括質疑・委員会付託）	
発議第 6 号 口蹄疫の感染拡大防止策と支援対策を求める意見書（案）の提出につ いて	1 0 8
（趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
散 会	1 0 9

○ 6 月 2 9 日（第 4 日）

会議を開催した年月日及び場所	1 1 1
出欠席議員氏名	1 1 1
出席事務局職員	1 1 1
出席説明員氏名	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 2
開 議	1 1 3
議案第 4 2 号 さつま町課設置条例の一部改正について	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 4 3 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 4 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 4 5 号 さつま町立学校条例の一部改正について	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 4 6 号 権利の放棄について	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 4 8 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 4 9 号 平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ..	1 1 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 5 1 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）	1 2 0

(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
請願第 1 号 30 人以下学級実現, 義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について	1 2 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 7 号 30 人以下学級実現, 義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書(案)の提出について	1 2 5
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 4 号 平成 21 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 2 6
(質疑)	
報告第 5 号 平成 22 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 1 号)について	1 2 6
(質疑)	
議員派遣の件	1 2 9
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	1 2 9
(決定)	
閉 会	1 2 9

平成22年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成22年6月9日

平成22年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成22年6月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教 育 長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企業誘致対策室長 湯下吉郎君	水道課長 脇黒丸猛君
商工観光課長 赤崎敬一郎君	消 防 長 高木卓朗君
介護保険課長 中村慎一君	建設課長 三浦広幸君
総務課長 紺屋一幸君	福祉課長 二階堂清一君
財政課長 下市真義君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 7 議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 8 議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 9 議案第46号 権利の放棄について
- 第10 議案第47号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について
- 第11 議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約の締結について
- 第14 報告第 3号 平成21年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第15 報告第 4号 平成21年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第16 報告第 5号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第17 請願について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成22年第4回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、また教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、米丸文武議員及び5番、川口憲男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの21日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、お手元に配付してありますので口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

平成22年5月13日、鹿児島市において鹿児島県町村議会議長会の臨時総会が開催され、役員の変更が行われました。

その結果、会長に町田末吉与論町議長、副会長に濱上實則長島町議長及び中村道信南種子町議長、幹事に阿野二郎大崎町議長と私、中尾がそれぞれ選出されましたのでお知らせします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告並びに平成21年度定期監査結果報告及び平成21年度工事監査の結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

町長報告につきましては、お手元に印刷してお配りしてあるところでございますが、6月3日に行われましたさつま町まちづくり懇話会について補足して報告をいたします。

現在、本町におきましては行財政改革をさらに推進し、無駄を排除しながら財政の健全化ということを基本に置いた第2次行政改革大綱を策定をいたしまして、改革のなお一層の推進に努めているところであります。

また、本年度は総合振興計画の後期計画、新過疎法に基づく計画策定など、将来のさつま町が未来に飛躍発展していくまちづくりの創造に向けた計画策定を進めていく重要な年であると位置づけをしているところでございます。

このようなことから、各方面での豊富な経験や専門的な知識、まちづくりに関するさまざまな情報を有する方々からの政策提言等、自由活発な意見交換の場として、シンクタンク組織でありますさつま町まちづくり懇話会を設置いたしましたところでございます。

第1回目は6月3日、町内主要施設等の視察をしていただいた後に会議を開いたところでございます。会の進め方としましては、私のほうから町政推進の概要や町政の課題、これからのまちづくりに対する思い等を申し述べ、それぞれ各委員のほうから意見交換をしていただいたところでございます。ことしはあと3回開催をしまいる計画でございます。

委員には、町内からの委員としまして文化財保護審議員の横山より子氏、I G R京セラ専務の池田昇示氏、湯気院社長の此元正明氏の3名、町外の委員からは鹿児島大学法学部教授の北崎浩嗣氏、それから鹿児島市の有限会社リサーチ・アンド・コンサルティング代表取締役の上原智之氏、この方は鹿児島総合研究所にもいらっしやいまして、県とか各市町村等の計画策定にも携わった方でございます。

それから、始良市の環境教育NPO法人くすの木自然館の専務理事、浜本奈鼓氏、観光教育を通して郷土の豊かな環境、自然、文化、生活をよい状態で後世に継承していくために活動をしているNPOの法人でございます。国とか県の審議会委員もされている方でございます。

それから、NPOムラ工房の下水流隆氏、この方はこの3月まで県の農政部の農業土木技官をされた方でございます。

以上4名、合わせまして7名の方々にお願いをいたしております。今後さまざまな視点から積極的に提言、あるいは御指摘をいただきながら、将来のまちづくり計画への反映や政策推進に生かしてまいる予定でございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第6「議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第7「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第8「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改

正について」、日程第9「議案第46号 権利の放棄について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第9「議案第46号 権利の放棄について」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第42号から議案第46号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正」についてであります。これは、自然災害、あるいはその他の危機管理全般に迅速に対処する組織体制に見直しをするため、現在、総務課内に置きました「安心安全対策室」を「安心安全対策課」に改めようとするものであります。

次に、「議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」であります。これにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴いまして、対象工場等の名称変更がございましたので、本条例の一部をまた改めようとするものであります。

次に、「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。これにつきましては、給水区域の公民会合併に伴いまして、平成22年4月1日から鶴田区公民館内の樋脇、広南、迫川内の公民会が鶴田南公民会に変わったことから本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。これは、さつま町立宮之城中学校が本年9月1日から旧宮之城高等学校地に移転することに伴い、位置の変更を行う必要から本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第46号 権利の放棄について」であります。これは、宮之城町屋地本町事業協同組合が平成3年度、商店街環境保全施設等設置補助金を活用して取得した財産について、川内川河川激特事業による移転先として譲渡されることにより、同補助金の返還が生じたものであります。

しかしながら、同組合は組合員の減少、あるいは高齢化などが進行し、組合の運営は極めて厳しい状況が今後も予測されるところでございます。やはりアーケードにつきましては買い物等の利便性を確保していく必要から、アーケードの維持管理というのは今後も必要であると、老朽化も進んでおりますが、こういった事業協同組合としての負担増も予測されますことから、これらを考慮した結果、返還金に係る権利の一部を放棄しようとするものであります。地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、議案5件につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

議案集の43ページをお開きください。「議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○教委総務課長（山口 正展君）

「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

「議案第46号 権利の放棄について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は6月17日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第10「議案第47号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第10「議案第47号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第47号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について」であります。

これは、設立団体の組織機構の見直しに伴い、さつま町土地開発公社の定款の一部を変更しようとするものであります。公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

議案集の47ページでございます。「議案第47号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４７号 さつま町土地開発公社定款の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

△日程第１１「議案第４８号 平成２２年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」、日程第１２「議案第４９号 平成２２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１１「議案第４８号 平成２２年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」及び日程第１２「議案第４９号 平成２２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」以上、２件の議案を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第４８号 平成２２年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」についてであります。

今回の補正は、農地・農業用施設災害復旧費に要する経費及び道路橋りょう河川災害復旧費、企画費、し尿処理費、物産観光費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５,５６４万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３０億２,０６８万５,０００円とするものであります。

次に、「議案第４９号 平成２２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」についてであります。

今回の補正は、償還金及び認知症予防対策費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,６６１万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７億７,０８５万円とするものであります。

以上、２件の内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第４８号 平成２２年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第４９号 平成２２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」につきまして内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は6月17日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13「議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防署災害対策対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の購入契約を締結しようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（高木 卓朗君）

議案集の50ページでございます。「議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約の締結について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

指名競争入札による契約となっているんですが、実際きょうもらった資料を見ますと2社になっているんです。それで、ほかに日野とか三菱、いろいろあるんですけども、この指名競争入札の2社になった理由と、それから1社は辞退ということで、完全に1社の、極端に言うと随契ではないんですけども、そのような状態になっているんですが、その辺のいきさつについて。

それから、この予定価格を3,149万1,600円とされたんですけど、その辺の予定価格の見積もりについての状況をお伺いします。

○消防長（高木 卓朗君）

まず、1点目の救急車の2社の理由でございますが、現在、国内におきまして救急車を販売しておりますのがトヨタ自動車株式会社と鹿児島日産自動車株式会社、2社でございます。

なお、指名競争入札といたしまして、1社辞退と、鹿児島日産自動車株式会社が辞退したわけでございますが、辞退理由を求めましたところ、諸般の都合により辞退させていただきということで、電話のやりとりの中でございますけれども、平成22年8月以降納車の車両につきまして

は、新排ガス規制が対処されるということで、そういうふうなところがまだ未確定であるという
ような情報も得ているところでございます。

それから、予定価格の件でございますが、これも2社から事前に見積もりをとりまして、それ
で設定した金額でございます。

○木下 賢治議員

ただいまの説明で1社辞退の件ですけれども、今後の指名についての考えを伺いたいんですが、
通常それ相当の理由があつての辞退であれば、必ずしもそうではないかもしれませんが、
やはり次回の指名をしないとかいうような対応もとられるかと思うんですけれども、今回の場合、
事後対策はどのように考えていらっしゃるでしょうか。副町長でもどちらもいいです。

○副町長（和気 純治君）

今回の入札につきましては1社辞退ということでございますが、指名競争入札の通知をします
ときに、入札者が1人の場合には入札を行わないということを明記しない以上は、1社であつて
も入札をするということでございまして、これはほかの自治体におきましてもこういう形での取
り扱いをしております。

それとあと、その辞退をもって即指名を後にはしないということの判断はできないというふう
に考えております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よつて、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よつて、「議案第50号 さつま町消防署災害対応特殊救急自動車・高
度救命処置用資機材購入契約の締結について」は可決されました。

**△日程第14「報告第3号 平成21年度さつま町繰越明
許費繰越計算書の報告について」**

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「報告第3号 平成21年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告につい
て」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 平成21年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。これは、環境対応車購入事業ほか14事業に係ります予算を地方自治法第213条の規定に基づき翌年度に繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第3号 平成21年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告第3号について、何かお聞きしたいことはありませんか。

○平八重光輝議員

3行目の総務費の役場庁舎の耐震診断についてであります。当初これを予算計上するときは庁舎の建設計画等もあって、急ぎでやるんだというようなお話しでしたが、私なんかはどうせ建て替えるんだったら要らないんじゃないかというような話もしたんですけれども、これが延びている理由というのはどういうことでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

庁舎建設の関係の繰り越しであります。いわゆる耐震診断はやったほうがいいんじゃないかというようなことで判断をいたしまして予算計上をさせていただいたところでございます。その後契約をいたしまして、11月7日から6月30日いっぱいということで委託期間がなっているところでございます。

今のところ6月1日現在で80%の進捗率でございますが、6月末日ですので、しばらくしたらその状況が判るかと思っております。やはり予算を通して、それからいろんな入札に付すまでちょっと時間がかかったというようなことでございまして、前からも6月まではかかるというようなことで報告はしているところでございます。

○川口 憲男議員

民生費の児童福祉費の子どもシステム、町も6月のたしか14、5日ごろの配付ということで新聞情報は得たところですが、このシステム改修業務の状況、今進捗といいますか、配付日に当然間に合うのか。このシステム業務はどういうものをされたのか、その2点をお聞きます。

○福祉課長（二階堂清一君）

子ども手当のシステム改修業務の件であります。最初子ども手当というものは、児童手当から切り離して独立してという話もあったんですが、そこが児童手当を一部含んで子ども手当ということにするということでありまして、当然そこには児童手当の改修の関係と、それから子ども手当の新規の業務が加わってきております。そこ辺を全部システム改修業務ということで国庫補助をもらったものですから、委託に出したわけであります。

工期的には6月30日ということになっておりますが、子ども手当は本町の場合6月11日に支払いますので、業務的には全部済んでおります。ただ、6月30日としましたのは、いろんな不具合が出てきたときに対処するために工期を少し長目にとった状況であります。

○川口 憲男議員

関連で6月30日までに支払いということだったんですが、11日に支払うということでしたけれども、いろんな情報を見ていきますと、住民票を確保している者ということが出ています。その中で、当町において住民票の中に、住民票は当然把握していらっしゃいますけれども、外国籍の方が何名ぐらいいらっしゃるかということは把握なされていられないのか。

○福祉課長（二階堂清一君）

私たちが一連の子ども手当の事務関係をやっておりますが、確かに外国関係の子どもさんということになりますと、全部形に国が示した基準でやっているということになります。本町の場合、少し問題化して私たちが把握しているところには、そういった件数はないです。

ただ、少し1件問題になりましたのがDV関係がありまして、子どもさんと母親の方は県外にいらっしゃるんですが、そっちでも子ども手当の申請が上がりましたし、当然こっちのさつま町の中でも子ども手当の申請が上がって、重複して申請が上がった件数がありますので、ここをどうするかということを今協議しているところであります。

○麥田 博稔議員

環境対応車の購入ということについてお伺いしますが、新聞報道で見ますと、米国では制動なんかいろいろ問題があつてというようなことで、本町でもプリウスというような話だったんですけれども、その辺の不都合というようなのは出ていないのかどうか。それが今一番、ブレーキがきかんとかなんとかないと問題だと思しますので、その辺をお伺いします。

それから、今の子ども手当のシステム改修についてですが、全額国庫補助ですから、いいといえればいいんですけども、きのうの新政権で来年度からは2万6,000円を見直すとかいろいろ言われています。そのときにはまたそのシステムの改修をせないかんのか、今のにちょっと修理を入れるだけで良いのかだけでいいのか。

というのは、お金は来ますけど、やはり仕事量として非常に福祉課に無理が来ると、いろいろ資料を調べたりいろんなことであると思うんですけど、その辺はどのようなになっているのかお伺いしておきたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

今回、環境対応車購入ということで、総務課1台、財政課1台、2台プリウスを購入いたしましたけれども、一応総務課のほうは4月11日、財政課が4月13日それぞれ納車いただいておりますが、新聞報道等と言われていました不具合等は一切影響ないというふうに思っております。

○福祉課長（二階堂清一君）

子ども手当の来年度以降の話になりますが、これは全く私たちも把握できない分野でありまして、1万3,000円が2万6,000円になるということは、今の話でいけば少し無理なのかなという気がいたしております。

ただ、私たちとしましては、システム改修もしましたし、それから子ども手当の性格という関係から、できればこの1万3,000円であっても継続性を持たせてほしいという気持ちはあります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

別にありませんので、報告第3号を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

休憩 午前１０時２９分

再開 午前１０時３９分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１５「報告第４号 平成２１年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第１６「報告第５号 平成２２年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１５「報告第４号 平成２１年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第１６「報告第５号 平成２２年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」の報告２件について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第４号 平成２１年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第５号 平成２２年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」であります。公有地の拡大の推進に関する法律第１８条の第２項及び第３項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは、報告書をお開きください。「報告第４号 平成２１年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

続きまして、「報告第５号 平成２２年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告２件に対する質疑は６月２９日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

△日程第１７「請願について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第１７「請願について」であります。

本日まで受理した請願につきましては、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。６月１５日は午前９時３０分から本会議を開き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前１０時５５分

平成 2 2 年第 4 回さつま町議会定例会

第 2 日

平成 2 2 年 6 月 1 5 日

平成 22 年 第 4 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 22 年 6 月 15 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(5) 川口 憲男	1 景観づくりについて (1) 平成 18 年 12 月に県内第 1 号の景観行政団体として指定され、心のふるさとを大きなテーマに景観づくり計画が進められている中 1 地区 1 景観を呼びかけられ、また、激特事業も最終年度に入るなど、河川景観も大きく変わろうとしている。 地域活動や支援団体等に協力を呼びかけながら景観形成を図るとの計画であるが、地域の素晴らしい自然、歴史を生かし、今を生きる私たちの使命として、町長はいかに実践される考えであるか、次の視点から伺う ア 地域の活性化、経済効果への波及向上策は イ 河川景観づくり、文化財、自然を生かした景観整備、保全の推進施策は
2	(8) 平田 昇	1 庁舎建設計画について (1) 当計画策定には、町民の総意を得る努力が必要ではないか、町長の見解を伺う 2 ごみ収集業務の委託について (1) 当業務委託は、契約から 10 年を経過するが、競争により業務受託の機会を与えていただきたいという町内の声に応じる考えはないか
3	(6) 新改 秀作	1 小中学校の学力向上対策について (1) 全国学力テストの結果から、本町の課題として何があるか (2) 学力向上には P T A などの協力も不可欠であると思われるが、今後 P T A などとの連携についてはどのように考えているか (3) 今後の学力向上への取り組みをどのように考えるか 2 高齢者対策について (1) 高齢者の現状や実態について、町はどのような方法で把握しているか (2) 高齢者がどのようなニーズを持っているのか、どのような事に困っているのかといった調査は行っているのか (3) 独居老人・高齢者世帯への対策はどのように考えているか (4) 町・商工会との連携で安心して買い物ができる買い物代行などはできないか
4	(14) 内田 芳博	1 新庁舎建設について (1) 本町人口も減少推移する中で、平成何年度の人口を目標にした庁舎建設を基本的に考えているものか、町長の見解を伺う (2) 本町の経済と地域発展を考えると、規模機能と維持管理経費のバランスを重視する庁舎面積、また、薩摩・鶴田両支所を有効活用し、15 年後に町民から高い評価を受けられる庁舎建設が必要と考えるが、町長の見解を伺う 2 社会情勢等周知のあり方について (1) 国・地方の厳しい経済や本町の超高齢社会など、社会情勢や地方自治の現状、近い将来の状況について、子どもたちやその父母に対し、機会あるごとにもっとしっかりと知らしめることが必要と考えるが、町長の見解を伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(18) 木下 敬子	1 町の療育施策について (1) 本町には療育に必要な乳幼児や児童に対して支援対応できる施設がないため、他市町の施設を利用している現状である。本人はもとより保護者の負担も大きい。 町内でも他市町並みの対応ができるような支援策が必要と考えるが、町の療育に対する取り組みについて、町長の見解を伺う
6	(12) 柏木 幸平	1 口蹄疫対策について (1) 町内の牛や豚の偶蹄類家畜等を口蹄疫から守るため、これまで行った町の防疫対策について伺う (2) 畜産農家の不安解消のために、町でできる今後の防疫や畜産農家への支援を、どのように考えているか伺う
7	(16) 市来 修	1 経済対策について (1) 6次産業の推進について、町長のマニフェストに掲げてある取り組みとその効果は (2) 地方主権として国政でも6次産業化や農商工等連携推進事業を掲げられている。 本町としても地域経済振興のため徹底した取り組みの必要性を痛感するが、職員が専従できるよう係を設置する考えはないか (3) 経済振興の必要性から町民も一体となってもものづくりに参画できるよう、公民館単位で特産品一品運動を進める考えはないか
8	(4) 米丸 文武	1 農業所得の向上対策について (1) 農業所得が低下しつつある。農業では生活を維持できない等の理由により後継者の確保が難しい状況にあり、農業離れや耕作放棄地の拡大につながっている。 さつま町発展のためにも農家の所得向上が不可欠と思うが、農業所得向上対策を町長はどのように考えているか伺う 2 農商工連携の推進について (1) 農商工連携の推進については、これまでも大きく叫ばれてきたが際立つ結果が見えないように思える。 本町の農林水産物を町内商工業者と連携して技術やアイデアを出しあい付加価値を高め、販路拡大による所得向上が若者の定住や雇用を促進し、町の発展につながると考える、町長の考えを伺う

平成22年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成22年6月15日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 有馬修吾君
環境課長 貴島晃人君	農政課長 平田孝一君
福祉課長 二階堂清一君	担い手育成支援室長 小椎八重廣樹君
総務課長 紺屋一幸君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
財政課長 下市真義君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから、平成22年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の会議に、4番、米丸文武議員から遅刻する旨、また、教育委員会委員長から本日から6月29日までの会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数
の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。まず5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。通告に基づきまして、一般質問の1番バッターを務めたいと思います。

通告にないんですが、町長その前に、今、口蹄疫等で非常に世の中がといいますか、県内あるいは町内が混雑しているような状況でございますけれども、先般も私ちょっと大口に所用がありましてお伺いしますと、休みにもかかわらず職員の方々が消毒に出て、非常に感銘を受けたところがございます。

しかしながら、都城で発生し、さらなる防除体制が必要かと思っておりますけれども、ぜひ職員の皆さん、身体を十分注意されまして、この時期を乗り越えていただきたいと思います。

それともう一つは、先般、ちょっとある町民の方々から喜びの電話をいただきましたので御披露いたしたいと思っております。

口蹄疫の状態のある中で、非常にイベントとか合宿とか、そんなのが滞っている状況なんです
が、先般、九州管内の高校女子ソフトボールですけれども大会がありまして、さつま町で合宿を
組んだチームが九州大会に臨むという話がありました中で、いち早く、どこかは知りませんけど、
さつま町のほうから祝電やお祝いの言葉をいただいたということがその学校にあったということ
で、その学校からもお祝いの言葉をいただいたと、非常にうれしい思いをしているということ
をいただきました。非常にこれから先、私たちがとらなければならない大事なことだと思います
けれども、職員の中にもそういう頑張りがあるということを町長にも御披露しまして、一般質問に
移りたいと思います。

先に通告いたしました景観づくりについて質問いたします。

平成18年12月に県内第1号の景観行政団体として指定され、「心のふるさと」を大きな
テーマに景観づくり計画が進められている中、一地区一景観を呼びかけられ、また、激特事業も
最終年度に入るなど、河川景観も大きく変わろうとしている。

地域活動や支援団体等に協力を呼びかけながら景観形成を図るとの計画であるが、地域の素晴
らしい自然、歴史を生かし、今を生きる私たちの使命として、町長はいかに実践される考えであ
るのか、次の視点から伺います。

1、地域の活性化、経済成長への波及向上策は。2、河川景観づくり、文化財、自然を生かした
景観整備、保全の推進施策は。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。一般質問の初日ということで、ただいま川口議員のほうから御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきたいと思います。

景観づくりの関係でございますけども、その前に冒頭に当たりまして、川口議員のほうから口蹄疫に関する激励の言葉をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

昨日からまた新たに横川のほうにさらに1カ所消毒ポイントを設けまして、計3カ所で実施をして、何とか本町への進入を防止をしていきたいということで、昼夜を問わず頑張っているところでございます。

なお、いろんなイベント等につきましても中止をしたりということで、いろんな地域経済にも影響が出ていますところでもありますけれども、やはりこういう緊急事態でありますので、町民の皆さん方も広く御理解をいただいて、御協力をいただければ大変ありがたいことだと思っております。

先ほどもありましたとおり、合宿によって本町でいろんな練習をしていただきました高校生の皆さん方が、そのチームの中の何校かがインターハイのほうに出場するというところでございましたので、2校ほどはそういうところに祝電もいたしまして、激励もいたしたところでございます。

それでは、景観づくりにつきましてのお答えをさせていただきます。

質問要旨にありますように、これまで景観行政団体指定後、町のイメージアップを図るために、住民への意識啓発活動、あるいはアンケート調査活動、また地域においては地域活動の一地区一景観運動ということで取り組みを促進してまいったところでございます。

現在、景観事業に係ります関係機関の方を中心に組織されました景観協議会を中心に会議を開催いたしまして、さつま町景観計画の検討策定を進めているところでございまして、ほぼ素案ができ上がっておりますので、議会のほうには近くまた説明をする機会を与えていただきたいと思いますところでございます。

計画では、行為の制限に関する事項を必ず盛り込むことになっておりまして、このことは個人の財産とか、あるいは住民の生活に制限に係る分野もございますので、慎重に策定を進めているところでございます。

議員がお尋ねの地域の活性化、経済効果への波及効果対策でございますが、こういった向上対策につきましては、町内各地域の特徴のある景観資源を保全をし育成しながら、一つには交流人口の増加策によります経済的波及効果を狙っているところでございます。

現在でも終野地区の彼岸花まつり、あるいは薩摩地域での梅の花ツアー、それとまた町で町木として推進をしておりますモミジの植栽、こういったことが将来的には景観的なものにもなりますし、桜のいっぱい咲いている地域もございます。そういう関係。

それから、鶴田地区の奥薩摩のホタル、二渡、あるいは時吉地区におきましても、そういうホタルの生息がございます。そのほか野鳥などの景観関係、そのほかの人工的な関係もございしますが鶴田ダム、産業遺産としての永野金山、石橋、あるいは千年の森、こういった人造による景観。川内川でのホタル舟の運航、轟の瀬、神子のとどろ、観音滝などの資源を活用した景観。そのほか宗功寺、紫尾神社等の歴史文化、あるいは地域に根差しております郷土芸能、金吾様踊り等、非常に有名な伝統芸能もあるわけでございますので、こういったことを一つの景観としての代表的な取り組みとしていったらどうかということでございます。

多くの種の資源が残されておりますので、これらを地域や町のイベントと有機的に組み合わせて、現在進めておりますグリーン・ツーリズム研究会、これらも宿泊体験活動を初めとしまして、

まちの魅力を創出しながら定住、交流人口を増やすこと、観光面や、あるいは物産販売などで経済的な波及効果を出していければということで期待をいたしているところでございます。

次に、2点目の河川景観づくり等につきましてでございますが、景観づくりの推進には、住民や民間によるものと、当然行政による景観づくりがあると思っております。

行政によります景観づくりにつきましては、町の景観づくりのため、重要な建造物、あるいは樹木、公共施設を指定をいたしまして、大切に守り育てる景観づくりを考えているところであります。

一方、地域による景観づくりにつきましては、さつま町を特徴づける景観を守り育てるため、農村景観の大部分を占める田園風景、里山景観、竹林景観、せせらぎ景観など、住民が主体となつて良好な管理をしていただくことになると考えております。

いずれにいたしましても、良好な景観づくりへの役割としまして、行政、地域や住民、事業者、それぞれの役割を明確にしながら、相互に連携し協働し、心のふるさとづくりを目指した総合的な景観づくりが必要であると考えているところでございます。

また、議員御指摘の地域活性化や河川景観づくり、景観整備、保全の推進施策についても次期振興計画、後期計画にも可能な形で盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長の答弁の中にはたくさんのことが網羅されて、全体的には今述べられたことが大きなことではないかなと感じるところでございます。

その中で、一つ強く申し上げたいのは、平成18年12月に指定を受けた後、平成22年を経過いたしました。その中で、さまざまな先ほど申し上げられました景観協議会等を設置されて、そのどういう形がいいのか模索されている状況があると。そして、近いうちに議会にもそれを申し上げたいということですので、そこあたりを見てまた質問していきたいと思うんですが、町長に私は一つだけ、ぜひこのところで、この地域活性化、経済効果への波及向上を考えると、どうしても必要かつ、やらなければならないところがあるんじゃないかと思います。

先ほど申されたもみじの植栽、あるいは中津川の金吾様、あるいは永野の金山ですか、町内にはあらゆる点的にところがございます。今、町長、御覧になっていらっしゃるかどうか判りませんが、南日本新聞の地域の声の下の欄に、高知県のちょっと名前は、土佐をもじっておもてなし課というような文章を、短文的な小説があるんですけども、これをずっと読んでますと、きょうのコラムの中には、やっぱりそれを私もちょっと時間がありませんでしたけれども、町内を見てまわりまして、いろんなところをリーフレット、パンフレットを見ますと、個々の宣伝は大きくうたってあるのが多いんです。

ところが、さつま町全体を包んだ、そういうようなマップといいますか、案内がないんじゃないかと。やっぱりそういうところから、ぜひ最初の手はずですけども、やっぱりこういうところから、さつま町の景観として進めていかれる考えがないのか。

それと、先ほど申し上げましたけれども、どうしてもやっぱり地域が潤う経済効果を波及するということは、町長の答弁にもありましたように、交流人口、あるいは定住ですか、そこあたりを増やさないことには今の状況の中で工場誘致とか、いろんな企業拡大とかいうことが望めない中では、定住あるいは交流人口を増やしていくことに意義があるんじゃないかと思います。その辺のところについて、2点ほどのところで町長にお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

まず1点のさつま町全体のマップの考え方でございます。やはり先ほど申しました、ここには

いろんな豊かな資源というのがございます。それらをいかに有機的につなぎあわせて、町全体としてのイメージをつくり上げて、そしてそれをまたまとめてマップとしてつくり上げていく、これも非常に大事なことでございます。

やはりさつま町の景観というのは、本当に豊かな自然、山あり、川あり、そしてまたこういった緑の豊かなところでございますし、そしてまた、そこにあるいろんな文化、歴史的なもの、いろいろございますので、そういったことが全体的にイメージが高められるような方策というのは、今後の一つの課題であるかと思っておりますので、御指摘のようなことにつきましては十分検討をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

それから、2番目の交流人口の関係でございます。本町におきましては、交流人口200万人を抱えていて、これまでもいろんな文化的な交流、あるいはスポーツの交流、幅広い、例えば会合等についてもやっていくというコンベンションシティのまちも標榜いたしているところでありますので、とにかくこういった景観の行政を進めるにおいては、そういう経済効果、そしてまた、地域の将来へ向かっての展望策というんですか、そういうことにやっぱりつながることに行かなければ、ただこういう計画をつくっただけでは意義がないわけでございますので、その辺のいろんな波及効果というのを、町の先ほども申し上げました総合振興計画の中でも関連づけながら位置づけをする必要があるかと思っておりますので、十分その辺の意見については、これからも検討研究を進めてまいりたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

もう質問の大半がお答えが出てきたんですけれども、おっしゃるように先ほど冒頭でも申し上げましたように、交流人口といいますか、イベント、あるいはそういうような合宿ですか、そういうことでいらした方々が、先ほども申し上げましたように、ちょうど私もほろっと来たぐらい感動した思いがあります。小さなことなんですけれども、職員の中にもそういうふうにして心遣いをして、町のためにという考え方があるわけなんですけれども、やっぱり町長の最初の答弁の中にもありましたけれども、地域、町長、いろんな関係団体、そこを交えた取り組みが景観づくりにも進んでいくんだということでしたので、ぜひそれだけは景観の計画づくりが進んでいる中で、大まかな計画でしょうけれども、町長の心の中の実践的なところには、そこらとちょっと関係の担当課にも指示されてやっていただけたらと思います。

それと、もう一点、2番目と重なりますけれども、河川の景観づくり、けさもちょっと柏原の輪中堤のところまで行って見てきました。轟の瀬と同じように、あそこも大きな石積みで、非常に川として飛騨だったですか、どこかあの辺にもできている石積みの、普通のブロック積みでない、きれいな石積みが轟の瀬のところと同じようなのができております。

話に聞きますと、虎居の宮都橋から下流のほうもその状態でいくんだという説明を受けたんですけれども、やっぱりこういうふうにして河川の景観も非常に変わってきます。その中にあって、やっぱりうちの町が何で生きていくかとなりますと、やっぱり景観を生かしたまちづくり、そういうことが強く望まれるんじゃないかと思えます。

その中で、町の歴史資料センター、それから、この前改修をされましたから幾分きれいにはなったんだろうと思っております。改修後、ちょっと足を運んでみせませんでしたけれども、改修途中でしたけれども。

それと、あそこにある宗功寺、皆さんおっしゃるのが、なぜあれをもうちょっと生かせないのだろうかということをしてしております。以前の町長のときに、大型バスが行けないんですよと、大型バスの運転手は、あそこに行けないから、もうあそこはコースから外しているんですよというようなことも聞いたということでしたけれども、いや行けますよということでしたけれども、

それからその後何ら策がなされていないところもあります。

それと、それから下に下りまして、竹林公園になっているんですか。旧宮之城のほうでつくられた竹林公園、旧町の鶴田町の議員のときに何回か足を運びまして、非常にコイやいろんなが入っておって、壮観さを覚えて、また竹のまちとしての黄金竹ですか、それから孟宗竹が植えてあって、非常にいいところだなということを感じたんですけれども、総合グラウンド、ラグビー、サッカー、いろんな総合グラウンドがあり、そういう竹林公園があり、また歴史の資料館があり、そして墓石の文字を全部読むとカメが動くと、小さな子どものころから、小学校のころから言われて、遠足にも来た経緯があるんですけれども、そういういいところがあるんですけれども、なかなか客の伸び方がそこが薄れていると。町内の人に聞きましても、いまいちそれが写っていないということを聞きます。

ぜひ、そういった先ほど申されました文化的な活用策、自然を生かした活用策、今後、分水路ができますと、一つの小島といいますか、島になりますけれども、また歴史資料館のほうから見る分水路の形はいろんないいイメージがとれてくるんじゃないかと思います。大きくは見えなと思いますけど、先ほど申し上げました川内川河川敷の虎居橋前後のところの石積みもまたそれが生かされてくるんじゃないかと思います。

そういったことを考えますと、あそこを一つの基点として活性化されるような考えが私は必要だと思うんですけど、町長のお考えの中にそういうところがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、それぞれ河川の関係での景観ということでお尋ねをいただきました。

たしか今、河川改修の中で、この河川事務所のほうでも、とにかくもう自分たちのふるさとの川であるというようなことでありますから、地域の皆さん方がやっぱりこの川づくりに関心を持っていただくということで、川づくりに当たりましては、住民の皆さん方のいろんな意見を聞く機会をつくっていただきました。

そういうことで、地域の皆さん方がそれぞれ思いを出していただいて、ああいふ石積みの、本当に対岸から見ますとすばらしい景観の状況になっていることは、大変ありがたいことであつたと思っていますところでございます。

轟の瀬から川口、そういうところに至っては、おしどりとか、あるいはおしの欄干とか、いろんな昔から言われた優秀なる地でありますし、宗功寺との関連、県立公園の一体的な利用というのも当然考えられるわけでございます。

そういうことで、県のほうに対しても、今非常に県のほうも財政が苦しくて、この公園の整備については、今のところとまってはおりますけれども、決して中止をしたわけではないというようなことでございますので、これらもやっぱり今、分水路の開削のあの付近まで県立公園としてゾーンとなっているわけでありまして、今でもいろんな機会に県のほうに対しましては、引き続き橋をかけるなりとか、あるいは歴史的なああいふ地域については、この地域の本当にシンボルとなるような新しい観光スポットになることもありますので、何とか今後においては整備もしていただきたいということは常々要望もいたしてきているところでございます。

歴史センター、宗功寺、それぞれこの一帯というのは、この地域の歴史的なゾーンでありますので、そういったことが宗功寺につきましても、九州一の墓石群ということでも言われておりますので、あれがもっと日の目を見るようなルートということも必要ではないかと思っていますところでございます。

とにかく、いろいろ御指摘がありますように、非常に本町が、潜在的な能力、ポテンシャルを

持っている地域でありますから、それをいかに引き出して、こういういろんな観光的な面からも生かせる方法はないかということで、これが一つのまた景観の事業の一つのやり方ではないかと思っておりますので、そういうことを十分踏まえながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、最初申されましたように、その景観形成には守る、あるいは育てる、つくる、やはり地域の協力、いろんなところが必要性があると思います。行政一辺倒でということではなしに、やっぱりこういう景観づくりを町が声を上げて進めていく中で、地域は、あるいは町民はいかにすべきかという、いかに対応していくかということを訴えていかれるべきが必要ではないかと思います。

そのためには今おっしゃった、そういうところが非常に生きてくるのではないかと思います。その生かす工夫とか、そういうなのもやっぱり地域にとって、どういうことをしたらそれが生きるのかということも必要性があるんじゃないかと思います。

先ほど答弁の中にありましたように、二渡のホタル、それから神子のホタルのことも申されました。ちょっと聞きますと、ちょっと少ないかなということを聞いたところもあるんですが、やっぱりこれも以前の18災害では、神子のほうは非常に生息する地域が押し流されて、またホタルを守る会の人たちが芦を植えられて増やす工夫をされておりました。ことしはちょっと余り聞かなかったんですけど、ことしはまだ寒さの影響で、ちょっと飛び方が少なかったということでした。

河川で言えばホタルばかりでなく、漁協のほうでも川に親しむ集いというようなことアユ祭りをして、川をどうにか生かそうというような工夫もされておりますし、そういった点からも、やっぱり地域といたしましても、こういうホタルなんかは、町の昆虫として、せつかく町のあれとして上げてあるわけですから、そこあたりのところで、ある小学校でも、このホタルを増やす工夫をされておりますけれども、なかなか難しいと。年期といいますか、精通した人がいないとなかなか育てにくいということも言われております。

自然に任せていることが一番でしょうけれども、やっぱりこういう地域で頑張っているところには、町として何らかの手助けをするべきと考えるんですが、町長はそういう考え方はないのか。なくても、やっぱり景観行政を進めていく中では、そういう地域が先ほど申し上げました、守り、育てる、つくるのが大事ということですので、そういった観点から、このまちがホタル、あるいは川を生かしたまちということで考えがないのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

地域、あるいは町民にも訴えていくことが必要ではないかというようなことでございまして、全くおっしゃるとおりでございます。

やはり自分たちの住んでいるふるさとをどう守り、そしてまた育てる、生かしていくかということが必要でありますから、当然としてやっぱり地域の皆さん方が参画をしていく、こういう景観づくりについて、やっぱり関心を持って参画をしていく、そのことがやっぱり意義があるかと思っているわけでありますので、そういうことについては努めて参画を呼びかけていきたいと思っております。

ホタルの関係等につきましても、いわゆるホタルが生息するような環境というのが大事であるかと思っておりますので、そういう河川整備のあり方、あるいはそのホタルの生態系に合ったような工法というのは当然必要でありますし、その辺のところはまた関係のところにも呼びかけはして、環境ブロックを積んだり、普通のブロックではなくて、先ほどありました石積みとか、あるいは

環境ブロックという新しいそういう材料もあります。そういうことも呼びかけをいたしているところでもありますし、町の河川等についても、地域によってはそういうこともやっているわけでございます。

そういうことでございますが、いろんな支援のあり方については、一応今地域活動の支援事業というのをずっと取り組みをいたしておりますけれども、景観につきましても、その中でやっぱり先ほど申しました一地区一景観ということで進めておりますので、地域の皆さん方いろんな話し合いをされまして、どうしてもやっぱりそういう地域があつて、これは守っていききたいと、まだまだ生かしていかなければならないということについては、地域活動支援事業という形でも取り組みをしていただければありがたいと思つていらっしゃるところであります。

それでまた、これについては平成22年度で終わりますけれども、また23年度から新たな発展的にまた衣がえをした形で推進をしていきたいと、支援をしていきたいと思つておりますので、地域の独自性のある計画づくりについても今進めておりますので、その中で景観の関係も取り上げていただければありがたいと思つていらっしゃるところでございます。

○川口 憲男議員

町長、今の答弁をいただきまして非常に私も地域活動支援事業を申し上げようかなと思つていたら、23年以降も新たな形で推進をしていくということでした。

そういったところで、町長、この事業は本当に地域に投げかけられて、その地域が潤うような政策であるし、また頑張りができるような政策じゃないかと思つております。

その一つには、今まではこういう環境に対しては取り扱いがなかったんだけど、今後はそれを進めていくという判断でよろしいのかなと思つております。それはあとお答えいただきますが、その中で、今多くのところが出ました。例えば中津川の金吾様、あるいは永野の金山、あるいは二渡、それから神子のホテル舟ですか。それと、この町には例えば湯田の温泉、あるいは紫尾の温泉というような温泉の活用したい地域があるんですが、例えば紫尾の温泉地を小さいやしの里というようなので逆に町側から、町民の盛り上がりももちろん大事というか、していかなければなりませんけれども、逆にあなたの地区をそういうふう指定いたしますよと、そういうことでそういうホテルの里とか、あるいはそういういやしの里とか、あるいは文化財の活用策とか、そういうのを町側から指定されるような考えがないのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

景観地域の指定というんですか、景観を進める上におきましては、やはりいろんなそれぞれの地域の公民館を中心としたやり方もありますし、あるいは企業とか、あるいは事業者、あるいはボランティアグループ、NPO、通り会とか、そういった方々がそれぞれ景観支援の団体となつて推進していただければ、本当ありがたいことだと思つております。

そういうことについては、先ほど申し上げましたとおり、今回この景観運動を実施した場合においては、活動支援事業で100%充当したいというふうに考えております。例えば、限度については15万円程度ということで、とにかく地域のほうの景観、もう本当に美しい美しい景観づくりですか、そういう推進のためにもやっていきたいと思つております。

そしてまた、今、紫尾温泉のことも申されました。紫尾温泉については、非常にああいう自然豊かなところにたたずんでいる温泉ということで、そして泉質的にも、私はこの前も日本一の温泉だと、県外の方がいらっしゃいましたので、大学教授とかいろいろ見えて、いろいろ話す機会がございましたので、その中でもそういうPRをいたしておきましたけれども、とにかく非常にすばらしい地域でありますし、町としましても町木でありますもみじの植栽も紫尾温泉にも行っております。そういうことで、何とかそういう特色のある地域の景観づくりが進めばありがたいと思

っております。

過去、例えば地域活動支援事業についても、過去におきましては、それらの三役でヒアリングをして、そしてまた、お互いに協議をしながら、お宅の地域はもっとこういうものがあるからこういう取り組みをしたらどうですかということ。

例えば例として柘野地区の彼岸花、あそこはもともと彼岸花があったし、何をしろうかいという話がありましたけど、彼岸花があるんじゃないですかと、そしてカジカの鳴く里、彼岸花ということで売り出したらどうですかということで、そういう協議の中でそういうことが進められて、今は本当にすばらしい地域になっているわけではありますが、そういう形で今後におきましても新しい来年度から始まる地域元気再生事業という、名称はそういうふうを考えておりますけども、その中でいろんな計画をつくっていただきまして、それで余り何もかんも手広くして結果的に埋もれて何をやっているのか判らんと、そういうことじゃだめですよと言ってあります。

とにかく、私たちの地域はこうしたい、こういうふるさとづくりをしたいと。福祉であれ、環境であれ、あるいはまた安全安心の問題であれ、あるいは高齢者福祉の問題、いろいろあろうかと思えますけれども、その中でやっぱり我が地域はこれにやっていきたいと、そういうものを重点的に上げていただきたいと。それに対しては重点的な配分をしていきたいと思っておりますし、そしてまた、ヒアリングをしながらお互いに協議をして進めていきたい、そういう考えを持っておりますので、紫尾温泉等につきましても、本当に紫尾区については代表的な地域でありますから、できればそういう町でも指定ができるのかどうか判りませんが、ひとつのおっしゃるようなそういう方向のことはお話をしながら、今後においても余り開発が進まないように、本当にあのたたずまいがずっと続いて、都会の人やら、あそこの訪れる人たちが本当癒しを感じるような温泉地にしていただければありがたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるとおりで、私もそのように考えておって、今紫尾温泉のところも提言をしたところでございます。しかし、いろんな地域が自分たちのところという、町長の言われるより自分の地域の見直し、に目が届いていったらいいのかなと、そういうことによって景観形成ができていったらいいのかなと、そういうことを考えます。

これは私の持論ですから無理はもうしませんけど、私は景観づくり＝まちづくり、あるいは人づくり、これ人づくりにもつながると思うんですけれども、人づくりをすることが景観づくりにもつながるし、あるいはまちづくりにもつながっていくんじゃないかと。これはもうそのことでいろいろなことを進めております。

地域におかれましては、7月末ですか、地域を挙げて草刈りをしたり何かしたりするところもありますし、地域によっては花植えをしたり、いろんなことをされております。それも小さな景観のつくり方だと思うんですけれども、やっぱりそれが必要だろうし、先ほど町長の答弁にもありましたように、交流人口の拡大、いろいろなところの、先ほど土佐のおもてなし課の短編をずっと読んでいますと、もう一回訪れたいまち、これを強くうたっております。

それはただ景観だけでなくして、地域のそこに住む人たちの心もあるんでしょうけど、やっぱりもう一回訪問してみたいまち、それがさつま町なんだということも必要だろうと思います。やっぱりそういった点からでは、いろんなところでそういう行政として資料を差し上げられるとか、そういう方向性を持っていかれることが私は大事じゃないかと思います。ややもすれば、町民として気持ちはありますけども、どうして動いていいのか、どうしたらそれになるのかということもあると思いますので、そこあたりが行政の力ではないかと思います。

庁舎内に地域推進ということで職員も配置してありますけれども、この職員の方々が、先ほど

申し上げましたように、いろんな職員の方々もそういう気持ちは持っていらっしゃると思いますけど、ちょっとした気持ちを持って、あるいはちょっとした心で、その地域に奉仕ができると。そういうことが非常に大事ではないかと思っております。そういうことが、その地域の活性化、あるいは形成にもつながっていくのではないかと思いますので、そういうことをすることによって地域が潤っていくということも一つの経済効果になると私は考えます。

それともう一つ、大きく町長、もう一回見詰めてほしいのが328、267、あるいは湯田の温泉街に黄金竹を旧町で植えられましたよね。それから328の平川沿いの街道、非常に私も黄金竹って家の庭にも植えているんですけども、竹のまちとして黄金竹がいいんじゃないかと。非常に小さく、最初のころは（「キンメイチク」と呼ぶ者あり）キンメイチクか、植えてあるんですけども、当初は大きかったんですけど、次第に小さくなって、もう一回そういうところからも見直しして、街路樹からもまちおこしを興すんだという考え方がないのか、ちょっと考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

何事も推進をするに当たりましては、本当に基本になるのは、おっしゃるとおり人の問題だと思います。やっぱりこういう実践活動、そういう行動的にやるとなると、人づくりというのは、もう極めて大事なことでございます。

そういうことで、先ほど申し上げましたようないろんな活動の団体というのはありますし、そういうグループができるような仕組みづくりというんですか、そこも必要であるかと思っておりますのでございます。

高知県のおもてなし、これも確かに先日もおもてなしの心をということもお伺いしまして、確かにそれはもう基本的なことだというようなことで、まずはやっぱり町民全体が観光、あるいは景観団体としての人が訪れるまちになりますと、そういう心をみんながやっぱりいろんな関係機関も、そしてまた一人一人がそういう気持ちになることが、まずは大事であると思っておりますので、その辺はまたいろんな機会を通じて啓発も必要かと思っておりますのでございます。

この地域の関係につきましての取り組みについて、役場の職員がもっとかかわりをする必要があるんじゃないかというようなことで、私が就任をいたしましてから、もっと地域に入り込んで地域のいろんな課題を広げてほしいというようなことで、もっともっと役場だけにずっと座っているんじゃなくて、現場に入って聞いてほしいということをお願いしております。

地域担当職員という名称に変えまして、とにかくことは特にまた地域の活性化計画をつくっていただくことになりますので、職員も一緒になって地域のいろんな課題、悩み、そしてまた今後あるべき姿というのを一緒になって考えて、やっていこうじゃないかということでお願いをしてございますし、もっともっと地域の役員会とか行ける機会があったら積極的にまた、どっちからも呼びかけをしていただければありがたいと思っております。

そうでないと、机上でただ考えたばかりでは、今の世の中なかなか実態とそぐわない、いわゆるミスマッチが多いわけでありまして、やっぱり実態に即したようなそういう計画づくり、あるいは調整についてもその方向はいいのではないかと思いますので、そういうふうに推進をいたしておるところでございます。

あと、キンメイチクの関係については、竹のまちとして、ふさわしいまちづくりの一環として、過去県のほうにお願いをして植栽をいただいたところでございますが、植栽の範囲が非常に狭い関係もありまして、やはり同じ狭い場所ですと何年も経ちますと、なかなか管理が難しいというようなこともありまして、竹の場合難しいと思う、やっぱり5年ぐらい1回ぐらい植えかえないとだめなのかなというぐらいに思っております。

平川街道はすべてなくなって、背景が緑であって、なかなか竹の場合は生えないということもあって、手入れの関係もあったかと思うんですけども、今はなくなっておりますが、だんだんこの市街地の分も宮之城温泉街、あるいは宮之城中学校の下の駅通りにつきましても、だんだんみすばらしくなっているというような状況がございます。

県のほうにもいろいろ協議をしておりますけれども、今町内でも何を植えたら本当に景観的に、そしてまたまちのイメージとしてふさわしいかということも検討いたしておりますけども、なかなかこれといったところまで至っておりません。植えかえとなりますと、竹はあとの肥培管理というのがなかなか大変でございますので、もう少しこの辺については検討をする必要があるかと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思いますところでございます。

○川口 憲男議員

町長、景観形成についていろいろ町長の思いをしていただきました。3月の町報にも行政から景観づくりを発信するという事で、地域にあるすばらしい景観資源を次の世代に伝えていくことは、今を生きる私たちの一つの使命と従え、さつま町では地域、行政、事業者が取り組む景観づくりをもう一度進めたいということにしています。こういうふうにしてあります。

これをじっくり読んでいきまして、なるほどいい方向に行くのではないかなと。今町長のお話を聞きまして景観づくり、あるいはまちづくり、それから地域活動支援事業等の考え方をお聞きしました。担当課長もいらっしゃいますから、これは一つの計画ですけれども、町長の考え方を、計画の中にそのところを入れることができたなら、こういうことでということのを押し進めて、町民のほうにも発信していただけたら、私は非常にいいんじゃないかと思っております。

最後ですけれども、職員の方々も一生懸命、今度口蹄疫とかいろいろなことに頑張っていらいいますけれども、先ほど町長が述べられたように、職場だけでなくして職場から出てみた地域の考え方、地域の人たちの考え方を強めていくということも申されました。ぜひやっぱりそこから職員が見た地域とか、あるいは我々が見た庁舎というのもありますから、そこあたりのところに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、申し上げますけれども、何度も申し上げましたけれども、地域の活性化は自分たちの手で、自分の住む地域は自分の手できれいにしていくなだと、それによって交流人口が増えていくことにつながるんだということですけれども、今一度いろんなこと、イベント的なことも、それから花づくりとかいろんなことをやっているところもあります。今一度景観行政について、18年からでしたけれども、景観行政初年度というような考え方で、もう一回本気に取り組まれていければ、川づくりからそれから町の史跡とかいろんなところから、いいまちづくりができていくんじゃないかと思えます。その辺をお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

景観団体として、前町長の時代に県内第1号で名乗りを上げられまして、私が引き継いで今、何とかせんないかなと、つくり方がおくれではせんかということで。どういふんなら、まちを、景観を目指しているかということで、今一生懸命取り組みを進めて、ほぼ素案的なもののでき上がりましたので、先ほど申し上げたとおりまた議会の皆さんにもいろいろ意見を聞きながら、正案として設けていきたいと思っております。

そして、またこれが成果を得ましたなら、地域の皆さん方にも周知を図りながら、地域の皆さんと一体となつてつくり上げていく、美しい潤いのある本当にすばらしいまちだと言われるようなまちを目指して頑張っていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

次は、8番、平田昇議員の発言を許します。

○平田 昇議員

質問の1です。庁舎建設計画の策定には町民の創意を得る努力が必要ではないのかという町長に対する質問です。

なぜ、こんな質問をするに至ったか、町長のこの政策の進め方に納得できないのです。さつま町の役場は建設して何十年も経って老朽化が進んでいる。その上、平成9年の地震によって構造上の損傷も受けている。こんな状態で再び震災にでも遭えば大変なことになることは明白だと。

では、どうするか。新しく庁舎を建て直すしかない。その建設には借金の7割を国が見てくれる合併特例債の活用がベストであると。その合併特例法も残り数年で効力がなくなる。このチャンスを逃してはいけない。よし、さつま町は新しく庁舎を建設する方向に進もうと決定したのは、最高決定責任者の日高町長のはずだ。合併協議の段階で既に方向性は示されているという意見もあるが、町の進む方向をはっきりさせたのは町長である。

ことし2月だったと思うが、南日本新聞がさつま町の新庁舎建設への動きを報じた記事が心に焼きついています。記事には町内外の各層の権威筋で構成されている庁舎建設検討委員会の初会合の内容を伝えるもので、庁舎建設に反対する意見はなかったとしており、日高町長の庁舎建てかえの方向性は定まっているのではないかという談話も紹介されていました。

私はこの談話に驚きがありました。町の最高責任者である町長の言葉とは受け取れないのです。町の進む方向はいろいろ分析して検討した専門筋、権威筋の見解で決まるかのような、まるで人が決めてくれるかのような言い方、町の進む方向に重大な決定をするのは主体者たる町民、その先頭に立つ、最高決定責任者である町長ではないか。町長が私はこうしたいという考えに対して、えり抜きの専門筋が検討して見解を述べる。考えようによっては、貴重な意見も拝聴できるので決して悪いとは思わないが、各会の有力者また町内各地域を代表する方々からの特別な反対の声はなかったので、庁舎建設の方向は定まっているのではないかという町長の判断はいただけない。

町長、くどいようですが、もう1回言わせてください。新しく庁舎を建設したいという町長の方針について、それぞれの専門筋、町内での各地域を代表する方々に意見を聞いて、反対はないということでこの政策を進める。進めて庁舎を建設する。もちろん、それまでには議会の庁舎建設よしとする決定を得る過程もあります。町に重要な政策である新庁舎建設が何ら滞りなく進んだことになります。私が言いたいことは、それからあとのことです。

たくさんの借金を抱え込んでフーフー言っているさつま町が、さらに約17億円とも言われますが、巨額投資をしようとする。借金した7割は国が見るのだと言っても目をつぶってやり過ごすことのできない義務的経費である交際費、維持補修費がどれだけ膨らむのか、さつま町の台所とが今までより一層厳しくなるのは間違いはない。この苦しみを背負うのはだれか。さつま町は新庁舎をつくったほうがよいのかどうかの検討に加わらなかった町民ではないですか。

だから、町長は町民の総意を得る努力をすべきだということです。高い見識を持つ方々で構成されている検討委員会で異論がないところを、即町民の合意形成と決め込むのは地方主権と言われる時代にそぐわない、これを言いたのです。役場職員の中には、この進め方について厳しい意見が進んで潜んでいるのも事実です。

行政のシンクタンクとして職員がいろいろな厳しい意見を持つのは当然です。これについては、今は触れません。町長が町民の皆さん、私はかくかくしかじかの理由で新しく庁舎をつくる方針で進みます。その資金はこうしてそろえます。

そのために、町の財政事情はこう変わってきます。苦しみは変わりますが、私たちは力を合わ

せてこの苦難を乗り越えなければならなりません。次の時代を背負う子や孫たちのために御理解ください。御協力ください。町長がこの切実な思いを機会あるごとに、例えば街角にも立って町民に訴える、町民はその熱意にこたえるはずです。理解は得られるはずです。

その理解が参加と協力を生み出します。その町民みんなの心、総意がもう一つの創意、つくり出す意思、この場合は我々はこう取り組んで解決すべきだという、町が直面する課題を、難題を解決する道をつけ出す創意につながる。町民の創意、つくり出す意思、その中には旧薩摩町庁舎を遊休施設のままで置くのかとの問題提起もあるはず、これが庁舎づくりの道であり、まちづくりの道であると信じて、そして日高町長の誠実な人柄を信じて勇気を持って質問いたしました。庁舎建設にはまず町民の創意が必要ではないのか、町長にこれを質したいのでございます。

質問の2、ごみ収集業務委託の件についてであります。ごみ収集業務の民間への委託がスタートして10年経ちました。時を同じくして町内各所から声が上がります。10年前の競争入札には勝てなかった。しかし、今でもその業務を与えられれば、立派に責務を果たし、町内の期待にこたえる自信がある。どうか、私たちもの競争の場を与えてくださいという声です。また、契約期間の10年間は長過ぎる。3年くらいにすべきという声もあります。

この件については、ことし3月の定例議会で文教厚生常任委員会から報告されております。大事な部分です。そのまま読みます。

町のごみ収集業務を請け負う民間業者は、どんな方法で決めるのかを質したことに対して、町長、執行部からの答弁は毎年、町の指名推薦委員会で協議の上指名し、見積徴収を行い、適正見積もりであることを確認した上で、同じ業者に毎年委託している状況にあると。平成21年度でちょうど10年を経過することもあり、指名推薦委員会の中でも再検討の時期に来ているのではという指摘もあったことから、新年度において検討し、考えを示さなければいけないと思っているという、報告内容です。

私は、このごみの収集業務を民間に競争入札で委託している熊本市に問い合わせました。3年ごとの競争入札で、業務委託をしているが、何ら問題は生じないということです。私は行政が、毎年同じ業者を指名した根拠は何であったのか。適正な見積もりであるとされる基準は何によるものか、いろいろ質したいこともあるのですが、担当課長もクリーンセンターの担当の方もこの4月に配置替えされたばかりであり説明のしようもないだろうと思い、この質問は置きます。

ただ、ことし4月からの本町の新しい行政組織体制を説明する文書に、環境センターとクリーンセンターが本年度に取り組むべき課題として民間委託の具体的計画推進が明記されています。これを見て心強く感じました。

ここで町長にお尋ねします。町長は今年度中にごみ収集業務の民間委託は、一定期間ごとの競争入札によるものとする計画を立てて、来年度より実施する考えであると受け取ってよいか伺います。

1回目の質問を終わります。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平田昇議員の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、初めの庁舎建設計画についてでございます。当計画策定には町民の総意を得る努力が必要ではないかということでございます。

これは、当然として町民の総意を得る、これはもう最前提でございます。そういうことで進めてまいります。

若干経過を申し上げますが、庁舎建設につきましては合併協議の中で、新しいまちの中で検討委員会を設置をして検討してくれというようなことでなっておったかと思っております。そういうことで、ずっと内部で作業部会というんですか、その中でも検討がなされてきておったようでございます。

私が就任してから、一応具体的にはやっぱ進めんにやいかんというようなことで、とにかくやっぱり庁舎を建設するとなりますと、財源というのが必要でございますから、これは通常の事業と違ってかなりの大きな投資を必要とするというようなことでございますので、念密な財政計画をつくるというようなことが必要でございます。

そしてまた、これについては通常の一般の町民の生活に影響するような事務事業、そういったものに大きく影響しないということが大事でございますので、そういうことに十分配慮した上で財政計画をするということにいたしているところでございます。

確かに、一応私がつくるという方針を持っておりますから。耐震の調査をまずせずにやいかんというようなことで、昨年の9月議会だったですか、御提案をしまして議決をいただいて、今もうそういった作業に入っているわけでございますが、今月末になりますと、その結果が出るかと思っております。

やはりつくるとなりますと、町民の皆さん方に財政の問題も当然出てございますし、今の庁舎というのが昭和29年の昭和の合併にできた庁舎でございます。そしてまた、行政需要というのが年々増えてまいりまして、やっぱり事務の体制というのが、職員数も多くなる。そういうことで今のようなこういう形で増築増築というのが出まして、そしてまた合併によりまして新しいまた東庁舎もできたというようなことで、現在の状況になっているというようなことでございます。

平成9年の大地震によりまして、昭和29年、昭和43、44年にできたこの庁舎についても、大きな亀裂等が入りまして危険な状況である。それは、素人考えでも十分判るんですけども、やっぱり建て替える根拠、一つの説明責任というのをやる以上は専門的な第三者が見て、この庁舎はどういう状況になっているかということ、十分やっぱ説明をする。

その根拠というのは、公的な機関に求めて、その結果によって町民の皆さん方にはお示しをしながら御理解をいただく、このことが私は大事だろうと思っております。ただ、あんなかばっかりじゃですね、なかなか根拠のないことでありますから、その辺はしっかりとそういう専門の機関から出た数字をもとにこういう状況でありますよと。非常に庁舎というのはこういう自然災害、あるいはいろんな今口蹄疫もあります、そういう防災対策を立てる拠点でありますから、その拠点がまず初めに危険な状態のところであるということ自体が、いろいろ町民の皆さん方の安全安心を守ることはできないわけですから。そしてまた、この庁舎というのは町民の皆さん方が非常に日常出入りをしている場所でございます。

そういう安全を守る、そういうことも非常に大事でございますので、そういう観点に立ちまして、この庁舎建設というのはいつかの時点でやっぱせんといかん、そういうタイミングとしましては、私は今の財政措置のある期間でないとできないと思っております。

仮にこれを過ぎて、ならば先延ばししたときに、つくるとなったときに、もうそういう財源というのは全くなくて、全くもう丸々の借金をしてつくらないかと、それこそが町民の生活、いろんな事務事業にしわ寄せがくると。さらにやっぱ批判というは大きくなると思っております。

今の財源があるうちに、そしてまた必要な庁舎基金の積み立てをしっかりとしながら、そういう見通しを立てた上でやりたいということで方針を持っておりますので、そのことについては今まで町民の皆さん方にも総意を得る努力ということについては、今までも努めてきております。

議会の皆さん方はもちろんでございますけれども、地域審議会、3つの各地域に置かれている

地域審議会、それから公民館長連絡協議会、そして年度始めに毎年やっております地区の公民館長さん、いわゆる行政推進員の皆さん、そして公民会長さん、いわゆる行政連絡員の皆さん、こういった合同の全体の研修会がございます。その中でもこの庁舎建設問題については説明をいたしております。

そしてまた、先ほど出ましたこの建設検討委員会の中にも町民の皆さん方が出ていらっしゃるしますので、やっぱそういう中で町民の皆さん方も総意を得る、そういう機会というのはいろんな形で持っているわけです。

その中でも委員会としましては庁舎建設については、そしてまたここにつくるということについても了承をいただいておりますのでございます。

そういうことで、今後ただいろんな建設の計画の進捗の段階段階において、十分町民の皆さん方の承認を得る機会というのは、今後もやっぱり進めていきたいと思っておりますのでございます。

財政の問題も今こういう、大体まだ正式な数字というのは出ておりませんが、その辺のところが出た段階で、規模の問題、それから財源的な問題そういうものを含めて明らかにしていきたいと。コンセンサスを広く求めていきたいと思っておりますのでございます。

支所の問題、総合支所からの支所に4月からいたしまして、行政のスリム化を図っておりますけど、やはり薩摩庁舎の問題、鶴田庁舎についても建設検討委員会の中に、このことについても当然として検討してくれというようなことでいたしております。

これはもう抜きにしては、この本庁舎だけ考えて物事を進めるわけにはいきませんので、やはりこの支所の問題も総合的に考えて、その規模というものを当然考えていく必要があります。

そしてまた、支所をどういうふうに活用するか、この辺も合わせて検討するようにいたしておりますのでございまして、鶴田のほうには既に商工会の事務所が入るようになっております。まだ全部が埋まるというわけではありませんけど、とにかく空きスペースの活用については、今後も引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますし、場合によっては、行政組織の一部が入るということも視野に入れる必要もあるかと思っておりますので、その中で本庁の規模というのは、最終的にどの程度がふさわしいかなんかということは判断をしていきたいと。

もちろん起債の1人当たりの面積というのがございますので、そういったことも当然、基準的なものもあわせながら、適正な規模で進めてまいりたいと思っております。

それから、ごみ収集の委託の業務についてでございます。もう10年経過をするけども、競争により業務委託の機会を与えていただきたいという町内の声もあるというようなことでございます。

これは、確かに基本的に申し上げます。一応新たに入札をやります。当然として今の業者の皆さん方も入るとは思いますけれども、ひとつのこの、11年になるんですか、11年に入っておりますので、そういう機会を設けていきたいと思っております。

ただ、これについてはすぐ来年からということにも、まだ途中でいろいろ検討をせんにやいかん時期がありますので、とにかく適切な時期というものを考えていきたいと思っております。

平成12年度から民間委託を実施しておるわけでございますが、当初におきましては42社ですか、申し込みがありまして、入札をいたしまして2社に選定をしたということで、現在に至っておりますのでございます。

先ほどございましたとおり、やはりひとつの受託業者におきましては経営ということになっていくものですから、やはり人も雇わんにやいかんと、車もやっぱり整備をせんにやいかんということになりますから、毎年毎年それをやると、全くもう経営がなっていかなんかということがありま

すから、やはり必要な受託期間というのは、当然必要であると思っておるわけでございます。

それが、果たして3年でいいのか、あるいは5年でいいのか、十分また見極めていきたいと思っております。

それから、このことについてはお尋ねにありましたとおり、当初の平成13年の、まだそのときは一部事務組合でございましたので、一部事務組合の議会の中でもそういう御質問がございまして、当時の管理者の答弁としましては、やはり年限を設けてやっていくことも適当かなという答弁もなされておるようでございますで、今回やっぱり11年を迎えるということになりますから、一つの区切りとして、次はまた何年にするか今後検討いたしますけれども、とにかく新しい形で受託期間、あるいはいろんなところも調査をした上で、改めて入札に付するという考え方を持っております。

ただ、実施時期についてはやっぱりいろいろな調査をする必要がありますので、すぐ、めどとしては来年度からということで、きわよく4月からいくかどうか判りませんが、とにかくそういう方向で、4月とは言えませんが、もう事務に入っていきたいと思っております。

それについてはまた、今の業者にも連絡をしたり、予告をしたりいろいろせんにやいかんですから、いろんな手続が必要でございます。そういうことで、早くそういう方向で取り組みを進めてまいります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○平田 昇議員

私は、準備していた次の質問にすべて答えられたような形になってしまいました。1つだけ、職員の問題が出ました。職員の活動については私はここでは触れないと言いましたが、先ほど町長のほうから出ましたので触れますが、非常に厳しい意見を持つ説得力のある意見を持つ方が潜んでおります。

あなた方はそういう意見を、どういう内容であるかということはいませんが、そういう内容を町長の前で、あるいは職員同士で討論することでもあるんですかと尋ねても、そういう機会をつくってもらえないということで、私はそれが残念でならないと。町のシンクタンクである職員の持つエネルギーをフルに活用していただきたいと、これが私の言いたかったわけでございますから、これを言っておきます。

質問した1について、2回目の質問をします。一応原稿を書きましたので聞いてください。今定例会の初日、平成21年度さつま町の繰越明許費の繰り越しについても報告を受けました。その中に役場本庁舎耐震診断業務に要する費用として繰越明許費315万円があります。これについては平八重議員からの質疑もありましたが、今庁舎建設を取り上げて質問した私にも質問させてください。

先ほど町長はこれについての見解を述べられましたが、さつま町が本庁舎建設計画の策定に向けてスタートしたのは、本庁舎自体が建てられてから長年経って老朽化が進んでいる。これは誰が見ても明らかです。さらに、平成9年の地震で庁舎の各所に亀裂が生じ、雨漏りもあった。目で確かめることのできない庁舎全体の構造的な相当な部分に損傷があったと推測できる。さらに強い地震にでも襲われれば大変なことになる。

この不安がさつま町を庁舎建設計画策定に進めさせているはずで、その不安を裏づける専門家の見解も十分参考にされているはず。建設後の経過年数による老朽化耐震度の低下にも説明がございました。最初。町長なされたでしょう。

私の思いは本庁、庁舎は年月が経って老朽化している上に、地震でも傷んでいるので新しくつくり直すことを検討する段階に入ってから、315万円かけてどの程度、庁舎が傷んでおり、危

ないのか専門家に正式な診断を仰ごうというのは、順序がたがえていると思うんです。順序が違うんじゃないか。

建築後、経過年数を考え、随所に入っている亀裂を見れば、ずぶの素人であっても危ないから建て替えなければならないことが理解できるはずです。それを315万円もかけた耐震診断でそれを説得するんですか。そういう疑問がわくわけです。それとも合併特例債の起債には、この正式な耐震診断した結果、危険であるという証拠書類を要するというのか。そのための手続きなのか、判るように説明していただきたいと思います。

庁舎を建設すべきかどうかを検討する段階に入ってから、315万円かけて耐震診断をしなければならないのかなぜか。診断の結果をだれに説明し、庁舎を新しく建て替えなければならないことを説得しようとする相手はだれであるのか判るように説明してください。お答えをいただいて、質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

先ほどもこのことについては触れたつもりでございますけども、まだ理解がいただけないようでございますので、再度お答えを申し上げます。

繰越明許費に、昨年9月議会によりまして議決をいただきまして、それから11月、議会が終わったのが10月ですので、それから入札の手続をしまして、11月からいわゆる作業に入っております。工期というのが、診断の期間というのが6月30日まででございます。これをなぜしたかと、やはり目視で確かに危険があった、そういうことは判りますけど、専門的に見たデータ、根拠というのがない以上は、「君たちがこう考えたばかりやらよ」と、こう言われたときに何も説明する根拠がないですね。つくる方向は示しておりますけども、やっぱ具体的な専門的なデータをもとにおいて、こういう状況になっていますよと、本庁についてはこう、別館のほうはこうです。それをやっぱしていかないと納得というのは難しいんじゃないかと、私は思っております。

そういう正式にやっぱ出して御理解をいただく、このことがやっぱ行政の仕事だと私はそういうふうに理解をいたしておりますので、それで9月議会に御提案をして議決をしていただいて、今執行をしているところでございます。

それで、またこの結果については、当然議会の皆さんにも報告しますし、町民の皆さん方にやっぱこの必要性というのを訴える基礎データですので、そのことについてはただ言葉でこげんこげんじゃんさよということよりも、専門的な立場で見た数値でもって実態はこうなっていますということのほうが、より説明責任というのは果たせると私は思っているところでございます。

それからまた、職員が厳しい、それはもう職員はいろいろ200何人も300人おりますからいろんな意見があるかと思っておりますけども、いろんな機会で、課長会とか、いろんな機会で説明はいたしております。こういう朝会の中でもいたしたこともありますけども、とにかく心配をしてくれることは非常にありがたいわけでございますが、意見をそれぞれあるのを門戸を閉ざしているということは決してありません。

いつもどこでも門戸というのは開放いたしておりますので、そういう意見、陰でぶつぶつ言うんじゃないくて、いろんな形でどんどん職場でもやっていただければ結構なことでございますから、ぜひこの辺については職員には徹底をさせていきたいと思っております。

○平田 昇議員

確認、その診断業務は現在進行中なのですか。ではもう仕方ないです。終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従いまして、次に2点について質問いたします。

1点目、小中学生の学力向上対策について。子どもたちの健全な育成の一つに学習の向上が上げられると思うが、元来、子どもの本分は勉強であると思われます。本町の小中学校の学力向上対策について伺います。

1点目、全国学力テストの結果から、本町の課題は何があるのか。2点目、学力向上にはPTA等の協力も不可欠であると思われるが、今後のPTA等の連携についてはどのように考えているか。3点目、今後の学力向上への取り組みをどのように考えるか、教育長の見解を求めます。

2番目に、高齢者対策について、本町の高齢者対策について伺います。

1点目、高齢者の現状や実態について町としてはどのような方法で掌握しているか。2点目、高齢者がどのようなニーズを持っているのか、どのようなことに困っているのかという調査は行っているのか。3点目、独居老人、高齢者世帯への対策は、どのように考えているのか。4点目、町商工会との連携で安心して買い物ができる買い物代行等はできないか。以上、町長に答弁をお願いします。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

小中学校の学力向上対策について。1番目は、全国学力調査における本町の結果と課題についてでございますが、全国学力調査は小学校6年生に国語Aと国語B、算数Aと算数Bを、中学校3年国語Aと国語B、数学Aと数学Bのおおの2科目で、4種の調査が実施されております。

結果が判っております一番新しい昨年度の内容について全国平均と比較してみますと、基礎的、基本的な知識技能を問うA問題については、小学生、中学生とも全国レベル、または若干上回っている状況でございます。

また、知識技能等を活用する力を問うB問題につきましては、中学生の国語、数学は全国レベル、または若干上回っておりますけれども、小学校においては国語、算数ともに全国レベルを若干下回っている状況でございます。

これらの調査により測定できますのは、学力の特定の部分で学校における教育活動の一部分ではございますけれども、この調査からは小学校において国語、算数の知識技能等を活用する力が全国レベルに届いてないという課題が見られます。今後、引き続き身につけて知識や技能を生かし、思考する力、判断する力、そして表現する力を育てていく必要があるというふうに考えております。

2番目は、学力向上におけるPTA等の連携についてでございますが、御指摘のとおり学力は学校の教育活動のみで定着するものではなく、それを補充補完する家庭学習等が重要であり、また、町長のマニフェストにもございますけれども、早寝早起き朝ごはん代表されますように家、

での規則的な生活を送ることがもっとも大事なことを考えております。

したがって、PTAとの連携が必要不可欠でございます。先ほどの全国学力調査におきましても学力調査ばかりではなく、学習状況調査も実施されておりますが、全国学力テストで1位、2位を占めております秋田県、あるいは福井県の状況等調べてみましても、やはり規則正しい生活が一番大事であるようなふうに考えております。

そこで、当町でも現在、家での規則的な生活を送るために、早寝早起き朝ごはん運動をはじめ、家庭での学習時間を小学生は60分以上、中学生は90分以上を目標とした家庭学習6090運動を学校と家庭が連携して進めております。

また、この運動とともに単位PTAの中にはノーテレビデーを設定したり、親子読書運動を進めたりして学力向上のための主体的な取り組みをしているところがあり、このことを他の単位PTAにも推奨しているところでございます。今後とも学校だけではなく、家庭でも規則的な生活や家庭学習の時間を増やすことなど、学力向上に対する役割と責任を保護者の皆様にも認識していただきながら、一人一人の子どもに確かな学力を定着させていくための連携強化を図ってまいります。

3番目は、学力向上への取り組みについてでございますけれども、学力向上は先ほど御指摘のとおり教育部行政上の大きな課題でございます、あらゆる機会を通じましてさまざまな取り組みの指導を行っておりますが、今後も引き続き次の3点を重点的に指導してまいります。

まず1点は、授業のより一層の工夫、改善を図っていく必要がございます。身につけた知識や技能を生かし、思考する力、判断する力、そして表現する力を育てていくために、授業の中で問う課題に対しまして、少々Bに入りますけれども、自分なりの考えを文章でまとめたり、みんなの前で堂々と発表したりする機会を多く取り入れるよう言語活動の充実を図ってまいります。

また、授業のラスト10分では、その授業で学習したことをしっかり確認させるために、小テストなどで定着の状況を把握する取り組みを実施してまいります。

次に、2点目でございますが、先ほども申し上げましたとおり、家庭での規則的な生活を図る中で、学習の習慣化を図ることでございます。小学生では60分以上、中学生では90分以上、家庭学習に取り組むよう、学校と家庭が一体となって児童生徒への励ましや見届けを指導してまいります。

最後の3点目は、町長のマニフェストにもございますが、古今東西の先哲の教えに触れ、目標を高く持ち、学びの欲を高める読書活動の推進を図ることです。今年度は読書の質を高めるために各学年の応じた推薦図書をまとめて紹介するとともに、簡単な読書の感想を書くことができる冊子「さつま読書のすすめ」を配布してその推進を図っております。また、主に学校で行う朝読書や、家庭で行う読書、うち読と呼んでおりますが、このうち読の推進、そして親子読書などの取り組みを進め、柔軟な思考力の養成等にも努めてまいります。

このような取り組みを通じまして、引き続き確かな学力を定着させる努力をしてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改選議員の高齢者対策についての質問のお答えをさせていただきます。

本町の高齢者の実態につきましては、65歳以上の方が8,600人でございますが、高齢化率は約35%を超えまして、超高齢化社会を迎えているところでございます。この中でひとり暮らしの高齢者の方が約1,800人、高齢者だけの夫婦世帯の方が1,600世帯の3,200人

となっております。高齢者全体の6割近くを占めているところでありまして、また、介護認定者につきましても約1,700名おられます。

高齢者の実態把握につきましては、毎年6月に民生委員を通じまして、生活実態、健康状態、見守り対象などを調査しているところでありますが、今年度につきましては、これらの項目に普段困っていること、この項目を新たに追加をして調査をしているところであります。

また、来年度は高齢や福祉計画、介護保険事業計画の見直し、第5期の策定の時期となることから、一般高齢者、在宅要介護認定者、施設入所者等に対しまして、住まいで困っていること生活で困っていること、生きがいに感じていること、健康に関すること、介護サービスなどについて今年度9月から10月ごろに調査を予定をいたしております。

これらの調査結果や関係職員の日ごろの実態把握を踏まえまして、高齢者のニーズに対応した福祉サービスなどの施策を検討していくこととしているところでございます。

次に、高齢者がどのようなニーズを持っているのか、どのようなことに困っているのかといった調査は行っているのかということでございます。最初の質問に関連いたしますけれども、平成19年度実施いたしました第4期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定に向けた実態調査結果の一部を紹介いたしますと、一般高齢者につきましては、1つは住まいに関することとしまして、自然災害に対する不安18%、トイレ・浴室・玄関などの手すりがない、これが13%、建物設備の老朽化、これが10%などとなっております。

次に、生活で困っていることといたしまして、布団干しなど大きなものの取り扱いが13%、買い物関係が9%、通院・役所などへの手続、経済的に苦しい、これがそれぞれ8%などとなっております。

次に、生きがいに感じていることといたしまして、近所・友人のとのお付き合い21%、孫の世話や家族との付き合いが11%、買い物や旅行が9%などとなっております。

また、在宅の要介護認定者につきましては、まず、在宅での生活に必要なこととしまして、緊急時に入れる施設、病院、これが17%、緊急時に対応してくれる事業所、介護に対する費用抑制、これがそれぞれ14%などとなっております。

次に、在宅での生活で心がけていることとしまして、骨折、転倒予防、これが22%、睡眠、栄養、休養が16%、規則正しい生活が14%などとなっております。今年度の実態調査においても、これらの項目をさらに検討して実施することといたしております。

次に、独居老人、高齢者世帯への施策はどのように考えているかということでございます。高齢者に対する福祉サービスにつきましては、町独自の取り組みといたしまして、配食サービス、それから緊急通報装置の設置、介護用品支給事業等を実施しております。災害等の非常時に自力での避難が難しい方を支援する災害時要援護者制度も推進をいたしておりますけれども、寝たきりやひとり暮らしの高齢者など、要援護者に対する支援策としまして、本年度から新たな取り組みを推進しております。

まず1点目が、公民会ごとに設置をされております在宅福祉アドバイザーに対する支援でございます。全くのこれまでボランティア活動ということでやっていただいておりますけれども、本年度から御承知のとおり若干なりとの謝礼も予算措置をいたしたところでございます。また、地域での位置づけというのがまだ十分定着していないということもございますので、公民会あるいはその地区の役員体制の中に、しっかりとこの位置づけを明確にさせていただくようにということでお願いをいたしております。民生委員等と一体となった、その地域全体の見守りのネットワーク、この推進については公民館長、あるいはこの公民会長等を通じましてお願いをいたしております。

次に2点目としまして、公民会で整備が進んでおります無線放送施設、これによって、その携帯型の通報機器の整備の補助をいたすように、本年度からいたしたところであります。これ、急病や災害等の緊急時に、近隣者の迅速な対応を支援する福祉無線機器を設置する公民会に対しまして、1基当たり5,000円を上限といたしまして助成金を交付するものでございます。

これについては、先の公民会行政連絡員の研修会でも説明をいたしまして、既に交付決定をしている公民会もでございます。

高齢者の方々が住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らしていける地域社会、これは行政公民会組織やさまざまなサービスを組み合わせることによって実現することによってでございますので、今後、さらに地域の見守り体制の構築について支援をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、町、商工会との連携で、安心して買い物ができる、買い物代行などではできないかということでございます。平成10年から5、6年間、県の商工会連合会の補助を受けまして、宮之城の商工会が「宮之城まごころ便」という形で実施をしてきた経緯がございますが、現在は、この、なかなか経費等もかかって、事業廃止になっております。

また、民間以外で行われております食材の調達方法につきましては、介護認定を受けていない方の要望に対しまして、シルバー人材センターが、福祉、家事援助サービス事業として実施をされているところでございます。21年度事業全体の受注件数としましては48件ということでございまして、そのうち買い物は2件となっております、ほとんどがその内容的には掃除、洗濯、調理という、こういった身の回りの業務が主体になっておるようでございます。なかなかこの買い物だけの利用というのは、ちょっと少ないという感じでございます。

福祉サービスの中に、食の自立支援としまして「配食サービス」を実施しておりますけれども、現在約150名の方が利用をされているところでございます。ひとり暮らしの高齢者等で調理ができなくなった方等に対しましては、在宅介護支援センターを通じまして申請をしていただき、毎週判定会を実施しておりますが、車の運転を判断基準としているところでございます。

高齢化率が非常にこう高い状態になってきている中で、町民の生活、健康に直面した必要性の高い問題だと考えておりますので、今後におきましても買い物支援の方法につきましては、現在商工会とか関係の事業者とも協議を進めておりますので、引き続き研究を進めてまいりたいと思っております。

次に、やっぱり同じくところで、同じことではございますが、先ほど申し上げましたとおり、商工会とかスタンプ会、通り会ともこの話し合いをしながら、アンケート調査を実施をして、高齢者の皆さん方のこの御意向等に沿えるような、この形のシステムづくりというのは、今後も引き続いて研究をしてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 秀作議員

先ほど教育長から、全国学力テストの結果を報告を聞いたわけでございます。A問題、B問題、いろいろあるわけですけど、A問題が基本的なこと、B問題が応用的なことというようなことで、ちょっとB問題が少し悪いようではございますけれども、私がちょっと調査をした限りでは、大規模校、小規模校いろいろあるわけでございますけれども、大きくなるにつれて、やっぱり小規模校のやっぱり少人数指導の効果といいいますか、やっぱりそういうところで、小規模校がいいのかな、全体でいいから上げているのかなあと思ったりもするわけですけども、学校で毎年1年から6年生までCRT検査とか、いろいろあるらしいですけども、それを含めて、今後また改善すべき点があったらお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（東 修一君）

全国学力調査、そういうところが見られます、この、いわゆる応用的な問題につきましては、指導主事等とも学校を回っておるわけでございますけれども、研究授業、そして授業研究をするわけでございますが、やはり授業中にじっくり考えさせ自分の考えを表現する。いわゆるこの書いたり、発表したり、話し合ったりする時間が不足、あるいはその指導が不徹底に終わっているのではないかというふうに、学校においては考えております。

また、家庭におきましては、やはり毎日の授業の復習や、習ったことを実際に活用する演習の不足など、自分で考え、主体的に取り組む学習活動が少ないのではないかと。ここに、家庭学習の時間もございますけれども、昨年の実態を見ますと、1年生が25分です。2年生が37分、3年生が50分、4年生が50分、5年生が60分。こういうような形で、まだその学習の量も少ないというようなことでございまして、やはり、今後家庭と連携を取りながら、学校は学校で、そういう小まめな指導をしていく必要があるというふうに考えておりまして、ここあたりが大きな原因であり、取り組まなければならない問題ではあるというふうに考えております。

○新改 秀作議員

今、家庭で取り組まなければならない、先ほど教育長が、今後の学習のやり方、6090ですか、小学校60分、中学校90分ですか、そういう学習の習慣化、やっぱりそういうのが家庭学習への取り組みが定着するように指導を要請いたします。

それから、学校の評価のことについてお尋ねしますが、教育委員会でもこの前評価をされて、その結果を私たち議員のほうも見させていただいたわけでございますけれども、大変よい、普通、大変悪いと、平均3ぐらいであって、どうも評価の結果というのが非常に気になるわけですが、学校でもやっぱり評価が行われているようでございます。

職員から見た自己評価とか、保護者から見た学校の評価とか、外部評価ですね、それから児童から見た自己評価とか、いろいろあるようでございますけれども、この評価の結果をどのように学習指導に生かされているものかお尋ねいたします。

○教育長（東 修一君）

評価の結果につきましては、校内でそれに対する検討委員会等を持ちまして、まずは職員にそのことを周知させて、そして学習の内容であれば、その授業への取り組みを、そしてPTA等でもその結果につきましては公表をしまして、保護者の理解も得ながら協力も得ると、そのような形でございます。

児童生徒へは、その評価の結果を具体的に幾らだということじゃなくて、少なくとも教職員が、自分たちがその努めるべきものと考えておりますその課題等を頭に入れながら、教育実践に努めていると、そういうふうに考えております。

○新改 秀作議員

検討委員会もやって、PTAにもいろいろお示ししているということでございますけれども、私もこれを拝見したんですけれども、この、よくないという人の評価というのを、非常に気になる点もあったわけでございますけれども、そういう評価を吸い上げてといいますか、一番気になることは、みんな家庭で、みんな4としとけばええが、「3」にすりゃええがというような感じで、ほんな一番私は悪い評価、よくない評価、科目によっては20%「よくない」「悪い」という評価もあるわけですから、そういうところを悪いほうでもやっぱり研究していただけたらと。また、生かしてもらえたらと思うところでございます。これは、教育長はまたそういう考えで、今から要請しておきます。

次に、この前も南日本新聞で流水小学校の親子読書20分間、母と子の20分間ですか、

50年間続けられているということで、新聞の紙面を飾っていたわけですが、毎年今ごろになれば必ず出てくるあれなんですけども、非常にこの中でも読み聞かせというのが非常にいいんだということで、けさの新聞にも、町としても生まれた子どもたちに「ブックスタート事業」というのもあって、新聞の紙面にあったわけですが、こういう読み聞かせ活動というのを、町内全域小学校、どういう活動の状況か判ったら教えていただきたいと思います。

○教育長（東 修一君）

読書活動につきましては、全ての学校で、いろんな形で取り組んでおります。親子の読書、例えば、おやじの学習の会とか、あるいはあおぼ塾とかいうような形で、この読書会をつくって、いろいろ子どもたちに読み聞かせをしている。あるいは、町の図書館でもそのようなことを実施して、子どもたちに読み聞かせをしたり、いろんなことをやっておりまして、ほとんどの学校でこの親子読書というのはされておりますし、あるいは今出ましたような流水小学校の取り組みにつきましては、ことし5回連続でいろんなことを取り組んでいくというような形で、それぞれ名前は違いますが、学校で読書の重要性を今盛んに訴えておりますので、何らかの形で取り組んでいると。名称をちょっと確認はしておりませんが、そういう形で取り組んでいるということでございます。

○新改 秀作議員

この読み聞かせという、やっぱりそういうのがあると非常にその応用がつく、応用力に読み聞かせというのがありましたので、それ、やっぱりどこも活動しているんだなあとと思うわけですが、1カ月に何遍、1週間に一遍やっているとこもございますけれども、けさの新聞もどこでしたか、蒲生かどっか月に6回ですね。やっぱりそういう活動がやっぱり応用力がつくんじゃないかと思うわけですが、

この前、流水小学校の紹介のときに、この読書の本の数、重富中学校が160冊年間読んどって、出水中が110冊でしたか。ほいで、私、盈進小学校の先生にちょっと電話して聞いてみたら、50冊を目標にしていますと言いましたけども、この160冊というのは、毎日本を読まにゃいかんのかなと、そういうところもあるんだなあとと思うんですけども、この本の数は、私に言いますと、私が学校のころは、借りて帰って、そのまま持って行ったりするのめたくさんあったわけですが、たくさん読んだらいいと思う、これもあれなんですけども、教育長として、どれぐらいを年間の目標に指導していращやるのか、その辺をお聞かせ願います。

○教育長（東 修一君）

質と量が大事であろうと思っております。それで、小学校は120冊程度を目標に今考えておりまして、中学校がその半分程度というふうに考えております。

それから、質につきましては、先ほど申し上げましたように、今年度から学年で読むべき本というのを、各学校からそれぞれ出していただきまして、それを私どものほうで整理をしまして、各学年20冊ずつ、この学年、必ずこの20冊は読んでいただきたいというような、その質の面からの問いかけですね、そういう形で、質と量からそのような形にしておりまして、おおむね100冊前後を目標に読むような形で、今、学校に指導しているということでございます。

○新改 秀作議員

今教育長が言われたとおり、質の、質と量の改善を図ることが大事であるのではないかと思います。

それから、ゆとり教育が廃止されるということ、そしてまた、学習指導要領も来年が小学生、再来年が中学生という改正があるわけですが、今、移行措置という時期を迎えているわけですが、これに対して何か、問題点はないものか伺います。

○教育長（東 修一君）

今、議員の御指摘のとおり、新学習指導要領は、小学校においては来年23年度から、それから中学校におきましては、翌24年度から本格実施されることになっております。

その特徴は、国語、算数、数学、理科等の教科の授業数が増えたこと、また理科の実験、実習などの充実を図ること。それから、小学校5、6年生には、今、新聞でも販わしておりますけれども、週1時間の外国語活動を導入すること。それから、中学校の体育におきましては、武道が必修化されると、このような特徴があるわけでございますけれども。

今学校におきましては、先ほど出ましたようにこれらの順調な推進を図るために、移行措置、それが取られておりまして、考えなくちゃならないのは教職員の配置とか、施設の整備等が問題になるわけですが、今移行措置が取られておりまして、徐々に整備を、あるいは教職員も配置がなっておりますので、今のところ大きな問題はないというふうに考えております。

○新改 秀作議員

今のところ大きな問題はないということでございます。私も先生にいろいろ聞いたわけですが、小学校1年生から英語を今勉強してるんだというようなことですね。大学の、この前の大学生で、いろいろ計算とか漢字が書けない子どももいるというような、相当低下も、基礎がほんとに大事であるわけですが、その、やっぱり基礎が大事であるために、やっぱり指導法の改善も必要であると思いますので要請しておきます。

もう時間がないので、次にいきます。

学力向上には、各家庭、PTA等の連携というのが必要不可欠であるわけでございます。連携を深めるため、また、指導者同志のノウハウの共有というのも必要であるわけですが、そこでやっぱりそういう先生たちの共有も、お互い指導者としての共有ももちろん必要なんですけども、学力向上推進大会たるものを開催して、やっぱりそういう先生、PTA、家庭、いろいろそういう中で計画して、学力向上に努めたらというのを提案するわけですが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○教育長（東 修一君）

学力向上の機運醸成のための手法についての御質問だと思いますけれども、各学校内におきましては、今ございましたように諸学力調査の分析、対策について検討する学力向上対策委員会と、これでいろんな問題点を職員が共有して、そして学校内におきましては、節目節目ごとにその対策が図られておりまして、その結果は学校だより等で保護者にも知らされ、家庭学習の参考に寄与し学力向上の機運づくりの一助としているわけでございます。

先ほどのこの全国学力調査の結果、分析につきましては、ことし1月の町の広報紙にも、そして本県独自に1月に実施しました基礎基本定着度調査につきましては、今月6月の町の広報紙にも掲載して、町民の皆様にも本町の学力の実態を供しているところでございます。

また、御承知のとおり、学校での生活はもとより、家庭での学習や生活等につきましては、そのことについて話し合う学級PTA、あるいはそれぞれの学校で、少なくとも学期1回はそれらが開かれると思っておりますし、あるいは学習発表会とか日曜参観、あるいは地域がはぐくむ鹿児島県の県民週間等々を開催して、学力向上についての機運を高める機会としております。

しかしながら、これらの実態を見てみますと、学校によっては学校だより等でのお願いが家庭によく伝わってなかったり、あるいはPTA等の諸行事への保護者の参加が悪かったりして、まだ不徹底に終わっているところが見られるようでございます。

一方では、学力がもちろん、この学力向上のための取り組みも、学校や地域によって差がありまして、また一方では、各学校の実態に即した取り組みがなされる必要がございます。

このため、まず、おのおのの学校地域において、学力向上の機運を高める必要があると考えております。町全体の推進大会を開くことは、その機運を高める1つの手法と考えますけれども、まだいろいろな面で現在やっていることの学校と家庭の結びつきが、まだまだの感がいたしますので、各学校、保護者の取り組みの進捗状況を踏まえながら、今後調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

今、調査検討をしてみるということでございますけれども、私がこの評価の、この結果をちょっと見た感じで、職員の自己評価というのがございまして、個々の能力を伸ばすために子どもたちにあった取り組みをしているか、子どもに判りやすい指導を行っているかというのが、教員から見た自己評価が悪いわけです。先生たちも指導者として、非常に迷ってるわけです。私はこんな教え方で果たしていいのかというのを迷ってるから、そういうことを共有して、いろんな先生方と聞く、そういうのをやっぱり学力推進大会、指導力推進大会というのを開いたらという、何ぼその大きな大会を、町全体で、教育委員会ではやりますけれども、町全体で盛り上げて、大きな大会にしなくてもいいですけども、研究会というのを立ち上げて、この学校だけの検討会じゃなくして、全体を、さつま町全体でそういう研究会というものを立ち上げて、お互いにまた講師の先生などと呼んだりしてする必要があるんじゃないかと思うんですけども、教育長いかがなものですか。

○教育長（東 修一君）

御指摘の研究会につきましては、さっきから指摘がございましたように、小規模校も多いために、同じ学年の横の学習の研究会とか、それから小中高の連携は当然ですけども、そういう形で、新しい指導要領に即した形での指導の方法については、今、研究会を実施して、指導主事が、あるいはうちの指導主事がないときは、総合教育センターから指導主事と呼んだり、県の事務所の指導主事と呼んだりしまして研究を進めております。

それで、今おっしゃいますように、まだ自信を持ってない職員もいるようであるというようにございまして、今やっていることをさらにいろいろ検討をしながら、できるだけそういう職員がいないような形で努力をしまいたいというふうに考えます。

○新改 秀作議員

前向きに検討を期待しております。

今後、ゆとり教育が廃止されまして、授業時間の見直しも打ち出されたようでございます。将来の社会を担う子どもたちの育成は大事な問題でございます。スポーツや部活動を通じての肉体的及び精神的な健全育成と同様に、学力向上に対しても力を入れる必要があるわけでございますけれども、先日、私たちの時吉地区の相撲大会がございました。

そういう中で、小学校、中学校の校長先生もちろん来ていらっしゃいましたけれども、その小学生の先生方が相撲をとられました。応援団が、女子の先生方も応援に来ていらっしゃるようでございました。そうした中で、中学校の校長先生が、来年はうちも男の先生に声をかけてみようかという話もされたそうですけれども、こういった取り組みが連携、PTAとの連携ですね。やっぱり青少年育成、あるいは学力向上の、総体にはまだですけども、密接につながるんじゃないかと思われるわけですけども、教育長の見解はどのようにお考えですか。

○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり、教員が地域に出かけて、いろんな実態を見ながら、その地域に即していろんな指導をやっていく。そして、その中で、また自分のいろんな不足している点を見直しながらかっていくというのは非常に大事なことでありますので、地域との連携を取り、あるいはま

た学校の実態を踏まえながら、職員がともかく子どもたちに力をつけるような努力をするように努めていきたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

また、教育長も、中学校の校長先生と会うときには、また来年、中学校も先生も連れていきなちゅうようなことを、ちょっと言っとってください。また、私ども、子どもたちもちろん少ないこともですけども、やっぱ花を添える意味で非常に人気がよかったですから、その辺はまた要望しておきます。

教員、PTAが中心になり、学校に関する人々が一致協力して学力向上に取り組む必要があると思われます。検討会なるものをさらにつくり上げて進めていただきますよう、要望してこの学力向上対策についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、高齢者対策でございますけども、この質問をする前に、ちょっとした経緯がありましたので説明いたしますと、ちょうど3月の中ごろだったと思いますけども、鶴田で、私の知ってる方とちょっと物損事故を起こされた方と遭遇いたしましたので、私が下りていって、「いけんしゃったのな」って言ったら「左からバックで来たや、判らんかった。全然判らんかった」と、80歳の方だったんですけども、判らんかったって言われたです。そのときに、「どけ行きやっとな」と言ったら、「上、店、買い物に行きかたやった」って言いよったです。

それから、2カ月ぐらい経って、5月のちょうど初めだったんですけども、偶然またお会いしましたら、「もう、かががやじよろして、免許証はあげた」ちて言われましたので、私はこの人は、ほんとこれは足もないなあと思ひまして、車を足代わりに使われていると、こう、私はそう思いましたので、ああ困ったもんじゃなあと思っているところでした。

そういう中で、いろいろ町としても敬老会の前にはいろんな調査をされるわけでございますけども、この高齢者の状況というのを必ず私たちも読んで、いろいろ見るわけでございますけども、この調査を担当、窓口担当職員ですか、一緒になって、本当に何が困っているのか、実態ですね。何が、ほんとに何が困っている、その買い物だけじゃなくして、いろんなあると思います、思っていることがあると思います。そういう実態をする調査をできないかということを町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの回答の中にも若干触れましたけれども、今回介護保険事業計画の見直し、あるいは高齢者福祉計画の見直しをする時期に入っておりますので、こういう計画づくりのためには、どうしてもやっぱこの地域の実態を把握をしていくということは、もう必然的にしなければならないことであると思っておりますので、職員がその地域に足を運んで実態を把握をして、この政策に生かすべきであるというようなことでございます。

今の地域の担当職員というのを、先ほども申し上げましたとおり、全体87名ぐらいですか、地域によっては2、3名ずつ配置をいたしております。それぞれ研修会もしながら、その辺の意義を正しているわけでございますので、とにかく地域のいろんな課題を一緒になって拾い上げながら、どういう町政を進めていくかということが必要でございますし、先ほどもございましたとおり、地域の計画づくりについても、そういう職員が一緒になって進めていくようにということで指示もしてございます。

現在もそういう職員が地域とのパイプ役としての関係でございまして、いろんな情報を、この持っているようでございますので、そういうことについては、やっぱり担当課のほうに、やっぱ伝えていくようにということも言ってございます。単に、窓口担当職員として受けとめて、それで終わりじゃなくて、そういういろんな情報を聞いたら、あるいはそういう課題があつたら、そ

ういう直接やっぱ担当課のほうに、こういう課題がありますよと、こういうことを話されたですよというようなことは、つないでほしいということもいたしてございますので、その辺の連携はまたさらに強化をしていきたいと思っておるところであります。

現在も高齢者クラブとか、あるいはふれあいサロン、いろんな各種団体の会合、そのほかの出前講座という形でも職員が出席をいたしておりますので、そういった具体的な情報をやはり把握をしながら、そういう対策に資していきたいということでございます。

いろいろ、例えばこの施設の入所の際においても実態調査を行っておりますし、先ほど申し上げました緊急通報装置の設置者の関係、あるいは食の配食時、そういったことについても、いろいろ接触をいたしております。それで、脳すこやか塾とか、そういった相談ごと、あるいはこの在宅介護支援センターとか、民生委員からの相談に基づいた訪問調査もやっておりますので、そういったことを通じまして把握に努めているところでございます。

○新改 秀作議員

職員も使って調べて、一緒になってということを町長も言われましたので、そういった中で、この前ありました、どこですか、川内市の場合は高齢者が27%、こちらは35%ですけど、ゴールド条例とか、いろいろ条例も、条例といえば聞かがいいですね。やっぱりそういう政策が出てくると思いますので、ぜひ職員と一緒に、そういうのを進めていただきたいと思います。

先ほどちょっと忘れていましたけども、まことに申しわけないですけども、この事故の遭遇の中で、いろいろ私も高齢者の実態を、同僚の交通安全協会の方にちょっとお伺いしたんですけども、65歳以上の免許を持っている方が4,450人いらっしゃるそうでございます。そして、その中で、20年度免許を返上された方が21名、21年度に90名いらっしゃるということでございますので、やっぱりそういう方もますます増えてくると思います。やっぱりきめ細やかなサービスということを要請しておきます。

高齢者が生活していくための生活用品買い物なども、もちろん必要でございますけども、市街地に出て来るための交通手段というのももちろん大事で必要でございます。80歳を超えてから運転はできないという現状でもあります。

高齢者の運転となると、非常に心配であるわけでございますけども、今、先ほど我々に過疎地域自立促進計画というのがありましたけれども、このデマンドバスの導入というのを、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回、過疎自立促進法が見直しをされまして、6年間延長ということになったわけでございますので、その中の新たな事業としまして、この地域医療の関係、そしてまた、地域交通というのが打ち出されております。

まだ具体的に、どういうところまでというところまでは、この明らかになっておりませんが、とにかくこういう過疎地域におきましては、今申しましたようなことは、大きな課題でございます。したがって、交通対策、今もございましたとおり、やはり高齢者の皆さん方のいろんな交通の関係については、どのようにこう確保していくかというのが大きな課題となっております。

今、ファミリーバスとか、こういういろいろやっておりますけれども、これだけではなかなか十分なこのニーズにこたえられないという状況でございますので、今回の予算にも、新たな地域交通対策の予算も計上し、これは補助事業の中でやるように計画をしております。

そういう中で、具体的にそのようなところも調査をして、今後のやっぱり実施の段階におきましては、過疎の計画の中で反映をして、過疎事業のソフト事業として取り組みができないかとい

うことで、デマンドバスも当然含めた中で、何らかの方策を見出していきたいと思っております。

とにかく今の体制だけの、この交通体系では、なかなか実態にそぐわないという面もありますし、交通機関においても、なかなか経営的に難しいということもありますので、ありましたようなデマンドバスのほうに切りかえていったほうが、より実態に即しているのかなあと思っておりますので、そこも含めて検討させていただきたいと思っております。

○新改 秀作議員

検討を御期待しております。

次に、先ほど買い物代行のことで、高齢者の消費者実態調査というのを今まで平成10年にやって、商工会のまごころ便、旧宮之城ですよね。旧宮之城でまごころ便があったわけですけど、私もちょっと覚えておりますけども、それが余り採算が取れないということですか、どういうことですかわからないですけども、やめられたということでございます。

こういうのを、もう1回実態調査というのを商工会の調査員の方々でもいいですけども、お任せして、ひとり暮らしの世帯や夫婦世帯を対象に戸別訪問をして、日常の買い物状況、あるいは利用する店、利用したいサービス、いろんな調査を商工会に働きかけるお考えは、町長としてはないものか伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

このことにつきましては、既に商工会とも話を進めております。とにかく高齢化がどんどん進みまして、この10年前としましたら、また様相も一段とそういうニーズというのは高まっているんじゃないかと、そのようなことも商工会のほうにお話をしながら、1回この辺については再検討していただきたいということで、関係の商工観光課のほうにも指示をいたしてございますし、商工会とされましても先ほど申し上げましたアンケート調査とか、そういうものをしながら、意向調査をして、それなりの利便性が取れるような形の取り組みを、一緒になって進めてまいりたいと思っております。

○新改 秀作議員

調査をするということでございましたので、納得いたします。

前のまごころ便でもですけども、事業者が採算が非常に厳しいというときには、購入などの費用に対する補助というのも当然必要になってくると思いますけども、町長はこの辺をどのようにお考えなのか、補助も考えてやるということで御理解していいんですか。伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

当初から補助ありきという考え方よりも、やっぱりこの、とにかく実態をしっかりと調査をして、どのような方策が一番高齢者のニーズにかなうかということも踏まえて、やはり10年前の状況を十分反省をするところは反省をしながら、課題となっているのはどういうことが課題でクリアできるものがあるか、そこの辺をチェックをしながら、よりやっぱりこの今後も引き続き継続した、そういう形の運営ができるシステムを研究をする必要があるかと思っておりますので、やっぱり商工会、商工観光課、私ども行政も一緒になって、その辺は研究をしてまいりたいと思っております。

その上で、運営的にちょっと心配されるのかなあというところがありましたら、今後の1つのどういう支援ができるかは、またその時点で判断をしていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

最後になりますけども。

○議長（中尾 正男議員）

2分です。

○新改 秀作議員

はい。今後少子化の中で、人口は減少傾向になると予想されるわけでございます。全体的には、人口減になっても、高齢者は増える傾向にあると思われるわけでございます。私たちにもいろいろ資料をいただいているんですけども、逆ピラミッド型の形でございます。

町民の福祉においても、高齢者福祉は大事な政策の1つであり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが必要であります。少子化における年金の問題と財政の問題と、いろんな問題があるわけでございますけども、適切な政策を要望いたしまして終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩をします。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私は、新庁舎建設について、本町の人口も減少の推移の中で、平成何年度の人口を目標にした庁舎建設を基本的に考えておられるのか、町長の見解をお伺いいたします。

次に、本町の経済と地域発展を考えると、規模機能と維持管理経費のバランスを重視する庁舎の面積、また薩摩、鶴田両支所を有効活用し、15年後に町民から高い評価を受けられる庁舎建設を必要と考えるが、この点についての町長の見解をお伺いいたします。

次に、社会情勢等の周知のあり方についてであります。国、地方の厳しい経済や本町の超高齢社会など、社会情勢や地方自治の現状、近い将来の状況について、子どもたちやその父母に対し、機会あるごとにしっかりと知らせる必要と考えますが、この点についての町長の見解をお伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、新庁舎建設についてのお尋ねでございます。これについては、2項目の質問にわたっておりますが、まず、何年度の人口を目標にした庁舎建設を基本的に考えているかとの質問でございます。

御承知のとおり、日本の人口というのが、いわゆるこの減少社会にこう入って来ております。そういう中で、当然この本町におきましても減少の中にあるわけでございます。少子高齢化が著しく進展をしている中でございまして、人口も合併当時としますと、2万6,000、2万7,000、そういうところから2万4,000台まで、こう落ち込んでいるというようなことでございます。現状を見てみますと、子どもが生まれる数に対しまして高齢化の関係から、やはり

死亡の方がその倍、あるいは2.5倍というような状況で、自然減というのがまことにこう著しい状況になってきております。

一方の社会増減というのは、大きく転入転出、差異はないわけですが、とにかく自然減のほうが大きいうようなことで、必然的に人口も減少してるというようなことでございます。

将来人口におきまして、かなりまだ減るんじゃないかという予測をいたしておりますけれども、こういう中でございますが、地方分権というのが行政事務というのは、やはりかなりの量で増えてまいります。行政需要の増加、地方分権に伴う権限委譲など、こういうことで事務量というのは増加傾向にあるところでございます。

庁舎建設に当たりましては、こういった実情、将来予測というのをしっかりこの見極めた上で対処していくということが当然必要なことでございます。御指摘のとおりかと思っております。

基本的には人口そのものについても配慮をし、そしてまた人口がどういう推移を経て、今後の職員数のあり方ということにつきましても、現在職員の定員適正化計画を定めておりまして、第2次の行政改革の中でも、この辺も取り組みをしていきたいと、ある程度のこの指針を設けていきたいと、見直しもする必要があるかと思っておりますところでございます。

そういったことでございますので、当然としてこの算定の基礎でございます職員数の想定というのをどの程度置くかについては、今後はやはり十分検討をしてみたいと思っておりますところでございます。

次に、2の規模機能と維持管理経費のバランスを重視する庁舎面積についての質問でございますが、庁舎建設の計画の基本構想、基本コンセプトにつきましては、庁舎建設検討委員会のほうにも一応提案はしてございますけれども、庁舎の規模、機能、建設コスト、あるいはこのランニングコストなどのバランスを重視した経済的な庁舎づくりを進めることといたしております。

その中で、今申し上げました定員適正化計画を踏まえた適正規模の庁舎、そしてまた近年の情報化社会、高度情報通信機器の導入に対応しまして、フリーアクセスフロアの検討、こういうことも考えていく必要があるのかと思っております、当然ながら先ほどから議論があります町の財政状況というものを十分この勘案しながら、そしてまた今後の維持管理経費、ランニングコストも当然考えて、必要最小限のこういった規模のものになるかと思っております。

また、合併時、東別館も建設がされておりますので、ここが900平米でございます。ここも当然として、庁舎の一角として考えていく必要がありますので、その辺は当然として全体規模のほうからは面積がそれだけ減じてもいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

規模の関係につきましては、一応、例えば、地方債の許可の基準というのがございますので、庁舎についてはいろいろ算定基礎がございます。

それについては、基本になるのは職員数でございますので、そういったことを根拠に置きながら積算をしてみたいと思っております。

そのほか、町民相談室とか、あるいは災害対策本部の機能を備えた会議室とかございますし、もちろんこういった議会の活動の本会議場あるいは委員会室、そういったこと等もございまして、それらを含めて算定をしてみたいと思っております。

次に、鶴田、薩摩の支所の有効活用についてであります。これについても先ほどの御質問に對しましてもお答えしましたとおり、本庁舎の建設に当たりましては、当然として支所の有効活用については、一緒になって考える必要があるということで御提案もいたしているところでございます。

さきの議会で議決をいただきましたように、町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正も議決をいただきましたので、行政財産であるとしましても貸し付けができるというこ

とになりましたので、活用方法を総合的に検討しながら、構想としてまとめていきたいと考えております。

ただ、性急的にすぐ利用者が見つかるというところはございませんけれども、いろんな方面から活用については、いろんなまた意見も聞きながら検討してまいる予定でございます。

なお、御指摘にありますとおり、将来よかったと評価されるについては、十分このそれらを踏まえて建設にあたる必要があるかと思っておりますので、十分配慮してまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、2番目の社会情勢等の周知のあり方についてであります。子どもたちやその父母に対し機会あるごとにもっとしっかり知らしめることが必要ではないかということでございます。

長引く経済不況、急速に進む少子高齢化などによりまして、国、県及び本町を取り巻く状況というのは、厳しさが増しているわけでございます。今、ようやくその経済成長の関係についても、年率に置きかえますと、そういう状況になっております。Vではなくて、この片仮名のL字の回復だと言われておりますけれども、そういう方向になっては来ておりますが、まだまだ先が明るい見通しを得ていないということでございますので、これからもその辺の事情等については、お互いに共有をしながら、今後の町政運営はする必要があるかと思っております。

そういう意味からも御指摘にありますように、町民の皆様方の御努力もさることながら、いろいろ町政に対するこういう財政事情は十分御理解をいただく、そのためのいろんな手立てというのは必要かと思っておりますので、今後広報とか、あるいはいろんな会議等を利用しながら周知を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

お尋ねのこの子どもたちやその父母に対し、機会あるごとにしっかりと知らしめる必要はないかということでは、合併からこれまで全公民館を対象にしたふるさと座談会、あるいは今申し上げました広報紙、ホームページ、そういうことでお知らせをしておりますし、また、これまで出前講座等も実施をされております。そういうことで、とにかく町の財政の実態をというのを知らしめて御理解をいただく、また御協力をいただくところは御協力をいただく、そういうことに努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

社会情勢等の周知のあり方についてでございますけれども、学校教育におきましては、微に入りますけれども、教科活動では主に生活科や社会科で、教科書はもちろん新聞の切り抜きなども題材にしながら、政治や経済の基本的な仕組みや問題点等を学習しております。加えて、小学校におきましては、総合的な学習の時間の中での調べ学習で、中学校におきましては、キャリア教育や職場体験活動において、具体的な社会の現状等について、体験を通し、生き方指導も含めて学ばせております。

本町のことにつきましては、この町長のマニフェストを各学校長にも配付をしております、特に「子どもすこやか育成宣言」につきましては、学校経営の視点にも入れて、職員を、子どもたちを指導しているようにしているところでございます。

学齢期の児童生徒につきましては、教えること、それから自ら学びとることなど、発達段階に応じた指導も必要なことから、今後も適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○内田 芳博議員

庁舎建設の基本は、将来のこの人口の想定ちゅうのを定めて、そのことによって職員数が今申

されたとおり示されるわけでございますが、あわせて庁舎の規模の面積が示されてくると、このように考えます。

町民の皆さんが庁舎建設に対する関心度の高さは、規模、面積とあわせて、人口が1万何千人を対象にしたときの庁舎の建設となるかによって、町民が納得されるのではなかろうかと、このように私は考えます。

ただいま合併して5年間がこう経っておるわけですが、本町の人口も約2,300人の減少となっているところでございます。庁舎が完成するまでには、今のこの計画でいきますと、基本計画、そして実施計画、本体工事と、こういうふうになっていくわけですが、本町は毎年約440名の人口の減少をみてる現在でございます。今後5年間で単純に計算しますと、約また2,300人の減少を予想するわけでございます。人口的に見ますと、庁舎の完成時には旧の薩摩町がなくなると、人口がいなくなるということになります。

また、現在のように人口の減少が続きますと、15年後には旧の鶴田町もなくなるということになります。このことを見据えて将来に悔いの残らない庁舎の建設が必要であります。

重要なことは、この本町の人口を、言った場合に1万何千ぐらいを想定して建設をされるものか。町長は先ほど職員数において、やはり庁舎の建設は決まるという、こういうまとめもいただいたわけですが、ここらにきて私は町民も議会の方々も、今私が申し上げました人口どのぐらいのときの、どのぐらいの規模の庁舎をつくるのかというのが最大の課題であり、このことが一番重要なことだと思いますので、再度この点について町長の答弁をお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

なかなか、この人口の推移、いろんな政策をもって、できるだけ人口が減らない、あるいはこの定住の促進を図るかということが1つのまた大きな政策課題でございます。そういうことで、企業誘致にしろ、あるいはこの定住団地をもって、その団地の入居を図るとか、いろんな手立てがあるわけでございます。

そういうことで、単純に将来を予測して減るという見方でなくて、できるだけそういう減少に歯どめをかける、そのことが重要なことでございますので、最大限そういう努力もしていきたいと思います。

算定の基礎の根拠として、将来人口が減って、例えば、全く地方債を起こして地方債だけでやるとなると、将来人口の減少の中でその負担というのは、公債費負担が非常に重荷になるということが予測をされますので、できるだけその財政的には合併特例債についても、通常のこの積立金を増やすなり、あるいは県の今までの合併交付金ですか、そういうものをフルに活用しながら、できるだけこの合併特例債の借入れについては許容の範囲にしていきたいというような考え方を持っておるところでございます。

基本的には、先ほど申し上げましたとおり、正式な計算の基礎というのは、根拠になるのは職員数であります。職員数においての大体1人当たり何平米という計算基礎がございまして、そういうことを実際は行うわけですが、おっしゃるとおり、この人口も想定をしながら職員数というのは配慮することが必要でありますので。

例えば、現在22年で2万4、5千人、5,000人を切っておりますけど、15年しましたら、平成37年、2万人を切るのかなあというところまで予測をされております。そうなりますと、やはり合併特例債、幾らにするかで異なりますが、7割あって3割はそういう程度の負担でありますから、そうなりますと負担が重くなるということでもありますから、当然その辺も考慮に入れながら、資金計画、財政計画はつくる必要があるかと思っております。

今のところは、その予測はできるところは、37年で2万人をちょっと切るのかなあという予

測は立てております。そういう中で、将来的にはそれに応じて、やっぱ、その定員適正化計画の中で職員数を幾らにしていくかということも考えていく必要がありますので、その辺については今後数字を詰める段階で、どの程度にするかは今後の課題というふうに受けとめております。

○内田 芳博議員

今年は庁舎の建設については基本計画の年でありますので、重要なことはここで聞いておき、また重要なことはここで申し述べていかなければならない時期であります。少子高齢化と過疎、高齢化率約36%近くまで来ている我が町であります。離島を除くと、県で一、二番の高齢化を誇る町であるわけですが、現状と将来にわたり人口の減少をすぐ対策は、厳しいわけで、税収と町の疲弊が進む事態を重視して、本町の将来像を総合的に考えて、庁舎建設の実施をしなければならないのは言うまでもございません。

町民が一番心配は、あとに残る方々に苦悩を与えない庁舎の規模をとということが最優先すると。これは今、ちまたでよく私たちが聞く言葉でございます。

大は小を成すと言いますが、昔はそういうことがよく叫ばれましたけれども、今日は小で大をというときではないでしょうかと、このように考えます。

最小の小さな予算で、最高の効果を引き出すという、執行部の方々がよく言われますが、内容にもよるとは考えるわけですが、今回のこの庁舎の建設は、人口減少が進むことを重視して、後世に悔恨を残さない最小の庁舎で最高の効果を上げる庁舎の建設に向かって、町民と職員が本町の将来像をしっかり見極めて、将来の町民に厳しい負担とならない庁舎の建設を、町民一人一人が望むところであります。

その期待にこたえなければなりません、検討委員会でも人口減少と町の姿勢が重視され、このことが一番課題とされている考えだと思いますが、町長は、こうしたときに、私は考えます。やはり先ほども申されましたが、人口減少を非常に、今までの建物をつくるときには、大は小を成すということで高度成長でしたから、大きな建物があればいろんなことが利用できるということになりましたけれども、今回は私はやはり庁舎は小さく、そして効果を上げるために、やはり後々の町民の方々に負担をしない庁舎をつくらなければならないと、そのことを一番重視しなければならないということを一番言いたいわけですが、この点について町長のお考えを再度伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

基本的には、もうおっしゃるとおり。やはりこういう大規模な建設事業というのは、めったに、数十年に1回あるかないかでございますから、その辺については、もう最大限の配慮をする必要があるかと思っております。後世にこの負担を強いらないということは、もう大原則であろうと思っておりますので、そのために適切な時期を判断をする必要があるかと思っており、今それぞれ検討の段階に入っているというようなことでございます。

全く、今後、もう庁舎もつくる必要がなくなれば、これはもう終わりですけど、いつかはつくらにゃいかんという時代が来るわけですから、そうなったときに改めて町民の負担を100%するかということになると、これはもう大変なことですから、やはりこういう有利な時期、財源のあるうちに、適切な規模でやっぱりつくる必要があるかと思っておりますのでございます。

職員数についても、要は人口は減ったにしましても、例えばこの行政需要というのが、高齢化はどんどんします。社会保障の分野というのは、ご存じのとおり本町の予算も民生費というのが一番高いわけです。過去は土木費とか農林水産業費、あるいは教育費というものがそのウエートを占めておりましたけれども、もう最近では高齢化、少子化の時代に入っておりますので、ほとんどが民生費のそういう社会扶助費、そういった経費にこうウエートが置かれている、今後ますます

そういう方向になるんじゃないかと思っておるわけで、そしてまた一方では、税負担の能力というのはますます衰えていくということを想定をしなければならないと思っております。

そういう中で、やはりこの庁舎建設のあり方というのは、やはりおっしゃるとおり、ほんとにいろんなことを想定をしながら、後世に負担のならない適正な規模、財政でやっていくと。ここは大前提であるかと思っておりますので、十分承って対処してまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

次に、このやはり15年後に町民の皆さんから評価をいただける庁舎の建設をしてくださいというわけですが、この件につきましては、このまちは資源というのが非常に薄くなり、新たな資源を開発し、そしてみんなが新たな税収が納められ、豊かなまちにしなければならないのが最前提ですけれども、なかなかそういう適正なことが非常に難しいわけですから、そのことを考えたときに、先ほど申し上げました人口をやはり一番のどの時点において、やはり決めて、そして庁舎をつくり、5年後には私が申し上げましたとおり、今5年、そして合併して10年になるわけですが、そうしたときには、旧の薩摩町の人口というのがもういなくなると。今から15年後に建った場合には、今のような単純な人口計算をいたしますと、旧の鶴田町がなくなると、こういう1つの疲弊、衰退するまちになってくるわけです。

このことを考えたときに、先ほど町長が言われたとおり、やはり薩摩町の旧の庁舎、そして鶴田、これを非常に利用した中での規模をつくるのを、私は面積の庁舎をつくっていただければ、やはり5年あと、10年あとに、町民が非常によい建物をつくってくれたという評価が出なければ、今の町長も、私と同年ですが、私たちがあと15年生きたとしたとき81歳です。

そのときに、その建物は私は建っているのじゃないかと。そのときに評価が十分されるのじゃなかろうかと。そのときになって、生きてそのものをしっかりと見て判断ができるわけですから、町民からやはり喜ばれる庁舎というのをつくることが、私たちに今課せられた最大のやはり課題であって重責だと思います。

ですから、くどくど言うようですが、やはり5年、10年、15年あとに町民から喜ばれる、庁舎をつくってくださいというのは、私の願いであり、これは町民の願いでもございますが、この点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

行政サービスのあり方というのを考えてみますとき、いろんなあり方があるかと思います、やり方というのは。例えば、過去においては、非常に公共事業を中心として社会資本の整備をどんどん進めた。その割合というのが、普通建設事業費がやっぱり町の予算の3割以上を占めておった。例えば、合併前の宮之城の場合も、多いときはやっぱり年に30億ぐらいあったと思います。今はその合併をしましても、その半分ですから、だんだん国全体が公共事業からほかの面にシフトしていくというようなことでございます。

そういうことで、今は先ほど申し上げましたとおり、社会福祉、そういう分野にずっと流れて来ております。そういう中で、例えば職員数を考えたときに、人的なサービスというのが、ただ民間委託もありますけれども、一面においては、やっぱり職員が自らそういう社会福祉の部門でやらなければならない。介護の問題にしましても、保健福祉、そういう分野においては、ある面においては、やっぱり職員数を確保して対応していかないと住民サービスは十分できないということがありますので、やはりその辺の今後の将来展望したとき、ただ人口が減っていく、一方では高齢化がどんどん進む、そういう中で、福祉の社会、福祉の扶助費的なそういうサービスをする部分がやっぱり減らしていかなければいけないのかという問題も、当然として考えていかなければならない課題でございますので、そういうことをかんがみますと、人口比で全くイコールこ

の職員数減ということになるのか、その辺もやっぱり今後のいろんな福祉、この行政需要を考えたときに、ほんとにあり方、サービスというのをどこまでこうやっぱりしなければならないというようなのを十分やっぱり見極めていく必要があるかと思っております。

ただ単に人口が減ったから職員数も減らせと、そういう意味ではほんとの意味の行政サービスが、ほんとに満足いけるのかというふうに考えております。

特に公共事業はなくなった後、どうやって公共団体の使命のあり方というのをあるべきかということは、真剣にもっていかないと、ただ単純なその職員数が減る、そういう形ではいかなものかなあと思っております。

いまでも、この町民に密接な消防業務にしましても、もうこれはやっぱり生命財産という関係から、42名体制、そしてまた一方では、し尿、ごみのいわゆる環境問題、これについても民間委託できるもの、あるいはこの直営でしなければならないものいろいろありますので、その辺のところもやっぱり総体的に見ながら、これからの10年後、15年後の本町の行政サービスのあり方というのを、しっかりとやっぱり踏まえて職員数についても見極めていく必要があるかと。

その上で庁舎の規模についても、大体この辺が適正じゃないかなというところを見出していきたいと思っているところでございます。

○内田 芳博議員

地方自治で職員数の確保を、この大事さというのは、私はこのさつま町、旧の宮之城町におった、住んだ方、またその要職についた方々よく知っていらっしゃると思います。湯田が120何戸そう流失し、そして、北西部の地震、今回の河川の氾濫、こうしたときに職員の皆さんが地方自治法で定めたそれだけしかいていなければ、町民のやはり財産、命というのを守るときになったときは、これ今町長が言われたとおり、このことは絶対必要な、私はことだと思えます。それは、我が町の方々は、ほかの町の人よりもその体験はしており、そしてその内容はよく御理解をされていらっしゃると思います。

私もその点は理解いたしますが、しかし庁舎については、そういうこともまた薩摩、鶴田のやはり庁舎も十分生かして、そして後世、また町民の皆様が後々に好評を得る庁舎をつくるというのが、私は一番の我々の使命だと、このように考えます。

特に、ここで基本計画の時点でございますので、1点だけ検討委員会で私は検討していただきたいと思って申し上げますが、庁舎をつくったときの屋根の問題でございます。私は、ひまわり館をつくるときに瓦にしてくれと。そうすると、修理も管理も非常に少なくて済むからということで、ときの課長の手塚、高代両課長に厳しくお願いし、やはり瓦にいたしました。

ところが、今のうちに、あの建設をしてから、やはり修理とか管理にいろいろ支障があったということはございません。

やはりこの庁舎で、町長恐らく仕事を職員として始められ、この庁舎で退職をされたわけですが、この間、この庁舎は何回となく雨漏りがして、そうして修繕をした経緯がございます。どんな一級な建物を建設しても、雨が漏れば最低の建物になります。このことだけはしっかりと私は考えていただきたいと。瓦にしておけば、やはり雨どいだけを丈夫な強い物でしちょけば、50年というのは間違いなく修繕もする必要はないし、替えることもせずに済みます。

そうした場合は、50年間というのは、やはり今の修復、そして管理については非常に有効なことになりますので、この点だけは申し上げておきたいと思えます。

これはなぜ申しますかという、旧の宮之城の民俗資料館のあの建物は、一番先には私はやはり鶴田の門前助役が本町のときの建設課長でしたが、そのときは正倉院のやはり方向を、収納してありますあの造りで建設をしてくれと言って、そしてやはりその設計で国に持っていったとこ

ろが、本省の方々が現代に合うた設計をしてくれとってああいうのになってきた。途中で1回か2回か、やはり雨漏りがして修繕をした経緯がございます。そしてまた、ひまわり館も今申し上げたとおり、こういうことでございます。

ただ、補助事業ということに対して、そういうものが補助事業として本省でそれをやはり受けてくれるかという大きな問題もありますが、私はできれば、やはり瓦にして、50年間修繕のいない、管理が十分行き届く建物にしていきたいと思います。この点を建設検討委員会で十分審議して、できるものならば、この方向に私はやはりしていきたいと思いますとこのように考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

実際、具体的な設計になりますと、いろいろ検討もされるかと思っております。そういう長年の耐用年数のある施設でなければならないと思いますので、できるだけその建設コスト、あるいはまた維持管理も修繕料がないような形の、そういう方式もあるかと思っておりますので、御意見は十分尊重させていただきまして、また今後の建設の、いろんな建築の段階での話し合いの場に出していきたいと思っております。

○内田 芳博議員

次に、この社会情勢等の周知のあり方についてでございますが、時代変化の厳しい流れに背を押して、経済情勢、雇用情勢の変化など、社会構造が変化しているところでございます。近い将来、高齢化のときのこの影響は、子ども育ての父母、子どもたちに高齢者を1人で1人を見る社会情勢になると、このときが来るべき時代が必ずこうして来るわけでございますが、厳しくなる地方自治の現状を町長は町民の皆様に的確に周知を図り、地域を支える活力に意欲を示す方々を育成し、来るべき時代に備えることは肝要かと、このように考えます。

町のトップに立つ方は、開式典等のあいさつの場に、状況判断もありますが、社会情勢の厳しさを、その危機感を持っていただくために、内容を周知させて安心して生活ができる基盤を築くことが、今求められていることではなかろうかと、このように考えます。

危機感として、人口減少と町の全体的な疲弊、その兆候は既に現れて衰退の対策は厳しい、地域の資源と現状の状況を確保することが、対策の一環ではないかと、こういうことも考えますが、町長は機会あるごとに近い将来本町が迎える社会情勢の厳しさを、町民の皆さんに5年後、10年後の姿に、実情に近い状況を厳しく周知し危機感を持たせる声と、その把握をさせることが大事な時期ではないかと考えます。

来るべき時代の危機感を感じさせるために、その対策をしっかりと町民に伝えるべきではなかろうかと考えますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今の世界経済情勢の実態については、それぞれ企業にとりましても、あるいはこの個人の皆さんにおかれましても、実感として受けとめてあるんじゃないかならうかと思っております。

そういう中で、私もいろんな各種会合等に出向く機会がございますので、これまでもあいさつ等の中で現状的なことについてはお話を申し上げて来ておるところでございます。

とにかくこういう若い世代の方が少ないということでありますので、とにかくやっぱり若者が定住をする、また働ける場がある、その底辺の拡大というのが、支えてくださる基盤の方がやっぱりたくさんいらっしゃることは、大変こう大事なことであります。

そのことのためのいろんな政策も推進をしておるわけでございますので、それについてもあわせて取り組みをしていきたいと。

厳しさはいつも訴えているところでございますが、ある一面、明るい展望のあるような話もし

ていかなければ、なかなか沈静化しては基本的にいけないことですから、やっぱりバランスよく、いろいろその場の状況判断をしながら進めていきたいと思っております。

おっしゃる、そういう厳しい環境については、それもまた対応していきたいと思っているところであります。

○内田 芳博議員

私も幾多の式典に参加し、入学、卒業、一般の式典での祝い、別れの言葉が述べられておりますが、内容は一緒のことが多く、これが時代にあったあいさつかと思うときも多々あります。御苦労された方々の話を述べたいのは、役職につかれた方々の定めと思いますが、特に入学、卒業式では、後ろには父兄の方々もいらっしゃいます。父兄、子どもたちが背負っていく厳しい社会情勢を考えたときに、あいさつで厳しい情勢を見込んで述べるときには、自然とやはり見込んで述べるのが大事ではないでしょうか。また、その変革が必要かと考えます。

御苦労し、一息ついたときに、また厳しい難題の言葉かと言われると思いますが、祝辞、式辞のときで述べられる厳しい内容は、必ず皆様に理解され、後世に必ず生かされるときが来ると私は信じます。

時代感覚に合う変革を重ねて、町民の皆様をよりよい方向に導くことがトップの仕事であり、指導力と考えます。勇気を持って変革を進めるときではないでしょうか。町のトップに立つ方は、厳しい社会情勢を毅然と取り入れ、町民の皆様に危機感を持たせ納得をいただき、厳しい時代を乗り越えるために、行政と町民の皆さんが信頼関係を毅然と築き、力を合わせ取り組んでいくことが重要なことであります。

今まで高度成長の折によって、やはり温かいお湯に入っているような悠長さを感じるときもありましたが、顧みて反省の場も非常に考えられます。時代を教える言葉の重さを町民の皆様に理解していただくときではなかろうかと、このように考えますが、この点について町長、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

入学式、卒業式、いろんな集まる機会での児童生徒に対する状況についての話ということもありますけれども、儀式的な場合は、なかなかワンパターンにならざるを得ないという面もありますが、やはりこの子どもたちが感動を受けるような、そういうことも一端としては申し述べる機会もいいのかとは思っております。

とにかくこういう厳しい社会、経済情勢ではございますが、その意識というのは当然として持っていていただくことも大事ではありますし、またある面においては、夢と希望をやっぱ与える、そういう明るさの面もある一面においては出していく必要もあるかと思っておりますので、その辺のバランスもよう考えながら、今後のそういう儀式等のあいさつについてはいろいろとまた考えてもいいのかなというふうに思っております。

○教育長（東 修一君）

基本的な考え方は、今町長が申し上げたとおりでございます。私もまずはその生き方とかあり方とかそういう基本的なものを、まず児童生徒には植えつけながら、やはりこのすばらしい価値観を持ったそういう生き方をするような形で、将来を見通した形での指導をしていく必要があるというふうに思います。

○内田 芳博議員

私は、このような質問をなぜするかとこう申しますが、私たちが議員になった年は昭和58年でした。そのときに、やはり今の商店街がございすこのかまぼこ形の商店街は、20年後にはもうだめになるんだと、郊外のスーパー、大型化し、車でそこに行って買い物をして帰るんだと、

こういうふうに言われました。そして、もう一つは日本には企業が外国に行って、そして日本の内部は空洞化するということが盛んに言われてきたときでございます。

そのときから25年たった今日、本町のまちの姿を見たときには、まことにその言われたことがきれいに現れてきたと。私たちもそういう外国を見ておりませんでしたので、我が自国だけでしたから、その実態をそのときに話してもなかなかぴんとこないところもございましたが、しかし、現実にはその姿がきているわけでございます。

私がなぜ、この式典、式辞、そして小中学生、言えば幼稚園生の親御さん方に非常に聞いてくださいと、あなた方が指導してくださいと言うのは、これから20年、25年あとに、1人の人が1人の高齢者を支えなければならぬこの現状が出てくるわけです。

そのことをしっかり引き締めて、そして取り組んでいかなければ、必ずそのときが来て右往左往するようなことは現状の今の段階ですから、25年前のこのまちと、この現状とのこの差が出てくるわけですから。あと20年、25年あとになったらその差が出てくるわけですから。

そういうことを、実情をしっかりとやはり父兄の皆さん方に、若き子どもを育てる方、ある程度のやはり子どもの成長した方々に、そのことをしっかりと判るように指導してくださいというのがこの質問の趣旨でございます。

町長がやはりまた教育長が言われますように、卒業式、大きくなった、これは難儀しがいがあったと、これはよかったと、よく頑張ってくださいましたと、そしていいところの学校にやはり入学させることができて本当によかったですねと、この祝う気持ち、この言葉もこの意味もよく判ります。

しかし、私が申し上げました、このことをしっかりと考えて伝えていかなければ、私は後世に大変な時代が来ると思いますので、この点について、町長、教育長の再度見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、内田議員のおっしゃるとおり、現状認識をしっかりと理解をさせていくということも必要でございますので、そういうことも念頭におきながら、今後対処をしてまいりたいと思います。

○教育長（東 修一君）

卒業式とか入学式というのは一つの出発点、卒業式もまた新たな段階への上り点でございますので、今おっしゃいますように新たなまた世界が待ち受けているわけでございますので、今おっしゃいますように、将来のことを展望しながら、やはり学んだことをびしっと生かしていけるような、そして、自分も何も負けない価値観を持ちながら生きていくような形での今後式辞とか、そういうことについても気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

次は、18番、木下敬子議員の発言を許します。

〔木下 敬子議員登壇〕

○木下 敬子議員

私は、町の療育施策についてお尋ねいたします。

本町には、療育の必要な乳幼児や児童に対して支援、対応のできる施設がないため、他市町の施設を利用している状況であります。本人はもとより保護者の負担も大きく、我が町でも他市町並みの対応ができるような支援策が必要と考えます。今まで福祉の充実を声高に叫んできたものの、この発達障害児、知的、身体的障害者に対する問題についてはあまり表面に出てこなかったような気がいたします。制度上は確かに守られています。しかし、その裏にある部分に手が差し伸べられていなかったのではないかと感じております。

3町が合併したこのまちに療育施設もなく、他の市町に受け入れをお願いしていることは問題だろうと考えています。町長が施政方針の中で示された療育施設の設置検討は、親御さんにとって大きな支えになったことと思います。子育て日本一を目指している町長の見解をお伺いいたします。

〔木下 敬子議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

木下敬子議員の町の療育施策についてのお尋ねでございます。お答えをさせていただきます。

本町には、療育の必要な乳幼児、児童に対して、支援、対応できる施設がないというようなことで、ほかの市町村のところまで、わざわざ出かけて利用をしている実態があるということでございます。本人はもとより、保護者の経済的、あるいは肉体的な負担というのが、極めて大きいと理解をしているところでございます。

私も、これまで恐らくこういう方々との懇談というのはなかったかと思えますけど、2回ほどこういう機会を設けまして、保護者の皆さん方の本当に大変な実体というのを聞く機会がございまして、大変、これからの福祉の、本当に今まで不足したところへの、行政のあり方というのを考えさせられたところでございます。

通常こういった療育の必要な方、いわゆる発達障害といわれておりますけれども、さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけまして生じる発達の支援、その主なものが3つ上げられております。

一つは注意力、自制心に欠ける症状と言われておりますADHDですね、これは集中できなくてじっとしてられない、いわゆる多動性、あるいは考えよりも先に突発的に衝動的な行動があるというようなことが言われております。

それと2つ目は対人関係が苦手なところがあると。よく自閉症とかアスペルガー症候群といわれておりますASDであります。

もう一つが学習障害と言われております、読む、書く、聞く、話す、計算、これらに問題があるというLD。

こういったところが言われておるところでございますが、町内での療育施設の整備の問題であります。発達障害というのは、乳児期から幼児期にかけまして、いろんな原因が影響いたしまして、発達の遅れとか、あるいは歪み、機能獲得の困難が生じる心身の障害であるとされております。このような障害につきましては、早期の療育でかなりの分まで改善はできると言われてきておるところでございます。

本町の場合は、一般的に何らかの障害がある子どもの割合というのは、グレーゾーンと言われますそのおそれのある子どもを含めると、6歳児未満で約20%ぐらい、このうち療育を必要とする障害児は6%ぐらいと把握をいたしているところであります。

質問にありますように、本町内に療育施設がないために、毎年10名ぐらいのお子さんたちが長い人で約5年ぐらい、隣接の市町村にある療育施設に通っておられるようでございます。

他市町村での療育施設の利用につきましては、やはり送迎ということが必要でありますので、保護者の負担は大きく、また、家族にかなりの条件が整わなければ困難であるというようなことでございます。経済的な問題のある方についてはなかなかそういうところにも通えないというようなことで、家庭で療育をしなければならないという訴えがありまして、なかなか仕事にも就けないというような実態もあるとお伺いしております。

多く子どもたちが、療育を受けられないままに就学をしていく状況にあるようでございます。

時代とともに発達障害に対する認識が高まりまして、多くの市町村で療育施設が整備をされているところでございます。

さつま町で安心して子育てができるというまちを目指しておりますので、町内での療育施設の整備が不可欠のことではないかと思っておりますが、幸いにいたしまして昨年からは町内で療育施設を立ち上げるという民間の動きがございます。

これについても町としても話をしているところでございまして、今後こういった施設の整備につきましては、児童福祉、障害福祉の中で最も不足している分野でありまして、関係者とも十分連携、協議しながら、早期の実現ができるように努力をしてみたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○木下 敬子議員

施設の必要性を十分に認識してくださっていることに安堵いたしました。町長の答弁にもありましたけれども、現実問題として、家族の負担は相当なものがあるため、療育を受けられずに学校へと進んでいくケースがほとんどであります。車での送迎の途中でいつ何時、何がきっかけでパニックを起こすかもしれないという不安を抱えながら、遠いところまで運転をして行かなければならない親御さんの心労はいかばかりかと胸が熱くなります。

保健師さんを初め保育にかかわる先生方の声も聞かせていただきました。皆さん口をそろえて療育の必要性をお話くださいました。子どもたちのことを真剣に考えてくださっていることに改めて敬意を表したいと思っています。

しかしながら、この療育ということに対しては、まだまだ一般的に理解は得られていないように思われます。障害を持って生まれてきた子どもたちのことを知ってほしい、理解してほしいという保護者の声をたくさん聞かせていただきました。

早い時期に適切な指導をすれば発達を促すことができるということを、今悩んでいらっしゃるかもしれない親御さんに知ってほしい。ほかの兄弟と同じようにこのさつま町で育てたい。同年の子どもと生活をともにさせたい。地域の人たちと一緒に過ごさせてあげたい。また、障害を持った子どもと接することで、当たり前なこととして障害者に向き合える大人になっていくのではないかな。それこそが偏見のない社会づくりの礎になるのではないかとといったことなど、いろいろお聞きしました。

そして、療育を受けた結果、子どもに表情が出てきて「ママ」と声をかけられたときの喜び、そして、先生の指導のもと、家庭でもゆっくりとした丁寧な子育てをしていけばよいのだということを知り、肩の力が抜けたとお話をされました。

私はこういった保護者の声を町民の方々にぜひお知らせする機会をつくっていただきたい。また、保護者の悩みを少しでも軽くしてあげられるような手だてをつくっていただきたい。関係する課を上げて取り組んでいただきたいということを要請いたします。

ところで、この施設は運営が厳しいため、他の市町村の多くは行政も助成措置を行っています。わが町も最低限の支援策をすべきではないかと考えますが、この点について町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

平成17年の4月から発達障害者の支援法というのができたわけですが、この支援法におきましては、今、木下議員が申されましたとおり、発達障害がある人が生まれてから歳をとるまで、それぞれのライフステージ、いわゆる年齢に合った適切な支援を受けられる体制を整備する。それと同時にこの障害が広く国民全体に理解をされる、このことも目指している法律でござ

ざいますので、やはり今まであまり皆さん方に知られていない部分があって、その過程でいろいろ御苦労もされていると。地域全体でやっぱり支え合う、そういう社会も必要であるというようなことでございますので、法律の責務の中にも、その辺のところも具体的に出ております。公共団体の責務としましても、その辺のところも必要な措置を講じるようにというようにことでありますので、この法に従いましての取り組みというのは必要かと思っております。

その辺の理解、社会的な認識をするためにお知らせをする機会をつくっていきたいと思っておりますし、保護者の負担の関係につきましても、関係課それぞれ、今福祉課、健康増進課、それぞれ話し合いもいたしておりますので、そういう役場の横の連携をとって、支援体制はとっていききたいと思っておりますのでございます。

それから、施設の運営の関係であります。現在でも通所されている方については、町のほうで全額助成をいたしておりますけれども、1割負担でございしますが、とにかく施設の運営そのものについてはなかなか実態として厳しいというようなことがあるようでございますので、障害者自立支援法に基づいての利用者負担と自立支援給付費、こういった内容になっておりますので、この関係につきましては、町としまして市町村が運営補助を出しているという実例もございします。

必要な今後の情報の提供とか相談業務というのは行政の責務とされておりますので、当然として今後取り組みを進めていきたいと思っております。応分の負担が必要であると思うところでございしますが、今後ほかの市町村の例ということも調査をしながら、今後その辺の支援対策については取り組みをしていきたいと思っております。

具体的などころまではまだ調査を済んでおりませんので、関係の今までの市町村の状況、そしてまた、今後施設ができるようになりますと、その辺のところはどうなるか調査もさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（中尾 正男議員）

質問の途中でございますけれども、町村会のほうがみえられたようでございますので、ここでしばらく休憩をしたいと思います。

再開は2時おおむね30分といたしますが、流動的になるかもしれませんが御理解いただきたいと思えます。休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時33分

○議長（中尾 正男議員）

知名町長の平安町村会長からただ今町長室において、本町と湧水町に口蹄疫に対する見舞金ということでここでいただきました。今から、湧水町に向かわれるということでございました。ありがとうございます。報告をしておきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

○木下 敬子議員

助成措置についても考えてくださっているということをお聞きいたしまして、さぞかし保護者の方々も希望と期待を持たれたことと思えます。

また、早急の対応と言われましたが、大体いつごろを目安に考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、療育施設の関係につきましてはお答えしたところでございますが、現在検討を進められておりまして、いろんなその職員の皆様方も研修を始められたというようなことをお伺いしておりますので、時期がいつになるところまでははっきりしませんが、今後、例えば国の事業等を取り入れられるのか、その辺もちょっと詳しいところまでは聞いておりませんが、議会が済んだあと、その辺のところも施設のほうに出向きまして、いろいろの協議をさせていただきたいと思っております。

それがまた明らかになり次第、御報告をさせていただきたいと思っております。

○木下 敬子議員

よく判りました。これからの社会は物より人だと思っています。人に対して真に向き合う。どう向き合うかが一番大事だと思います。この施設がないのは1市6町です。検討が検討だけで終わることのないよう、必ず具現することを強く要請いたします。

また、この療育の同一線上に切っても切り離せない障害者の学童保育、就労のことなども出てまいります。昨年12月より、さつま町内の知的、身体的障害を持つ子の保護者が、お互いの悩みを話せる場として父母の会を結成いたしました。毎月1回の定例会を開きながら、自分たちもできることから始めていこうと、夏休み中の学童保育などを前向きに取り組んでいってまいります。身近で見聞きされましたら、ぜひ協力してほしいと思っております。

少し横道にそれましたが、地域の宝としての子どもは、地域の理解がなければ存在しないと思っています。障害を持っている人、難病で苦しんでいる人、子ども、高齢者、いわゆる弱者と言われる人たちをど真中に据えて、社会の構築はなされるべきと考えています。

大切なものは目に見えないと言われます。目に見えないものを一つ一つ積み重ねて、だれもが安心して住める福祉のまち、さつま町づくりに精一杯取り組んでいただくよう要望し、私の質問は終わります。

もし、町長のほうから保護者の方々に何かエールでもございましたら、一言お願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

木下敬子議員におかれましては、これまでそういう関係者の皆さん方と密接に連携をとっていただきまして、その橋渡しといたしますか、そういう役目を果たしていただいております、本当に感謝を申し上げるところでございます。

そういうことで、今本町にもこういった施設がないということで、とにかく早めにこういう施設ができて、保護者の皆さん方が安心して子育てができる環境、そしてまたいろんな仕事に対しても安心して仕事ができる、そういう社会環境をつくり上げる、これがまた町の行政としての役割であると思っております。

特にこれまでも、お話を聞いたところでは今もございましたとおり、学童保育の関係、長期休暇になったときが一番大変だというようなことも話を伺っておりますので、そういうことも含めまして、今後皆さん方の負担が少しでも軽減ができるような努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

次は、12番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

質問の前に、口蹄疫の関係で心労の耐えない宮崎県を初め鹿児島県内、またさつま町内の畜産農家や関連の事業者の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

また、町の口蹄疫の防疫作業や、支援対策等に各種団体や個人の方々によるボランティアや義

援金、また物資の提供など、心温まる善意に対しまして、町民として心より感謝申し上げます。

私は、一刻も早い口蹄疫の終息と地域経済の再興を願い質問をさせていただきます。

10年前、宮崎県で発生した口蹄疫は、3月25日に公式に発表され、5月10日に安全宣言が出されております。47日間にわたり、畜産農家を初め関連の業種の方々に影響が出ましたが、迅速な対策で被害が4戸数と最小限で抑えられております。これには、ウイルスの感染力の違いもあったとのことではあります。

しかし、今回の口蹄疫感染は、4月20日に確認されてから2カ月になりましたが、いまだに猛威を振るっており、6月14日現在、昨日です。発生件数が289件で、処分対象の家畜が、ワクチン接種対象も含めて約30万頭ぐらいとも言われ、特に宮崎県全域や、鹿児島県など隣接県の畜産農家に恐怖を与えております。

6月4日、37日ぶりにえびの市の口蹄疫が終息し、さつま町は搬出制限区域から解除されました。まずは近隣の発生地がなくなったことで関係者は少し安堵したところでしたが、9日には新たに全国有数の畜産地、都城市まで飛び火し、10日には感染多発地域に隣接する日向市と宮崎市に新たに拡大して事態が深刻になり、再び関係者の危機感が強まったところであります。

また、それを受け鹿児島県も伊藤知事が準非常事態を宣言し、曽於市は農道や市道の閉鎖、また同市と県境周辺の自治体はさらに消毒ポイントなどの強化をされております。

発生農場近くの畜産農家は、これまでも防疫対策を一生懸命続けてきたのにどうやって感染を防げばいいのか判らないといわれるほど、感染源の判らない状況の中で不安や恐怖心で精神的にまいっておられるようです。

宮崎県や政府の口蹄疫の初動体制がまずかったことや、その後の判断等の遅れや封じ込めの失敗など口蹄疫の解決もいまだに見えないどころか、被害が拡大している状態です。

このようなことで、鹿児島県への感染拡大を防ぐためには、これまで以上の対策を講じなければさつま町も次の飛び火場所となる可能性もあり、非常に恐怖を感じます。口蹄疫全体の終息がない限り、畜産農家や関連の事業者の心労は続くし、生活の安定ありません。早く正常化し、安心して仕事と生活ができるように畜産農家は祈る思いです。関係者も一緒だと思います。

これ以上の感染拡大にならないよう、そして一刻も早い口蹄疫の終息を願うわけですが、我が町の防疫対策は、これまでどのように対処されたのか町長にお伺いいたします。

2番目の町でできる今後の防疫や畜産農家への支援について。町の防疫体制とともに、畜産農家への経営支援とともに影響を受けている商工業者や観光業など、町の経済の立て直しも重要です。

防疫対策で、行事の中止や延期により人の移動が減ったことで、弁当注文や宴会付きの会合が減ったり、宿泊予約のキャンセル等もあり、加えて競り市の延期、中止で、収入が落ちた畜産農家が消費を抑えたり、外出を控えたりで、町内の経済も深刻な状況になっております。

このような経済的な影響を受けておられる関係の方々は、防疫体制への理解を示しつつも、この状態が長期化することを懸念されております。国や県はすばやい防疫対策を徹底してもらい、1日も早い競りの再開がなされることが、畜産農家の一番の願いであり、それがまた、町内の経済回復にもつながると思います。

そのような中で、鹿児島県初めさつま町など各自治体も自主的に消毒ポイントを置き、一般車両を含め、消毒作業を行っておりますが、中には霧島市のように防疫強化のため、野生のシカやイノシシへの感染予防に霧島連山の登山口5カ所に登山者向けの口蹄疫消毒マットを設置しているところもありますし、伊佐市においては、宮崎県全体の沈静化が見えず予断を許せない状態から、農家への励ましも兼ねて、市内の牛生産農家約400戸の全戸を対象とした畜舎の巡回消毒をさ

れております。

また、JA、県経済連は、子牛生産農家への支援策として、延期競り市に出荷予定の子牛1頭につき飼料40キロの無料配付や運転資金の融資を受ける際の金利助成などを行い、県や、各市町も金利の助成や見舞金の支給などを実施していますが、さつま町においては畜産農家の不安解消のために今後の防疫対策や、畜産農家への支援はどのように考えておられるのか町長にお伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員の口蹄疫対策についての御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、町内の牛や豚の偶蹄類家畜等を口蹄疫から守るため、これまで行った町の防疫対策についてということでございます。

4月20日、宮崎県の都農町で国内で10年ぶりに発生いたしました口蹄疫のニュースは、畜産業が盛んな本町に大きな衝撃が走ったところでございます。ちょうどこの日、春の畜産品評会が、宮之城地区の関係が開かれておりました。そのときにこの情報が入りましたので、この前も申し上げましたとおり、畜産農家のほうにはすぐ衛生管理に徹底をしていただくように呼びかけをしたところでございます。

町では口蹄疫の進入防止を図るために、第1点としまして、畜産農家に対して畜舎回りの衛生管理の徹底についての指導、第2点として、主要道路における畜産関係車両への自主消毒作業の実施、第3点として、町や各種団体等が主催する行事、イベント、会合などの開催自粛の要請などを行いまして、多くの方々の御協力をいただきながら、防疫対策を現在も進めているところでございます。

以下、時系列にこれまでの活動を報告をさせていただきます。

4月22日、急遽、北薩地区家畜保険衛生所で北薩地区の口蹄疫研究防疫対策会議が開催されて、郡の春季畜産共進会の中止ということで、これについては薩摩地区が残されておりましたので、これはもう中止をいたしましたところでございます。

それから、地域での畜産関係の諸会合の開催自粛。牛、豚全戸聞き取り調査も実施等が決定をされて、これについては4月30日までに行うということで、これもすぐさま調査をいたしまして、状況を調べたところでございますが、この時点でも異常はなかったところでございます。

町では、議会全員協議会で発生の報告を行うとともに、直ちに役場本庁、支所等の玄関に消毒マットを設置をいたしまして、靴底等の消毒に努めたところでございます。

5月の連休に開催予定でございましたさつま町の春まつり、これも北薩公園で毎年行っておりますけれども、これも中止をいたしております。JA北さつまでは4月26日から町内畜産農家へ消毒液の配付を行いまして、畜舎周りにおける消毒の徹底を呼びかけております。4月28日には発生9例目が宮崎県東部から鹿児島県境のえびの市に飛び火をいたしまして、これにより永野地区の一部が発生地から20キロの圏内の搬出制限区域になったことから、直ちにさつま町の防疫対策本部を設置をいたしまして、警戒態勢をとるとともに、情報収集に努めてきたところでございます。

休み明けの、4月29日が休みでございましたけれども、その日もちょっと会議しておりますけれども、30日の日に議会全員協議会で発生状況や鹿児島県における主要道路での消毒作業への取り組み等について報告を行ってきたところです。

報告をいたしましたあと、対策本部会議を開催いたしまして、ちょうど5月1日から連休に入

るというようなことでございましたので、その日、前日の30日に対策本部会議を開きまして、本町を通過する車両等の消毒により、本町への口蹄疫ウイルス進入防止の徹底を図るということを決めまして、県の消毒ポイントと重複をしないように、県道薩摩牧園線の永野支線及び国道504号竹子地点にポイントで畜産関係車両の自主消毒作業を実施することにいたしましたところでございます。

また、連休明けから、自主消毒作業には関係機関、団体、さらには議会議員の皆様方の御協力もいただきながら、自主消毒作業の徹底をいたしまして、本町への進入防止に努めてまいったところでございます。

さらに畜産農家に対しましては、畜舎の衛生管理徹底の指導と、部外者の畜舎への立ち入り制限も防災無線を通じまして、呼びかけをいたしたところであります。

このような取り組みを進めてまいりました中で、5月13日にはえびの市で4例目が発生をいたしまして、発生拡大が懸念をされましたことから、町では口蹄疫対策緊急事態宣言を発令をいたしまして、広く町内に行事、イベント会合の開催自粛への協力を呼びかけたところでございます。町主催の行事等につきましても、延期、中止を決定をいたしました。

同じく、畜産農家へ豚舎周りの消毒薬でありますクレンテの配付を行いまして、5月17日から21日にかけて、牛、山羊の飼養農家に対しまして、畜舎周りの消毒用として消石灰も配付をいたしたところであります。

5月21日からこれまでの日中における消毒作業に加えまして、夜間には車道に消毒マットを設置するなどして、24時間体制の消毒作業へ切りかえをいたしたところでございます。

そして5月28日には、町から消毒薬及び殺鼠剤を畜産農家全戸に配付をいたしまして、畜舎等の衛生管理の徹底を図ってきております。

以上のような取り組みをしてきたわけでございますが、6月4日にはえびの市での最終発生から3週間が経過をいたしまして、新たな発生もないということで、異常家畜も確認されず正常化がなれたことから移動制限区域、搬出制限区域の解除がなされたところでございます。

また、宮崎県の東部の発生地区では発生地から10キロメートル圏内に国内で初めてワクチン接種ということも始まりまして沈静化の方向にあると予測をして一筋の光が見えてきたのかなという感じでございましたけども、そういった矢先に新たに都城市が発生したということが確認されまして、非常に残念な気持ちでございました。

このような厳しい状態となりましたが、本町の産業を守るためにこれまで以上に気を引き締めて防疫作業などいろんな行事等につきましても御協力をいただきながら、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

昨日からまた新たに先ほども冒頭で申し上げましたとおり、霧島方面からの進入阻止のため、横川のほうに新たに消毒ポイントを増やしているところでございます。

次の畜産農家の不安解消のために、町でできる今後の防疫や畜産農家への支援をどのように考えているかということでもあります。これまで、臨時議会のほうでも必要な関係等につきましては、予算を提案を申し上げまして議決もいただいております。畜産農家に対する競りの延期に伴いますそういうエサ代の助成なり、あるいは消毒ポイントの消毒剤の関係の経費も出ておりますし、人件費も出ておるところでございます。

今後の関係につきましてもでございますが、事態の悪化あるいは長期化によりましては、消毒薬の配付とか、消毒ポイントはまた昨日から増やしておりますけども、こういうことで対処をしてまいる必要があるかと思っております。

畜産農家への支援でございますが、一つは長引きますとどうしてもメンタル面のこういったこ

とも必要になるかと思っております。不安とかあるいはこのストレス発症などが伴いますので、今のところは具体的な相談もないわけですが、場合によってはそういう健康面へのメンタルの支援も必要かと思っているかと考えております。

それから、5月、6月分の競りが延びるという想定で、その分につきましては必要な予算措置をいたしておりますけれども、6月末の状況次第ではさらに競りが延びるということも予測をされます。したがって、これが延びることを想定をしまして、そしてまた消毒のポイントも恐らく長期化の予想がありますので、場合によっては議会の最終日に必要な予算措置をまいりたいと思っております。

農協のほうでも、競り出場予定の子牛に対します仮渡金制度も設けておりますし、生活面の支援もなされております。このほか多頭飼育農家の飼料などの運転資金制度もありますが、現段階では利用者はないようでございます。これにつきましては農家負担を軽減するための町の利子補給に係る債務負担行為の補正は、状況によって今後のそういう意味で対応してまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○柏木 幸平議員

町といたしましては、早い段階での口蹄疫の対策本部、そして町単独の消毒ポイントを、きのうまた新たに設置したということで、3カ所設置して町の職員を中心に消毒作業を行ったということでありまして、また、5月13日にえびの市での4例目の発生で拡大傾向が予想されたため、町長が県内では初めての口蹄疫対策緊急事態宣言を出されて町民への理解を求めたことなど、これまでの防疫体制に関しましては、町の迅速な対応に関しまして評価はできていると思っております。

自分の畜舎から口蹄疫を発生しないように自分の畜舎は自分で責任を持ってウイルスの進入を防ぐという強い気持ちと対処が必要なのですが、農家によっては温度差が感じられております。畜舎入口での消毒液設置と畜舎内の消毒、そして進入路には石灰を厚めに散布して、立入り禁止看板の設置とカラーコーンやロープでの進入防止をされたり、さらには各種の配達箱を道路わきに設置されている農家もありまして、そういう完璧に近い取り組みちゅうか防疫をされている農家もあるわけですが、しかし中には特に少頭飼いが多くないかなと思うんですが、簡易な消毒だけで済まされている農家もあり、これでここあたりは町内一丸となって口蹄疫の防疫に取り組む姿勢があるんじゃないかと思えます。

12日には九州も梅雨入りをしましたが、こうして雨天が続くと紫外線が弱まって温度も上がり、口蹄疫のウイルスが死滅しにくくなるといわれております。また、夏場は水中で15日間ウイルスが生存するようですので、特にこの梅雨の時期である今は汚染農場からの土壌流出等で、拡大のおそれがあり、そういうところも心配なところであります。

このようなことから、まずはさつま町の畜産を守るために口蹄疫の危機意識と初動防疫の大切さを畜産農家もちろん自分たちのことですから自覚をされていると思いますが、一般の町民の皆様にもしっかりと理解していただき協力をしていただければ、この口蹄疫は防げないと思いません。

このことはこれまでも町長も言っておられるわけですが、町内においてどこまで意識が浸透しているのかがちょっと気になります。町内では農協の関連など、スタンドとか、本所、Aコープのところなんかもありますかね。そういう一部では民間で防疫を実施されておられますが、県内においては民間の商店で自主的に消石灰の散布や消毒マットを設置して、防疫に積極的に参加をしておられる地域もあるようです。

そのことから、さつま町内におきましても、町の施設関係はほとんど消毒マットを設置してあ

と思うんですが、中にはもうマットが小さかったり、靴が入るのかなちゅうぐらい小さいところやら、それから継ぎ足しがなくてマットが乾燥しているところとかそういうところも施設の中では見受けられるようです。

県内においては、そういう中ですが、今後は民間の方々のそういう施設等の協力を求めなければいけないと思うんですが、町の指定管理の施設とか、あるいは県の北薩公園、それと町内にあります大型店舗やコンビニ、それから斎場とか、宿泊施設、公衆浴場、ガソリンスタンドなどそういう方々のもし理解が得られるようであれば、また今後予算を伴うことですが、町から消石灰や、消毒マット、それから消毒液などのそういう提供をする考えがないものか町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

消毒の関係を、皆さんと一緒にやって取り組んでもらうことが進入防止につながるとしております。畜産農家自体はもう自分のこととして当然として取り組んでいただくことが必要であります。畜産の振興会の役員会をした中にも、役員の皆さんから消毒が徹底をしていない農家もあるというように意見が出されていました。

議会の中からもそういう意見が出されたことがありましたけど、そのこともやはり危機意識に確かに温度差があるのかなということが指摘をされましたので、改めて畜産振興会の役員の皆さん方には、等しく危機意識を持って万全な消毒体制をやっていただきたいということをお願いもしておりますし、防災無線も通じまして、再度啓発も行っておるところでございます。

とにかく、高齢者で少数飼いのところがあえてそういうところが見受けられるのかなということが言われておりますので、そういうことがないようにとにかく畜産を経営をされているところについては消毒を徹底するようにお願いもいたしたところでございます。

民間施設の消毒の関係でございますが、今でも不特定多数の方が日常出入りするようなところについてはお願いもしてきておりますし、規模のあるところは町のほうでもそういう消毒液等については配付をしております。

ところによってはなかなかお客さんがどうも嫌うとかいろいろあるみたいでございますが、とにかくこういう事情を説明しながら、御協力する以外にないかと思っておりますので、それについては今後も呼びかけをしながら、消毒液については必要なところにはお配りしてもいいかと思っております。

○柏木 幸平議員

町のほうでもそういうふうに民間での協力があるところは対応するということで安心をいたしました。

次は、この消毒ポイントの協力体制についてなんですが、現在さつま町が主体となって、先ほど町長の答弁の中でもありましたけど、薩摩川内市やらＪＡ北さつま、それから共済組合、畜連、地域振興局など、各団体に協力いただきながら作業を行っているわけですが、今後この口蹄疫の長期化と先ほど言われました消毒ポイントを増やしたことなどで、人員が足りるのかなと思うわけですね。

職員にいたしましても、今後畜産農家への支援など、担当課としても通常業務に加えて仕事量が増えていくんじゃないかと思うわけですが、それからほかの職員の方々も交代制ではありますが、今後また防疫体制を強化しなければならないとかそういうことになったら本来の業務に無理がくるんじゃないかなと、そういうことも懸念をしているところでございます。

現在の防疫の取り組みや県境の市や町と横断的な連携は、新聞等で見ますとされているようですが、国道や県道などさつま町を通る主要道路沿線の市や町と縦断的な連携で消毒ポイン

トの作業人員の協力体制はいただけないものかと思うわけです。

現在、薩摩川内市はさっき言いましたように1日2名だったですか、協力をいただいていることですが、ほかに504関係、328ですか、高規格なんかもいろいろとあるわけですが、ほかにいちき串木野市とか阿久根市、出水市、長島町など遠距離になるところもあるわけですが、このさつま町で防疫をして感染を防ぐことによって、ほかの沿線の自治体への口蹄疫の防止の抑制にはなと思うんですが、もちろんこれからさつま町が主体となってこうしていかならんわけですけど、ほかの川内市以外の各市町の協力が得られるものなら、我がところも防疫体制のほかのにもちょっと職員を出したりできるんじゃないかと思うわけですが、そこあたりの町長からの要請とかできないものか、それと非常時になったときのもしもの場合を考えて、そういう隣町との協力体制とか、そういうことに関して今までに話し合われたことはないのか、そこらあたりの町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

消毒ポイントの主要道路沿線の市町の協力要請の関係と、もしもの感染時の協力要請の考え方であります。

これまで、5月8日から薩摩川内市のほうの御協力もいただいておりますし、JA北さつま、それから薩摩畜連、北薩共済組合、こういった方々の職員の派遣もいただいております。もちろん議員の方の御協力もいただいて感謝をしてるところであります。県のほうも、振興局のほうからも来ていただいております。そういうことで、今まで自主的な消毒作業が円滑にできているのではないかと考えております。

新しく消毒ポイントも増やしましたので、この辺の対処をどうするかということで考えておりますが、一つは警備員のほうもございますけれども、やはり今までの人員を2つのポイントを見たときに、1人ぐらいいちちょっと減らしても大丈夫かなというところがありますので、そういうところを人員配置を見直しをしながら、新しいポイントについては配置換えをしていくという考え方を持っております。

そしてまた、引き続き薩摩川内市、あるいは今申し上げましたような団体のところからの職員の御協力をお願いをしていきたいと思っております。

日置市とか、日置市は日置市でそれぞれ進入経路とか違いますので、向こうは向こうで対応しておると思います。それから長島の例も出ましたが、長島の場合もあそこの出水との関係があります。出水市が別に消毒ポイントを伊佐市ですか、向こうのほうに設けておるわけでありまして、その辺の連携協力もあるんじゃないかと思っておりますので、こちらから特に今の段階でお願いするということまでは至っておりません。

状況を見ながら、広域的な応援体制については今後は進めてまいる必要があるかと思っております。状況によって、そのような反応をさせていただきたいと思っております。

それから、もしもの感染時のことを想定しての対策でございます。これについては、もし入ったら、もう当然県のほうが対策本部になりますので、県知事のもとでやるということになります。

そうすると、当然我々の段階においてはそれに一体となって取り組む必要がありますけれども、それを想定して我々の対策本部の中でも、もし入ったときはどうするかと。入ってきてから埋却をする場所を見つける、あるいはクレーンを見つける、あるいは消毒ポイントは消毒ポイントで置かんにやいかなわけですから。ほんなら埋設をまた重機を借りて掘り上げる、それにまたその牛、豚の処分をする。そういう作業が新たに入ってくるわけですから、これについてはやっぱり、職員が総動員してもとてもできるものじゃないと思っておりますので、いろんな形の協力体制も敷く必要があるかと思っております。

そういうことで、そこも想定をしながら対策本部では、例えば道路の関係についてはどこどこにどういう進入があるか、そこ辺を、例えば封鎖ができるものは封鎖をする。片道でできるものはするとか、いろんな消毒ポイントを新たに設けるとか、そげんとががあるから、それについては、道路関係については建設課で対応してくれと。

それから、埋設の場所については農業委員会が土地の管理をしているから、やっぱり農業委員会でその辺も対応をしていただきたいということも指示をしてございますし、建設機材については既に建友会、建設業界のほうに、こういう場合を想定して必要な場合は対応してくれますかということで、担当のほうからそのようにお願いしたら、よろしいというようなことで、もう既にその辺も対応も組んでおるところでございます。

できるだけそういうことがないようにしたいとは思いますが、もしものこともやっぱり想定をしながら、対応していくことが初動のあり方だと思っておりますので、今回の場合も初動いかんによって被害が大きくなるか小さくなるのかのことにかかっているわけですから、その辺のところも十分考えながら対応をしているところでございます。

当然入ったってなりますと県の中で具体的なそういう応援体制もしながら、例えば自衛隊の出勤とかいろいろあるかと思っておりますけれども、いろんな皆さん方の応援体制を敷いて早期な対応が必要になってくるかと思っておりますのでございます。

○柏木 幸平議員

沿線の自治体の協力体制は、そのときに応じて今後考えるということでありました。私は職員の健康管理というか、そこらあたりが今後長期的になれば果たして今までの体制でしていけるのか、現在の業務とともにそういう消毒体制に回るということで、そこを心配したからお尋ねをしたわけです。

それと、今後のもしもの場合に関しては、もう町長が既にそういう手配をされているということで安心をいたしました。先ほども町長も言われましたが、国のほうも自衛隊の派遣とかそういうのをするとおっしゃいますので、消毒体制にも協力を得られるのであれば、そういうポイントに配置をしていただければうれしいことだと思いますので、そこらあたりも今後町長に要請をしておきたいと思えます。

次に、今の関連になるかと思うんですが、世界中の口蹄疫の発生では国や自治体の初動の体制の差が、その後の被害に大きく影響しているとのことでもあります。

川南などの宮崎県東部で口蹄疫が爆発的に拡大した理由として、1つ目に埋却地の確保に手間取り殺処分が遅れた豚から感染が広がった。2つ目に農場に出入りした人や車両の消毒が不徹底だった。3番目に県が発生確認の3週間前に口蹄疫を見逃したという、それなどが考えられるそうでございます。

2004年に定めた国の口蹄疫防疫指針では、都道府県はあらかじめ市町村と協議し、焼却、埋却場所の確保に努めるよう指導すると規定をしてあるわけですが、川南では72時間以内に埋めるのが当然だったのに、埋却ができずに豚が何万頭も放置されて、感染が広がったとの指摘でございます。

国の口蹄疫のこの発生予防、蔓延防止の措置は、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針でされておりますし、今回6月4日に施行されました時限立法の口蹄疫対策特別措置法第2章のところの口蹄疫の蔓延を防止するための措置というところなどで、対処されているわけです。

県においても、口蹄疫の防疫対策について、県内の発生に備えて大感染を防ぐために独自のマニュアルをつくるということですが、今回みたいに拡大が早く、発生が頻発する事態でも、被害を最小限に食い止められるよう、指針にない細部まで初動体制や、埋却地の確保などを

マニュアルに盛り込むということでございますが、私もこの市町村においてはこういうマニュアルは必要でないのかなと思ひましてお尋ねをするわけですが、搬出制限の区域になったとか、それから移動制限区域になったとか、そういう一つ一つの場合に応じて、またもしもの発生した場合を含めて、危機管理や防疫の初動体制、また感染拡大にならないための対策、それと発生したときの農場の、先ほども町長が申し上げられましたが、埋却地の確保をどうするかということなど、今回のこの宮崎の事例も想定して、そういうマニュアルの必要もあるかと思うんですが、町長はこのマニュアルに関してどのように考えておられるのかお伺いをいたします。町独自のですね。

○町長（日高 政勝君）

口蹄疫に対しますどういうふうに対処するか、こういったことについての指針というのは国が定めておるわけでございますが、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針ですね、国が定めております。主には都道府県のほうで主体的にやるというような実施をするということになっておりますので、まちの場合はそれにしたがって連携をしながら進めるということになるかと思っております。

鹿児島県の場合、今回の宮崎の例をいろいろ見ながら、やっぱり今までの指針では実態としてそぐわないというんですか、現場にマッチをしたやり方にする必要があるんじゃないかということで、独自のマニュアルを作成をするということにしておるようでございます。やはり早期封じ込めを行って効果的な対応を行うということが感染拡大を防ぐということでございますので、宮崎県内の感染経路などを調べる、あるいは農水省が疫学の調査チームを設置をしておりますが、その検証結果を踏まえて着手をして、年内をめどに完成をさせるという計画のようでございます。

とにかく被害を最小限に食い止めるということでございますので、国の指針にない細部にわたるところまで、初動態勢から埋却地の確保とか、そういったことのマニュアルを作成をしていく必要があるかと思っております。

そういうことで、そういう作成作業におきましては、学識経験者とか畜産の関係者らも当然参加されて検討がされるということでございます。

本町におきまして今回の防疫体制などをずっと検証をしながら、県のマニュアルも当然策定の状況を見ながら、我が町なりのマニュアルが整備できたら一番いいことであると思っております。

やはり県がと申しまして、実際発生をして行動をする実践の場になれば、その地域に熟知をしている、実際が一番いろんなことが判っているわけですから、その辺の行動もできるんじゃないかと思っておりますので、本町は本町なりのそういう行動指針ができればありがたいなと思っておりますので、そういうことも今後のうちの研究の課題になるかと思っております。

○柏木 幸平議員

ぜひ、さつま町に合ったそういう県でできないところ、国でできないところについても検討していただきたいと思ひます。

次に、子牛の生産農家の方々は、今出荷の適期を過ぎた子牛の扱いと競り市の開催がいつになるのかという、そういう心配をされております。

また、肥育農家もそういう競り市が開催されないことで、素牛の導入ができない状態で、先々の見通しが立たなくなってきたおる状態でございます。

熊本県は、先に新聞等で7月から順次開催することを決めておりましたが、また再開時期を白紙に戻して再検討するというものであります。ただ、けさの南日本新聞だったんですが、J A佐

賀は昨日ときょう、佐賀県内の子牛競り市を多久市で再開したとのことで、繁殖農家309人が5月に予定していた子牛607頭を出荷して、肥育農家180人が買いつけるとのことです。

あそこはちょっと離れているから、そうされたかは判りませんが、県内においてはさつま町家畜を初め、鹿児島県内の17の家畜市場も4月下旬から競り市が延期になり、中止されたりで、7月以降もちょっと再開のめどは立っていない状況ということですが、県の対策本部は競り市の開催に向けてどのような考えを持っておられるのか、また、町長の判断としては競り市の開催時期をどのように考えておられるのか伺います。

○町長（日高 政勝君）

競り市の開催時期でございますけれども、これにつきましては県の対策本部の情報としまして、県経済連のほうで郡畜連とか広域のJA参事、部課長会が6月4日に、えびのが解除になった時点で開かれておるわけですが、今後の競り開催についての協議もなされております。

この中で、宮崎県の東部の口蹄疫発生状況が6月30日で沈静化することを基本に、その後10日以上経過した時期に県内競り市を再開することを決めたということでございますが、ただその再開については、非常に慎重派が多かったということでございますので、状況を見ながら、再度の6月17日にこの会議を開いて協議をしたいということになっておるようでございます。

しかしながら、それから都城が御承知のとおり発生いたしておりますので、なかなかその辺の見通しというのがまだ定かでないと思っております。再開のめどというのは、なお難しくなっているのかなという判断をいたしているところでございます。まだ、17日の段階で、あと二、三日のことですからまだ状況というのは判らんと思います。なかなか再開できるかということについては、まだはっきりしないというふうに私は思っております。

そういうことで、6月中にはちょっと、6月30日に終息ができていようであれば、7月10日過ぎたあと、11日ごろからどうかなと、県内の4月からできてないところがあるわけですから、そういうところから曾於とか大島とかそういうところから始まるのかなと、こっちは当然として遅れていくということは予測をされる。今の段階ではそういうことでございます。

○柏木 幸平議員

町長の意見としては、そちらのほうに合わせていくということによろしいわけですか。

○町長（日高 政勝君）

競りの関係については私のほうはどうというあれは全くなくて。そういう関係の機関の中で決定をされますので、それにやっぱり従うしかないと思っております。

○柏木 幸平議員

確認でした。無理なことを尋ねたと思いますが、このように子牛の競りの延期によって、県内も子牛が1万7,000頭が6月いっぱいに出荷できない状況もありまして、本当に子牛の生産農家は収入がなかったり、9カ月前後で競りにかけられる肥育牛……。

これ飛ばします。済みません。時間を見ながらやっておるものですから。

このように、今後また競りがいつなのか、判らない状況なんです。本当に農家の方々は一番待ちわびているのが競りの開催なんです。今後この今の子牛の適期を過ぎた子牛に対する県のほうとか支援体制とか、そこあたりは情報とか、協議とかはなされてないのか、そこらあたりをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今後の競りの動向については、先ほど申し上げました17日、あるいはそれ以降の開催の中で、経済連が開催権を持っておりますので、決定がなされるかと思っております。確かに競りの時期

が過ぎまして、いわゆる出荷適齢期を超えてしまうわけですが、その辺の関係につきましては、雌牛については、やはり自家保留という形をして、やはり高齢牛との更新をしていただくとか、そういう生産基盤の強化の方策があるかと思っていますところでございます。

そのほか、きょうの南日本新聞にも出ておりますとおり、県としましては国のほうに要請をする中に、こういった生後日齢が超過した子牛の購買の促進、こういったことも要望の項目に入っておりますし、当然いろんな競りが延びたことによる問題点というのがありますので、こういった課題を解決するように要請をするということになっておりますので、これについてはやはり市町村も一体となって、いろんな形で国に対して取り扱いを善処をしていただくように要望はしていきたいと思っていますところでございます。

○柏木 幸平議員

町長も国への要望等とか、そういうことで対応していくということでございますので、今後も口蹄疫が早く終息して、また町の経済、そしてその後の支援も含めて、町でできないことは、国へのそういう要望活動を町長自ら積極的に行っていただくことを要請いたしまして質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね3時45分とします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時45分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、16番、市来修議員の発言を許します。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

議員の皆さんが非常に時間を気にされて、私に早く終われよって。自分は1時間たっぷりあった人がそう言うておりますけど、私も持ち時間が1時間あります。

そういうところで、今後の経済対策であります。国際的に影響もあってデフレ社会となり、大変な不況となっております。本町としましては、地域経済の浮揚として対策が不可欠であると考えられます。そこで次の3点について質問をいたします。

町長も就任されて1年少々なんですが、6次産業推進について町長のマニフェストに掲げてあります取り組みと効果について伺います。

2点目が、地方主権として国政で6次産業化及び農商工等連携推進事業を掲げられた。本町としても地域経済振興のため、徹底した取り組みの必要性を痛感するわけでありまして。職員が専従できるよう係の設置はできないかであります。

ということは本町も行財政改革で職員の削減に取り組んでいるところではあります、時代の流れとして、中央集権から地域主権へと時代は変わってくると思います。本町のブランド品をつくる。そのためには徹底した取り組みが不可欠であると思います。そこで、6次産業及び農商工等連携推進事業に取り組む関係について職員が専従できる体制づくり、これが必要と考えるわけですが、その考えを伺います。

3番目が、経済振興の必要性から、町民も一体となってもものづくりに参画できるよう、公民館

単位で特産品一品運動の考えは考えられないかであります。ということは、地域経済の振興は自分の町のことでありますから、町民一体となって取り組む姿勢が大事だと考えます。6次産業、農商工等連携推進事業を基本とされ、地域に豊富であります山林、つまり木材、竹それに作物を材料及び原料にした特産品づくりに取り組むことが、町民の参画の一つであります。このことについて、町長の考えを伺います。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

市来修議員の経済対策について、6次産業の関係を中心とした関係につきまして答えをさせていただきます。

まず、6次産業の推進についてマニフェストに掲げてある取り組みとその効果についてでございます。6次産業化という言葉につきましては、最近出てきた言葉ではございますが。これまでの農業、これは1次産業であります。そしてまた、食品加工、これは2次産業。それに流通販売、いわゆる3次産業。これらを加えることで農産物の付加価値が高まり、新たな特産品化も図られて、ひいては地域農業の活性化が図られるということを期待をいたしまして、6次産業化に取り組んでいきたいということでございます。

地域農業活性化が有力な手段の一つとして捉えておりますけれども、国内総生産額、いわゆる農業食糧の関連の産業におきましては、9兆8兆円だと言われておりますけれども、そのうちに農業の取り分というのは約1割に当たる9兆6,000億円だと言われております。やはり農業者自らがこの農産加工に取り組んで、いかにこういった9兆6,000億円を伸ばしていくかということが必要でございます。

かつては農業農村というのは生産から加工販売までかけ合っていたいわゆる6次産業に近いものをずっとやっておったわけですが、高度成長期がずっと進んでいきまして、やはりこの食品産業というのがどんどん伸びてきたということで、結果的にこの農村の副業的な関係というのがだんだん、加工部門というのが衰退してきたということでございまして、今改めて、そういった6次産業化がまた再燃をしてきたということがいえるかと思っております。

どうしてもやっぱり農家所得を向上していくためには、こういった付加価値を高めて何らかの消費の拡大をしていく、このことが大事じゃないかと思って、こういうことをマニフェストに掲げておるわけでございます。

これまで、南高梅とかゴボウ、ナシ、これらの3品目につきましては、特産品開発推進協議会を設置をいたしました。これについて、いろんな特産化に向けての検討をしまいつけております。協議会の委員の中には生産者のもとよりでございますが、商工業者とか、商工会の事務局の方、あるいは農産物の加工グループの方いらっしゃいます。そしてまた、せっかくの薩摩中央高校というのが地元にございまして、そういう農産加工の担当の先生方にも御参画をいただきまして、それぞれの立場から御指導や御助言をいただいておりますところございまして、これまで何とか特産化を進めたいという取り組みを進めてきております。

実績といたしまして、既に「梅黒酢」、これにつきましては福山酢の醸造元のほうで既に製品化をして販売をされております。また、梅の関係では、風月堂で「梅かるかん」もつくって、これももう既に商品化をして販売をされているというようなことでございます。

町民の皆さん方への認知度というのがなかなかまだ低いと感じております。やはり地元の商品を含めまして、消費拡大をする意味でも、もっともっとPR活動をする必要があるんじゃないかと、課のほうにはそのように、こういう協議会もせっかくできて、こういう製品化も済んでいる

のになかなか認知度が低いということで、もちろんこういう会社の皆さん方はそれぞれの流通にのっとなってやってらっしゃいますので、それなりの消費の拡大にはなってるかと思えますけれども、なかなか地元としてその辺が認知をされていないということがありますので、これについては次の広報紙ぐらいで町内の皆さん方にもお知らせする必要があるんじゃないかということを指示いたしてございますので、もっともっとそういうPR活動には努めて、販路の拡大に努めていきたいと思っているところでございます。

そのほかナシの関係、これも果樹の産地として、数年台風も来なくて生産も上がってきておるわけで、成樹の年限も来ておるわけでございます。したがって、生産量もそれなりにあるわけでありまして、ただ、路上販売が主でございますが、ああいうところに出してない規格外の製品というのめかなり多いということでございますので、それをいかに活用していくかということが課題となっておりますので、これについても、例えば酢をつくとか、ジャムにしていとか、そういうところで今開発中でございます。

昨年度のさつまフェスタのときも、このナシ酢については試飲をさせていただいたところでございまして、そういったアンケート調査もいたしております、そういう分析をしながら、今後さらに特産化に向けての取り組みをしていきたいと思っているところでございます。

今後、農産加工グループというのがたくさんございますので、そういった皆さん方との提携もしながら、県の工業技術センターというところもありますので、技術的なところはそういうところとの連携も図りながら、商品の成分の分析とか、パッケージのデザインとか、研究をしながらいい特産品に向けての取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

それから、農商工連携とか6次産業化のことで地域経済振興のための取り組み、そしてまた職員が専従できるような係をとということでございますが、現在、国におきまして景気後退のあおりを受けまして、個人消費の伸びというのがなかなか期待ができないところもあります。

農産物価格の低迷、あるいは燃料、肥料、資材等の高騰を受けまして、農家所得の向上を目指すためには、どうしてもこういった6次産業化、農商工連携、こういったことも一つの取り組みの必要性を感じているところでございます。

町といたしましても、1次産業の農業生産の支援はもとよりでございますが、加工、流通まで含めた6次産業への取り組みを関係各課との連携はもとより、県の組織とか、商工会等の関係機関との連携をして取り組んでおります。

このような中で、職員を今年から県の東京事務所かごしま遊楽館へ一年間派遣もいたしておりますけれども、アンテナショップ的な情報収集、あるいは農産物のPRの場でもありますので、積極的なそういう活動を展開していただくようお願いをいたしているところでございます。

また、既に彼のほうからも新聞紙上等に市場の情報等についてはもう記事が出ておって御存じかと思っておりますが、そういう情報を的確につかみながら、生産のほうに生かしていく、このことが大事かと思っているところでございます。

専従の設置については、今のところはまだまだ研究段階でございますので、兼務の形をとらざるをえませんが、横の連携をとって、そういう横断的な関係を構築しながら進めていきたいと思っているところでございます。

それから、公民館単位で特産品一品運動を進める考えはないかということでございます。現在町のほうでも農林業いきいきプランというのを策定をいたしております。いろんな品目を挙げながら、重点品目、あるいは拡大推進品目として位置づけをいたしております、作付の拡大を推進をするとともに、産地の確立に向けて取り組みを関係機関と一緒に詰めております。

公民館単位におきます特産品づくりでございますが、地域活性化策としまして、地域元気再生

事業ということを掲げております。豊かな自然環境、豊かな農林資源を活用して、公民館単位において個性的な特産品等の開発、取り組みについては非常に重要なことであるかと思っておりますので、今後とも地域の皆さん方と話し合う機会ありましたら、そのような考え方を申し述べながら、そういう推進ができたかと思っているところでございます。

今のところ町のほうで加工施設も整備をいたしておりますが、それぞれ農産物の展示販売をされている箇所がたくさんありまして、そこに店を出していただく農村加工グループの方もたくさんいらっしゃいますので。

今そういう方は保健所の許可を得られて、設備をされておるわけですが、必要によっては町の加工施設を活用していただくことも大事でありますし、場合によってはそういったグループの方が何とかこういうことをしたいと、設備をしたい、そういうことがありましたら、今後そういう6次産業化を進める上で何らかの支援ができないかと思っておりますので、それについては今後具体的なそういう話が出ましたら、対応してまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○市来 修議員

1番目の町長のマニフェストにあるこの6次産業のところで、南高梅、ゴボウ、ナシ、この加工に今取り組んでいるということですが、福山酢にも何かこう出していらっしゃると、ここちょっと聞き漏らしたんですけれど。それから、風月堂に梅かるかんで梅を買って回ってると。これは年間どのぐらい風月堂は買ってくれますか。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

福山酢のほうが青梅の2トン、それから風月堂のほうが塩漬けしたのを1トン、年間、去年は購入いたしてもらっております。

○市来 修議員

大変な量ではないようですが、もっと、これでは加工取り組んでとは言えんじゃないですか、1トン、2トンぐらいではですよ。それで南高梅も商標も登録されて西郷梅ですか、なってることだし、もっとな生梅でも塩漬けでも、外に売れるような加工研究開発に取り組んでいくべきじゃないかと思うわけです。だから2番目に言うております職員の専従体制をつくったらどうですかと、こうなってくるわけですね。

あれもし、これもしやっとならば、これはというものは生まれんとですよ。企業が専従して何年もかかって初めて一つのヒット商品が生まれるというような世の中でもありますから、専門の企業がやってもそういうことですから、私はそういうことも考えて、我が町の特産品を開発、ブランドをつくるならば徹底した取り組みが欲しいと、そこを念頭にして質問をしたわけですから。

町長、どうですか。そういうところから考えて、専従職員を置いて徹底して取り組んでいただくと、私はそれが非常に今の時代、この6次産業とか、農商工連携のそういう事業が国がこれを取り上げてるわけですから。今までさきに申しましたとおり、今までは中央の集権主義でやってきたと。これは国も今気づいておるんです、これはいかんかったと。じゃあ、これからは地方主権で行かんにゃいかんと、地域主権でいかんにゃいけないと。私は、国もそう考えだと思ってるんです。だから、ここで地方主権としてあるものを、資源を引き出そうやと、こういうことを考えておるわけですが、町長、ここらあたりの考えどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

国も新しい政権になりまして、政策の一つとして6次産業化も掲げておられます。ただいろん

な資料も、いろんな事業等もあるかと思いますが、具体的なものが全くおりにきてません。政権交代があつて、また総理もかわつて、まだないどころじゃなかという感じなのかわかりませんが、とにかく具体的なところは全く今のところわかりません。

したがいまして、そういうものをうまく活用しながら実効を上げていきたいと思ひますけれども、今のところ資料の段階でしか、いわゆる知り得ないというところでありまひす。今後やっぱり時期を見て、そのようなところも説明あるかと思ひますので、うまく活用できるものは活用しながら、取り組みを進めていく必要があるかと思ひているところでございます。

梅の関係について考えまひすと、今までが御承知のとおり、和歌山との取引が主体になつてきておりまひす。そのほかに一部先ほど申し上げまひしたところとの、この付加価値を高めるためのそういう取り組みもされておひまひすし、今後新しくまた「薩摩西郷梅」という形での取り組みも進めていきたいということでございますが。この取り組みというのは、一気にその流通拡大に乘せるというところまで行きまひせんので、いろんな研究の段階でありまひすし、そこは今のところいろんな関係機関との連携を踏まえながら、取り組みを進めていくということになつておひまひす。

おっしゃるとおり、専任化でもして取り組みの体制ができるようであれば非常にありがたいんですが、まだそこまでは行きつくところにはないと。ただ将来的にそういう特産品化を目指していけるような体制ができれば非常にありがたいと思ひますので、とにかく農家の皆さん方が今の第1次産業に終わらず、2次、3次までいただけるようなシステムが構築できるような形の指針ができるような一つの取り組みとして、今、梅にしまひしても、ナンにしまひしても進めているわけでありまひすので、まだ取り組みを進めて1年という段階でありまひすから、これからを御期待をいただきたいと思ひておひまひす。

○市来 修議員

この6次産業化は今のところまだ国会を通過しておりまひせん。恐らく次の国会あたりで通過するんじゃないかと思ひんですが、この農商工等連携推進事業、これは既にあちこちで取り組んでらっしゃるんですね。

ちょっと紹介しまひすが、21年9月19日、これは南日本新聞です。南さつま市、これは地域産品を生かした新商品開発、技術開発等にこれを構成されて、24団体で既に始まっております。

それから21年10月19日、これも南日本新聞ですが、曾於市では製造業、建設業、農業と6次への参加で「農商工連携マッチング交流会」というものを立ち上げていらっしゃいます。

それから21年8月6日、これは日本農業新聞ですが、食品製造業と農業者とが「薩摩熟成黒にんにく」を開発されておひまひす。

それから21年9月27日、これは南日本新聞ですが、JA熊本市、これが取り組んでいるのが清酒、デコポン果汁入りの生キャラメル、それから干し梅、サイダー、堆肥、こういうのを取り組んでいらっしゃいます。これはもう製品になつておるようでありまひす。

それから22年5月13日、これは日本農業新聞ですが、福岡県ではJAにじが……、米粉、グラタン、それから唐揚げ、イチゴと柿でのワインを、そのほか約20品をつくつていらっしゃると。

こうして農商工のほうでは連携推進事業ではもう取り組んでいらっしゃいますから、こうして既にもう取り組んでいらっしゃるところがありまひす。今度は6次産業のほうは、町長がおっしゃるとおり、これはまだ法律化されておひまひせんので。これはもう与党も野党もこれは非常に乗り気でいろいろ新聞の記事やら出てきますから、恐らくこれは法律化すると思ひますので、こういうのを目先に置いて、やはり取り組む姿勢、これが欲しいわけでありまひす。

そういうことで、急にやっぱできません。だんだん準備をされていつて、そして目標を持って、

これからの農村には非常に大事な事業でもありますので徹底して取り組んでいただきたいと、私はそういうふうに思っているものですから申し上げておるわけであります。

とにかく手ぬるいことをやっていては、よそがやってしまいますから、手遅れになるわけです。企業というのはそういうものなんです、早くやらんと。ばたばたとやってしまうと、こういう気持ちで。製品はできるけど、これは商品になかなかできない。製品とはつくればいいんです。商品というのは、それが消費者が求めてくれて、売れて初めて商品ですから、その商品開発までやることなんです。

そういうことですから、ちょっと前向きに考えていただきたいと。今申し上げましたとおり、6次産業の法律化も次の国会あたりで成立をしたいと思いますから。もうちょっとこの取り組み姿勢というのは、町長、もう1回伺いますが、どうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

6次産業化の取り組みについては、先ほども申し上げたとおり既に取り組みを進めているわけですから。それで先ほどもおっしゃいましたとおり、実際そういう実績も上がって商品化して売り出しをしているものもあるということでお答えをしているところでございます。

農商工連携については、たしかに大掛かりなそういうところまで、今のところ企業のところ、あるいは商売のところ、農家のところ、一緒になってするところまではまだ農商工連携という大きなところまでまだ行っておりません。

とりあえず今できる関係の協議会的な、そういうところからやっていこうということで、既に取り組んでいるところでございますので、一遍にこういう事業というのは進まないと思いますので、地道に取り組みを進めていきたいと思っております。

○市来 修議員

それと公民館でのその取り組みのことなんですが、ここも町民の皆さんも行政主導型じゃなくして、自分たちもやっぱり何かやらにやいけないと、ここあたりの意識改革、これが欲しいわけですよ、自分たちの町のことです。だから、そういうことを公民館の皆さん方も町民の皆さん方もわかっていただきたいと。そういう意味で、公民館単位で一品運動をやったらどうかということを申し上げているわけでありました。

そしてまた、地域に行けば非常にノウハウを持った方がいらっしゃいます。そういう方が今表面に出てきておりませんから、こういう方々のノウハウを引っ張り出す。この方々が表面に出る機会をつくってあげると、これもまたいいことだと思うわけです。

だから、これも急にはできんことですから、機会あるごとにやはりそうして公民館長さんあたりにもこういう事業もあるんですよと。こういうふうにとつとつ取り組んで、そういった考えも持ってくださいというようなことを、じわじわ植えつけていただければそれでいいんじゃないかなろうかと思えます。

先ほど町長もそういうことはちょっと申し述べましたから、そういうことを運動を展開するというような考え方でひとつ話を前に出すと、こういったところで町長、どうですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどもこれについてもお答えをしたとおりでございます。とにかく地域とのそういう話し合う機会がございますので、やっぱり地域が、おっしゃるとおりやる気を持って取り組みをする、そのことがまずは大事でありますので、行政としましてもその辺の取り組みができるような体制は進めてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

次は、4番、米丸文武議員の発言を許します。

○米丸 文武議員

ただいま市来議員のほうからもう私が言うのは全部言われてしまいまして、町長も答弁をされたようでございますが、若干違うところもございますので、その点等について御答弁いただければと思います。

通告に従いまして、まず1問目の農業所得向上対策についてでございます。

12日の南日本新聞によりますと、11日に政府が閣議決定をした2009年度の農業白書の中で、戸別所得補償制度の導入を農政の大転換の位置づけというようなことで改革をアピールし、農業の衰退が続く中に、米を初めとする戸別所得補償により産業としての持続性を速やかに回復するというふうに強調されておるようでございます。

また、今のこの状況におきまして、農業の状況につきましては2009年の農業白書の中で1990年に542ヘクタールあった農地面積が2009年には460ヘクタールに減ったと。その主な原因として農産物価格の低下や農業所得の減少を挙げております。さつま町も全くそのとおりであるというふうに思うわけでございますが、近年特に農業所得が低下しつつあります。このままでは農業で生活が維持できない等の理由によりまして、後継者の確保が難しい状況にあります。農業離れや耕作放棄地の拡大につながっております。

さつま町発展のためにも農家の所得向上が不可欠だと思いますが、農業所得向上対策を町長はどのように考えておられるものかお伺いをいたします。

次に、今も出ておりましたが、農商工連携の推進についてでございます。

新首相の菅直人首相は、所信表明の中で、農業関係は農林漁業の6次産業化で地域の経済を活性化する考えを強調しておりまして、農商工連携の推進について、これまでも大きく叫ばれてきておるところでございますし、また、今市来議員のほうから質問がございましたとおり、日高町長のほうも公約に挙げられております。

しかしながら、際立ったそれこそ動きが現在まで見えていないというふうに思われるわけでございますので、地元の農林水産物を町内商工業者と連携して、技術やアイデアを出し合って付加価値を高め、専門セールスのノウハウを駆使して販路拡大に努め、連携者相互の業績や所得向上をはかることが若者の雇用促進、後継者育成、若者定住につながり、町の発展につながっていくのではないかとこのように思うわけでございますが、農家は農産物の生産は専門であるが、農産物の販売面は他者依存であり、農産物の加工商品化も他人だよりの面が多いのではないかとこのように思われるわけでございます。

また、商工業者も農家を一般のお客と、また消費者というふうにしか思っていない点もあるのではないかとこのように思われます。

企業の場合は、商品の研究開発から生産、そして販売を行い、経営面でも生産コストから利益計画など綿密なビジネス感覚を持って経営をされておるわけでございますが、農業においてもこのような感覚がどうしても必要だというふうに思うわけでございますが、町長も先ほど市来議員の質問にそのようにお答えになっておったようでございますが、全くそのとおりだというふうに思っております。

さつま町も農産物を、農林産物を資源として生かすためには、どうしてもこういうような取り組みが必要であろうというふうに思うわけでございますが、地方行政として、このような組織をまず一つでも立ち上げていくということが大事ではなかろうかというふうに思います。

その点におきまして、そういう企業の立ち上げ事業、団体等の立ち上げにつきまして指導または助言等をしていくようなことが望まれるんじゃないかというふうに思うわけでございますが、

そういう点につきまして、町長のお考えをお伺いして1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員の農業所得の向上対策について、お尋ねでございます。そしてまた農商工連携の推進についてということでもあります。お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、最近の農業農村を取り巻く状況というのは、食糧自給率の問題、高齢化・後継者不足によります農村維持の問題など、決していい環境にあるとは言えません。

また、耕作放棄地の増加によります農地の荒廃化も進んでおりまして、農業生産及び農村環境の悪化が懸念をされているところでございます。

このような中ではございますが、中山間地域等直接支払制度については、昨年度116集落協定、1,455ヘクタールの取り組みがございまして、県内の協定締結面積の約2割を占めております。これは県内一の面積でありまして、多くの農用地の維持保全が行われているところでございます。

お尋ねにあります農業所得向上対策をどのように考えているかという点につきましては、水田農業関係におきまして、今年度新たに戸別所得補償モデル対策がスタートをいたします。水稻作付分の米所得補償モデル事業として、転作部分の水田利活用自給力向上事業の二本柱が提示をされたところでございます。

農家にとりましては、より有利な対策になりますように、水田農業推進協議会を中心に作付の誘導を行ってきておるところでございます。まだ試算の段階でございますが、水稻作付部分の対象面積が1,395.2ヘクタールでございます。交付金額が約2億900万円、転作分の表作で250.4ヘクタール、約8,100万円、裏作で173.9ヘクタール、約2,600万円交付される見込みとなっています。

水稻作付部門の米所得補償モデル事業については、昨年は交付されておりませんので単純に比較しますと、2億円余りが増加ということになります。それだけ本町にお金が農家のほうにおりるということが言えると思っております。

転作部分の水田利活用自給力向上につきましては、昨年度約6,000万円の産地確立交付金が交付されておりますことから、本年度5,000万円程度は増加する見込みでございます。

このようなことから、水田農業につきましては、本年度農業所得の向上が図られることを期待をいたしております。

しかしながら、今回の対策はあくまでもモデル対策事業でございますので、今後の先行きがどうなるのか、非常に不透明な部分がございますので、今後なお一層の情報収集をする必要があるかと思っております。

次に、集落営農の視点からこの問題を考えてみますと、やはり農業生産構造の脆弱化というのがございますので、それを何とか改善をしまして、経営基盤を再構築する必要があるかということとで取り組みを進めております。

まず農用地の利用の関係についてでございますが、従来の戸別経営体での活動では、分散・点在する農地を集積ができずに効率的な農業経営条件というのが整わないということがございまして、これをどうしても克服するために集落営農というのを推進をしております。地縁的にまとまった一定範囲の農地を年通しで利用できる有利性と、地域の農地を年通しで管理する、こういう面から耕作放棄地を出さないということで農地の保全管理ができるかと思っているところでございます。

担い手の確保につきましては、戸別経営体の経営改善の規模拡大などの手法だけでは担い手の確保には限界がございます。地域で協働した組織づくり、特に稲作を中心とした農業の継続を合意できるところにあっては、当面の取り組みが農業の維持、耕作放棄地の防止など、消極的な取り組みでありましても、将来的には地域農業の担い手確保対策として有効に機能するものと考えているところであります。

なお、経費の節減の面におきましても、小規模な自己完結型の稲作経営は農機具への過剰投資がございまして、なかなか経営的には難しいところがございます。

これに対しまして、集落営農は機械の共同利用、あるいは法人化などの取り組みによりまして、経費が大幅に削減できる利点というものがございます。

このようなことから、こういう農業生産物の価格低迷の中で大幅な売上げ増と所得向上は望めませんけれども、効率性と経費節減の取り組みによりまして、収益率の向上は確実に図られるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

次に、農商工連携の関係についてでございます。

現在、独立行政法人、中小企業基盤整備機構が実施をしております地域資源活用支援事業の指定品目としまして、イチゴ等の農林水産物、薩摩切子等小工業品、宮之城温泉等の観光資源など19品目が指定を受けております。この中で南高梅を活用したお菓子、梅黒酢と耐熱ガラスを素材とする色被せ切子の開発が認定され、補助金等の支援を受けているということでございます。

しかしながら、薩摩切子につきましては、町内の業者であります、南高梅の開発については、町外の2業者によるものであります。6次産業化や農商工連携につきましては、先ほどもありましたとおりでございますが、町内で生産されたものを町内で活用し、加工まで手がけ販売できることは理想であると考えます。

今後につきましては、町内商工業者であります菓子製造業者、農産物加工グループなどと連携をいたしまして、本年度は特に特産品開発等に詳しい専門的な知識を要するアドバイザーの活用も図ってまいりたいと。そして新たな特産品の開発を進めるということで、取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

先ほども重複をするかと思いますが、昨年の6月の商工会内におきまして、商工会等を対象に農商工連携セミナーというのを開催されたところでございますが、これにも出席者は24名ということで、本町の商工業者が13名出席をされております。

また町においても、ことしの3月、お知らせ版によりまして、農産物を活用した食品加工に係る補助事業の周知を図りまして、研修会に7名の方が御出席をいただいております。

現状では目に見えた成果というのは今のところ上がっておりませんが、ひとつはそれぞれ事業経営の課題とか利益とか、情報交換の場が少なかったのではないかと考えております。このからが本当の取り組みの方向の緒についたというふうに考えているところでございます。

なお、今後も協議会を設置をしておりますので、今後色々な情報交換の場をつくってまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

この農業所得の向上についてでございますが、ここにもありました戸別補償制度、これについては、新聞にもありますけれども、生産者が販売価格を、生産費用が販売費用を上回った場合に、赤字となっている農産物について国が差額を補てんする制度というふうな形になっておるようです。ですから、全体的に米価格というものが今よりも高くなっていくとかというような設定ではないというようなことのように判断するわけでございます。

しかし、今の米農家の方々は、今言ったように1等米で6,000円ぐらいで売られておるわけですが、これでは実際に言って農業は米農家として生活が成り立っていないというのが現実の状況なわけです。

これをやはり改善していかなければならないだろうというようなことで、国はあくまでもこの損失の補てんというような形での導入ですから、これが農家の生産意欲に果たしてつながってくるかというのは、やめていくのを阻止する面はあるかも知れませんが、今から後継者を育てて、それでやっていけるかどうか。

また一方では、集落営農にしてもそうだし、担い手の方々にしても収入というものがなければ生活が維持できないわけでございます。それが、今までの要するに農家の方々の後継者がいない状況というのは、今の耕作放棄につながってきている大きな原因だというふうに思うわけでございますので、やはり国のただ損失補てんだけで持っていくのか、国が言ってる経済対策として、これが本当にそこまで発揮できるかということを思うときに、私はなかなか難しいんじゃないかというふうに思っているところなんです。

その点につきまして、町長はどのようにお考えなのか。ということは、私は町単独でも本当にお金要るだろうけども、何とかしていかないと、こういう方々はどんどんどんどん減っていつてしまう。せっかくある耕地を枯らしてしまうんだということにつながっていくんじゃないか。集落営農では果たしてこれやっていけますかと私はちょっとお聞きしたいと思います。どの程度の試算をされているのかなということをお聞きしたいというふうに思っているところでございます。

○町長（日高 政勝君）

農政の一大転換と言われる政策が打ち出されてきたわけでございます。新しい取り組みでありますので、これについては、我々この水田地帯の地域である以上は、今度の政策にやっぱりうまく乗って活用していく、このことは先ほど申し上げましたとおり、今の試算の段階でも新たに2億円本町にお金がおけるわけですから、そういうことを考えますと、やっぱり制度活用というのはうまくする必要はあるかと思っているところでございます。

集落営農についても、確かにいろんな課題がございますけども、今それぞれ取り組みをされております。例えば交付金の試算におきましても、10アール当たり1万5,000円を控除となっておりますけど、集落営農でする場合は全体の面積で10アール当たり1万5,000円だけを引くということですから、各それぞれの農家が持っておった面積から1万5,000円ずつ引くということやなくて、全体の面積から1万5,000円だけ引けばいいということですから、それだけ各農家が非常に有利性があるというようなことがありますから、そういうメリットはあるのかなと思っているところでございます。

そしてまた、自給力向上事業につきましても、WCS用の稲の栽培の関係とか、あるいはこのその辺の取り組みもいろいろあるかと思っておりますけれども、現在計画段階ではございますが、一ツ木営農組合が作付農家260アールで交付金が208万、穴川営農組合が180アールで88万、集落全体で所得向上を追及をされているということでございます。

そしてまた、いろんな共同的な取り組みということもあるわけでございまして、やはり今時期的に田植えは始まっておりますけども、そういった共同の育苗についても一箱当たり250円ぐらいとか、高いところでも296円ぐらいで済んでおるということで、非常に安価の中で取り組みができてるといふふうに考えておりますので、協働のそういった取り組みの成果というのは出てきているんじゃないかなと思っているところでございます。

○米丸 文武議員

確におっしゃるとおり、今従来戸別で個々の農家でもっていろんな農機具等を維持されておりました。そういうようなものを集落営農というような形の中で共同利用することで生産コストの削減というものに成果が出てきつつあるというふうなこと、また、今御説明のありました共同種苗の育成等につきましても、安くて600円ばかり今農協でしてます。これが250円ぐらいでできるんだということは本当にそれにつながっている。

そういうような農家の生産コストを削減しながら国のこの制度というのを利用することはもう大いに利用していかないと私も思うわけですので、こういうのは大いに利用しなきゃいかんというふうに思うんですが。

私はどうしてもこの全体的な像としまして、22年度の農家の戸別所得補償制度モデル対策の助成体系というようなことで座談会の中でいただいたんですけども、これを見ても要するに戦略作物についても1反当たり8万から10万8,000円、いろんな条件がついて、つくってやれて言われる。稲作についても1万5,000円から3万円というようなことです。

で、さつま町が今度はいろんな園芸重点3品目、それから振興作物等で転作をすすめられている。そういうものに対しても、町の上乗せなどをしまして3万4,000円ぐらいからというような形ですね。

こういうような形を合計しまして、果たしていれば少なくとも一家の生計を私はこの産物というか、一家の家庭が1年間生活していくためにどれぐらいの所得が必要なのかというところから判断をして物事を今申し上げているところなんです。

少なくとも年間200万ぐらいの所得がないと今の生活ができないと思う。子育てをしてやっていけない。学校行っても授業料等も免除されるように何か話が出ておりますが、いろんな問題が出て。それぐらいにやっぱり所得がないと、家庭を持って子育てをして農業経営をやって続けていくというのは本当に難しいというふうに思われる。このような今のこの体系の中でできるような状況なのかどうか、その点についてをどのように、いわば担当の課においてもどれぐらいを標準にその農家所得をもっておられてこういう生産というんですか、それをさせておるか。また、国もどれぐらいの基準をもってこういう補助のあれをなされているのか、その点なんかについては、どのようにお考えなのかという点についてお伺いしたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

農家所得の関係でありますけれども、すいません、詳しい数字を持ち合わせておりませんけれども、本町の場合、水稻、水田を中心とした営農がなされております。ほとんどが水稻の専業というのはそれほどございません。水稻プラス畜産、あるいは水稻プラス畜産、昔は養蚕なり、たばこなり、いろんな複合経営という形で営農がなされてきております。

いろいろ今見てみますと、国のほうでそういった認定農業者の関係、育成を今進めてますけれども、今農業者の高齢化、そういった、あるいは後継者不足、そういった深刻な中で、やっぱり日本の農業を守るため、あるいは食糧自給率の向上、そういったことから、今新たなそういった農政の転換ということとされております。大変厳しいと思います。

水稻にしても、先ほどおっしゃいましたように生産額が収入額を上回るというような状況もあるようでございます。

そういった中で、やはり水稻、本町の主体でありますそういった水田を守りながら、そういった地域農業を守っていくということで、いろいろそういった水田と畜産、いろいろなものを組み合わせた営農の中で、地域農業を守っていく施策を講じていけたらというふうに考えております。

ただおっしゃるように、今回国が戸別所得補償という制度を打ち出しました。これはやはり大変厳しいことから国が補償をしていくというようなことであります。それほどやはり農業という

のは厳しいというのがもう国もわかっておりますから。

そういった中で、私ども町としても、できるだけ地域農業を守っていくために、町なり関係機関と一体となって、農家、産地づくりといいますか、やっぱりそういったもうかる農業の実践、そういったものを取り組んでいくべきであると考えます。大変厳しい状況とは認識しておりますが、一生懸命また関係機関と連携を密にして取り組んでいけたらというふうに考えます。

○米丸 文武議員

これまでの長い歴史の中でこういう状況を生んできておるわけでございまして、急にこうなったわけじゃございません。そういうのは十分我々も認識するわけでございます。農家の方々も正直言いまして、そのようなことで農業をやってきたけども、お前たちは卒業したら農業じゃ食っていきゃならんで、どこか就職せないかんというようなことで出された。だから、地元如若い方々がおられないというのが現実の結果なわけで、これからそれを取り戻すというのは本当に難しいことだろうと思います。

そういうような状況でございますので、とにかく今後今残っておられる、担い手にしてもそうです。集落営農の方々の高齢化とともに、この集落営農自体の運営というのが先行きが大変不安視されておるわけでございますので、そういうようなものを考えながら、何とかそういう安定して農業生産に取り組み、またコスト削減にも取り組みながら、生活していけるような農業の位置というものを、地方の実態としても基幹産業として、ある以上はやっぱりしていく、そういうような考え方で政策もまた立ち上げていく必要があるんじゃないかというように思いますんで、今後の御努力をお願いしたいというふうに思います。

先ほど6次産業、農商工連携についてでございますが、これにつきましては、市来議員の質問でももう答えられておりますので、私は一言だけお伺いしたいと思うんですが。いろんな研究会、グループ等も研究もされているというようなことでございますが、まず先ほどの質問に最後に申し上げましたけども、一つのいえばそういうものに興味がある方、自分たちで10万円でも出資をして、そういう組合組織でもいいし、法人組織でもいいですから、そういうものをしながら必死になって勉強しながら、自分たちで取り組んでいこうというような、そういうものを一つでもいいからくみ上げていくことが私は必要なんじゃないかと思うんです。

そうすることによって、農家は生産のことをしながら、そういういろんな異業種の方が一つになってそういうグループをつくる、それを具体的に生産から販売、加工、そこまでをお互いに研究しながらつくっていく、そういう組織をまずひとつ私はつくっていくべきじゃないかと。

それに対して、町としては、県のほうとも協力しながら、それに対する支援というようなやり方、指導というものをやっていただく。一つ成功すれば、それに対してまたついてこられるところが私はたくさんあると思うんです。

そういうような働きかけというものが私は必要なんじゃないかなというようなことで、今回この農商工連携について質問をさせていただいているところなんですが。そのような株式会社であろうが有限会社であろうが、組合であろうがとにかくそういうようなことで、自分たちも出資して、それで儲けるというようなこと、これをどうしていいか、しょうかということを真剣にやれば取り組む勉強を自分たちでしないといけないと思うんです。

そのためにどういう勉強をしたいかということで講師を呼ぶというようなやり方じゃないと、上から押しつけ押しつけでは、なかなかそこまで真剣になって取り組んでいかないんじゃないかという気がするんですが、そのような点についてはどのように町長はお考えか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

米丸議員が仰せのとおり、まずはやっぱ自分たちで、今あるこの素材をどのように生かしていくか、その辺の自主的な意気込みというんですか、それからがまずの出発点ではないかと思っておりますので、そういう企業感の意識を持っている婦人グループの皆さん方も確かにいらっしやいますし、もう既にそういう加工グループの方もあって、いろんなところに製品化されて、販売もされているところもお見受けしておりますので、そういった方々がもっとももっとたくさん出ていらっしやって、この地域全体の農商工連携がうまく発展するような形ができればありがたいと思っておりますので、これからもそういうことの推進については、行政のほうとしましては、積極的に取り組みを進めていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

最後でございますが、今申し上げました、本当にさつま町の先ほどから出ておりますが、町内の方々がいろんな産業に、職業についておられるんです。その方々がお互いにやっぱり協力し合って、さつま町の産業を守り立てていく、お互いにまた消費者になったり、お客さんになったり、また販売者になったりして盛り上げていく。

でき得れば、これをよそ町外に特産品として売って、それでさつま町にお金が入ってくる、こういうようなやり方を多きな目で見て目指していかないと、個人個人でもう自分だけ儲ければいいというような状況では、さつま町は発展していかないと思うんです。

だから、そういうようなことで、本当によそにないものをさつま町の地元の産物を生かして研究開発して、それで大きく、もう今鹿児島県の農産物も韓国、中国、どんどん輸出されてるといようなニュースも聞いておりますから、そういうようなところも夢を持った取り組みをしていくためには、今そういうグループの方々等も本当に必要なんじゃないかというふうに思っておりますので、今後積極的に執行部の皆さん方も取り組んでいただくことを要望いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は散会することに決定しました。

6月の17日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

散会時刻 午後4時46分

平成 2 2 年第 4 回さつま町議会定例会

第 3 日

平成 2 2 年 6 月 1 7 日

平成22年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成22年6月17日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(19名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
12番 柏木幸平議員	13番 楠木園洋一議員
14番 内田芳博議員	15番 桑園憲一議員
16番 市來修議員	17番 新改幸一議員
18番 木下敬子議員	19番 木下賢治議員
20番 中尾正男議員	

欠席議員(1名)

11番 内之倉成功議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
商工観光課長 赤崎敬一郎君	水道課長 脇黒丸猛君
環境課長 貴島晃人君	建設課長 三浦広幸君
介護保険課長 中村慎一君	耕地林業課長 山口良一君
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
企画課長 湯下吉郎君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 2 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 2 議案第 4 3 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 5 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 6 号 権利の放棄について
- 第 6 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 発議第 6 号 口蹄疫の感染拡大防止策と支援対策を求める意見書（案）の提出について

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 常任委員会 (第2委 員会室)	4 2	さつま町課設置条例の一部改正について
	4 3	さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
	4 8	平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分）
		第1条 歳入歳出予算 歳 入 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰越金 2 1 款 町債 歳 出 1 款 議会費 2 款 総務費 人件費全部 第2条 債務負担行為 第3条 地方債
文教厚生 常任委員会 (第1委 員会室)	4 5	さつま町立学校条例の一部改正について
	4 8	平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分）
		第1条 歳入歳出予算 歳 出 4 款 衛生費 1 0 款 教育費
	4 9	平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
建設経済 常任委員会 (議 場)	4 4	さつま町水道事業条例の一部改正について
	4 6	権利の放棄について
	4 8	平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分）
		第1条 歳入歳出予算 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 歳 出 7 款 商工費 1 1 款 災害復旧費

【参 考】

請 願

○「30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

11番、内之倉成功議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月9日提案がありました議案第42号から議案第49号までの議案7件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第2「議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第3「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第4「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第5「議案第46号 権利の放棄について」

○議長（中尾 正男議員）

まず、日程第1「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第5「議案第46号 権利の放棄について」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。ただいまの議案5件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」お伺いをいたします。

町長のマニフェストによりまして危機管理監ということでできまして、今度は課の設置ということですが、現在口蹄疫が発生しまして、今まで危機管理監というのがどのような役目をされてるのか。

きょうもらったこの口蹄疫進入を阻止しましょうと、今ここにあったんですが、見ても畜産から出てるわけですね。そして、この危機管理監を設置したときの危機管理監の仕事の役目として、規則に各種危機事変に対する統括に関することということが出てるんです。

ですから、私は基本的には、こういう口蹄疫とか、非常に大きなことが出てきて、町の入り口のいろんな閉鎖の消毒関係は、やはりそういう町民の安心安全のために危機管理監を中心にして、町長を本部長にして対策本部ができてますけれども、その中でどのような役割を果たされてきたのか。

そして、農政課で名前が出てきてますけど、やっぱり農政課の方は、おととい一般質問等でもありましたように、小規模農家というか、1頭、2頭飼ってる方になかなか徹底ができないと。だから町内のそういう方々のところを一軒一軒回ってですよ、確かに私なんかが見てみても、新聞等で書いてある、入るところを1メートルぐらい石灰引いてあるんですね。そしたら、車が1回転しないうちに行くわけですよ。それはどんどん行って。きのう、おとといですか、あんなに雨が降った後の石灰の配布とかはどうなっているのか。

だから、名前だけが、危機管理監をつくってどんどんいって、今度安心安全ということになりますけれども、その辺がどのようなになるのか。

それから、このコンプライアンスに関することということで、前の危機管理監の規則の中にも書いてあるんですが、非常に何ちゅうんですか、法令遵守とか、企業の倫理観とか、あるんですけども、コンプライアンス、すべてを含めてますけれども、その辺の検討はされなかったのか。ただ、規則のところにもコンプライアンスに関することということがありますので、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

私の施策の一つの中に、この安心安全のまちづくりということで掲げておりまして、その中で安全安心対策室を設置をいたして、危機管理監を配置いたしたところでございます。

やはり、政策を推進する前提となる町民のやっぱり安全安心を期すということにつきましては、町政の一番の基本になる、基盤となることになると思います。

いろんな政策をする上においても、まずはやっぱり最優先すべきものというのは、町民の安心安全であると、尊い生命を守る、財産を守ると、それが再前提であるべきだというふうに認識をいたしまして、このような組織をつくり上げました。

やはり、危機管理の考え方というのは、おおむね2つあるんじゃないかと思っております。1つは、危機をあらかじめ想定をしながら予防する、そういうリスクマネジメント、予防を中心としたリスクマネジメント。

それともう1つは、やはり不幸にして危機が発生をした場合に、どのように対応していくかと、そういう危機管理、いわゆるクライシスコミュニケーションということが言われておりますけども、大きく分けますとそういうことであると思っております。

今、口蹄疫も出ておりますけど、口蹄疫についても当然として対策本部の中で危機管理監が、いわゆる放送なんか文書を流すのは危機管理監のほうで作成をして、放送をしてもらってるところであります。もちろん、農政課等も十分連携をとった上でやっておるわけでありまして、私のほうでも口蹄疫が発生した段階におきまして、危機管理監のほうで総括をしながら、実際の直接的な業務というのは、その主管課であります農政課でタッチをいたしますけれども、総括的な管理的なものについては、安全安心対策室の危機管理監のもとで、いろんな関係課との調整とか、そういうものはやっていただくように指示をいたして、そのような機能として今も努めているところでございます。

この危機管理監を今回新たに課のほうに昇格をいたしたわけでございますけども、1つはやっぱり、今もおっしゃいましたようなことで、今自治体の危機管理と申しますのは、まずはやっぱり自然災害、大雨とか、洪水とか、あるいは台風、地震、こういったものへの天災への対処。それから、最近では鳥インフルエンザとか、新型のインフルエンザ、また今は口蹄疫というような病原菌の発生。

そして、また一方ではテロ行為、朝鮮半島のああいう事態も出ておりますが、国においても国民保護法が制定をされまして、それぞれ市町村でそれなりの対応をしてるんじゃないかというようなことも打ち合わせておりますので、その辺に適切に、迅速にやっぱ対処する必要があるかと思っているわけでございます。

そういう中で、どうしても総務課の室という形になりますと、指揮命令系統というのがワンクッションなるという形がございます。やはりこういう危機を早めに迅速に対応するとなりますと、町長のやっぱしで直接そういうところに指示をしていくことが、よりの確な、迅速な対応ができるというような形で課のほうに今回昇格をさせたわけでございます。それだけ指示、命令系統が明確に、迅速に行われるようにと、そういう体制にしていきたいというようなことで御提案を申し上げてるところでございます。

危機管理の世界でよく引き合いに出される言葉に、予測できなかったことが起きたことについては受け入れやすい、受容されやすいわけでありますけども、逆に予測されていたことが起きたことについては、社会から受容されにくいというのがございます。

前者の場合は、自然災害等でございますが、後者がいわゆるいろんな不祥事があります。やっぱり職場内でもそういうことが過去においてもありますし、そういうことはやっぱり想定をしながら、そういうことが絶対おきないようにしていく、そういうコンプライアンスの遵守ということについては、しっかりと信頼を受けて行わなければならない公務員という職場でありますから、しっかりとその辺は位置づけをしながら、お互いに職場内でもそのような意識の中で仕事をしていく、そしてまた、町民の信頼におこたえしていくというのが本来の姿じゃないかと思っておりますので、こういう形で所掌の事務等に上げているわけでございます。

そのほかにも、当然今交通安全の関係も大変な社会問題でございますけども、そういうことにつきましてもですし、地域の防犯の関係、こういったことについても安全この課のほうで対応していくというようなことで考えているところでございます。

○麦田 博稔議員

基本的には、町長の考えに賛成なんですけど、この課をわざわざつくることが、どういうことか。職員定数の関係とか、それから国としては、コンクリートから人へとかいって、人に安心安全、いろんなことを今政策をやられてますけれども、職員定数を減らしていく中で課をつくとどうしても体制というのは、課長がおられて係長、それで職員を何名かと。これだけの仕事、書いてある安全で安心なまちづくりに関した危機管理、それからコンプライアンス、防災に関すること。

このコンプライアンスなんかは、今までも秘書人事関係のほうでされてたと思うんです、職員のそういうことについては。また、旧の条例では、防災、交通安全及び防犯ということを強調されたんでしょうけれども、防災に関することと、わざわざ文言を2つに分けてということもあるんですが。

一番危惧するのは、今でも課長がこの前4月、3月末でやめられた方がおいでですからあると思うんですけども、38ぐらいですか、あと課長補佐が4名、それから補佐兼係長というのが10何名ですか。この200何十ちか、全体370、380の中で、非常に上が多くて頭でっかちの体制になってくるといった感じがするものですから、わざわざ分けてまでする必要があるのかなという気持ちがするんです。

ただ、総務課は、いろいろ仕事が多いですから、いろんな分けてやってだと思えるんですけども、あとはまた総務委員会のほうのいろんな委員会の中での検討にお任せしますけれども、特に、この防災に関することと、それから交通安全及び防犯に関すること、これを分けられた理由等についてお伺いしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

管理職が新たに増えたということではないわけです。あくまでも今でも室長は管理職でありますので。ただ、室を課に昇格をしたと、いわゆる指揮命令系統を迅速化するためということで、定数そのものも増えておりません。あくまでも、現体制の中でそういう行政組織の指揮命令系統、特に、ほかの業務と違って災害とか、こういう不測の事態のためには、やっぱりいち早く初動をどういう行動を起こすか、それが被害をやっぱり大きくするか、少なくするかにかかわってるわけです。

そこを左右しますので、やはりこういう特殊な業務といえどそういうことになるかと思えますけども、町民の安全安心を守るためには、そういう的確性のある、迅速性のある組織体系にして、

初動をしっかりとしてく、このことがやっぱり大事であるかというふうに思っております。

せっかくこうして安全安心対策を危機管理監を配置しようとする政策がもうけておりましたので、やはりそういう本来の姿にもっていくべきではないかと思ってるところでございます。

私は、特に行革の中でありますので、あえて職員数を増やしたり、課長職をふやしたりというところはやっておりませんで、今までもずっと就任以来、管理職については相当減じてきておりますので、本来のやっぱりピラミッド型のほうに、少しずつは定員管理の見直しの中で進めていきたいと思っておりますので、基本的にはそういう方向で進めてまいりたいと思っております。

○麥田 博稔議員

お任せすると言ったんですが、ちょっと今の町長の答弁で、私はそこは理解してます。

それで、その前の町長の時だったんですけど行政改革室があって、そこを室を廃止して管理監置かれたんですよ。だから、町として私が考えるのは、その辺もたぶん総務委員会では出てくるだろうと思って、もうお任せしますでしたんですけども、私にとっては、今のこの中にあって、ここの安全安心対策課というのは、防災とか、いろんなことに関係すれば、今度の口蹄疫もそうですけれども、人数を何人かにするかでやっぱり大変だと思うんです。

やっぱ、縦割り行政ですから、課ですと安全安心課でしなさいよちなる。今の総務課でやると総務課長は大変ですけど、その中で一緒に話し合いをしながら、総務課全員の人数の世帯が大きいですから、割り振りがきけると思うんです。

それで、町にとってこの安全安心も今の流行で非常に大事なことだけど、私にはやはり行政管理室を残して、これからの来年度に向けるいろんなものを、指定管理者の切りかえがありますよね。その辺へんをやらんと、今までの4年間はだんだんだんだんで、何もなかったけど、これからは、やっぱり総論賛成、各論反対にくるという気持ちはするものですから、ここで課を、今までのやつと、それは町長がかわったからやり方が変わっていくのは、もう町民の意志ですから、町長の選挙マニフェストに沿ってされるわけですから、どうのこうのは言えませんが、やはりその辺が非常に私は危惧するわけであります。

だから、やはり課をつくと何人体制でされるんだろうかと、初動が大事だと言われますけど、なかなか大雨が降ってどうのこうのち、すぐレベル2か3になって対策室ができれば全体でできますけれども、やはりその課が中心ならないかと。

今までの役所のやり方でしたら、さっきも言いましたけれども縦割りですから、いろんな職員の間で、はんだがとこが主にすったらよちゅうことなりますから、やっぱその辺が職員の方なんか、これから雨が降ったりどうのこうのしたときに負担にならないかなということが危惧したものですから、いろいろその辺のことをお伺いしたわけであります。あとはまた総務委員会でもお任せしますのでよろしく。

○町長（日高 政勝君）

災害とか、こういう突発的ないろんな今回の口蹄疫等についてもですね、中心になる課というのは安全安心対策課のほうでやりますけども、やはりこういう非常事態と申しますか、こういう準じたことについては、災害についてもですが、すぐ本部を立ち上げて、いわゆる全課で対応をしますので、ただ単に安全安心対策課だけであるということは決してございません。いつも災害の場合はまず警戒本部をつくる、その事前に。そのときはもう、確かにいろんな情報を収集するために安全安心対策課のほうで対応しますけど、その段階レベルにおいて、もう全課体制ですぐやりますので、何も人数で、今は2、3人おって、それで困ると、そういうことはありません。

やはり横の連携の協力体制を進めてるわけでありますから、そこは危惧されるところではないかと思ってるところでございます。

○平田 昇議員

私も同じくさつま町課設置条例の一部改正について、質疑をいたします。

ただいまの質疑とダブる点があるかも知れませんが、安全安心対策課の分掌事務として4つの条文が示されています。これを見て思い出すのは、ほんの数年前、何年前だったのでしょうか、当時の日本政府は、日本を襲うかもしれない突発的な事故、災害、例えば地震、原発事故、それとテロリストによる暴動というのが並べられてあったと思いますが、それを10幾つかのケースを上げ、それに緊急的にどう対処するかを要約した手引書、マニュアルを作成しているという説明があったことを記憶しておるんですが、本町の危機管理監においても幾つかの危機、例えば地震災害、水害、そして台風、そして川内には悪いですが原発事故、それとただいま出ました口蹄疫、麥田君が言われました口蹄疫、そういったものを想定して、対策としては、こういうケースを想定されているのでしょうか。幾つか拾い上げて、それに対するマニュアルというものをつくろっておいでなんのでしょうか、それをまず伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この自然災害の防災等については、例えばさっき言った大雨、洪水、地震、そういうことについては、地域防災計画をつくっております。もう議員の方にはお配りしてあります。

それから、おおせのテロ行為、あるいは原発とか、そういうようなこと等につきましても、先ほどもお答えしましたけども、国民保護法に基づいて計画を各市町村つくるようになっておりまして、これも策定をして議員にも説明をしてあるかと思しますので、そのマニュアルに従ってそういう事態が発生をすると予測される、あるいは発生した時には、そのマニュアルに従って行動せずにやいかんと、こういうことになっておりますので、それだけは御理解をいただきたいと思います。

○平田 昇議員

マニュアル、突発的な災害、事故というものが幾つか想定されて、上げられているということですね。はい、わかりました。

それと、もう1つ、コンプライアンスという言葉が出てきますが、これは直訳すれば法令遵守ということでございますが、これは危機管理監として、行政、あるいは町内に法律に反する行為があるか、ないかということを監視するという意味合いもあるのか、これを確認させてください。

○町長（日高 政勝君）

やはり公務員というのは、まずはやっぱ法令に基づいて、それをしっかりと守っていく、これがまた大事なことでございますので、当然としてそういう違反のないような、やっぱり行動なり態度とか必要でございます。そういうことで、職場内にも内部監査のそういう組織を設けておりますので、そういう中でいろんなチェック体制もっております。もちろん安全安心対策の中でも、今総務課のそういう人事給与の関係もありますが、そういう係とも横の連携をとりながら一緒にやっていくと、そういう組織はありますので、当然そういうこともやってまいります。

○平田 昇議員

私がお伺いしたいのは、行政を、対象は自己管理ばかりでなくて、町内にも目を向けた管理監なのかどうか、危機管理監なのかどうかということをお伺いしているわけです。

○町長（日高 政勝君）

職場内、そしてまた職場外、いわゆる町民のコンプライアンス、そういうこともです。例えば交通の関係については、警察もいらっしゃいますけれども、やっぱりそういうところまで町民に啓発をしていく、そういうことについては、当然行政としてやっていく必要があるかと思しますので、そこまで一応考えております。

○新改 幸一議員

安全安心対策課ができて、さらに充実するということでございますので大変ありがたいわけですが、警察の話も出ましたけれども、特にこの交通安全、防犯に関するところでございすけれども、警察との連携というのは、事あるごとに何かそういう綿密な連携をとっていらっしゃるのか、具体的にもう週に1回とか、月に何回とか、そういう情報交換というのがあって、そういう町民に注意を促すという面、そういう形の流れはきちっと決められたものがあるものか、そこだけちょっとお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

交通安全、防犯の関係、交通安全については、もちろん所管の課でありますので警察とは常に連携をとっております。交通安全については、また防犯の組織等についても、それぞれ組織をされておりますので、そういう組織を通じて一緒に警察、あるいはこの関係の機関・団体とも連携をとりながら進めておるということでございます。

○新改 幸一議員

警察ともよく連携をとっていらっしゃるということでございますが、今後もさらにこれが充実すると思いますが、実は防犯の関係で、ちょうど10日ぐらい前、私の家にも不審者がございまして、警察が来られまして足跡を取られたんですが、そのほかにですね、私が知ってるところ、町内で現金を盗難に遭った家がもう3軒ございます。運よく2軒は保険に掛かっちゃって現金は返ってきた2軒もございすけれども、特に、今田植え時期等もなっておりますが、特に、農家は自分の家は留守がちでございす。みんな自分の家を鍵をかけて出られればいいんですけども、なかなか農家というのは、そこあたりはむとんちゃくといいますか、忘れちゃったということでございす。

特に、農家の場合は、そういう家を留守がちにしまうので、特に、そういう空き巣ねらいというのは、今ちょうど時期的に大変起こるんじゃないかというのを懸念するわけでございす。

そういう意味で、警察も連携をとっていらっしゃいますので、それなりの情報をキャッチしながらですね、やっぱ防災無線等できちっと早めにそういう注意をするような放送も1つぜひお願い申し上げたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この辺の注意の喚起については、もう防犯ニュースとか、防犯協会、そういう組織ありますので、常に防犯ニュースを出しておりますし、各地域の駐在所っていうんですか、そういうところからも防犯ニュースを出していただいて、とにかく本町管内については防犯、それから交通事故等が100件を超えてるというような状況ですから、警察署長がとにかくこれを100件以下に、二けたにしようとやりかたです。そういう強い呼びかけもしていらっしゃるところでございまして、そういう空き巣とか、自動車等、そういうところをできるだけ抑えたら100件以下になるわけですから、やっぱり防犯となりますと、まずはやっぱり個々の問題ですから、そこを啓発するためにいつも呼びかけておるわけですが、田舎の場合はこうこうゆうことありますけど、やはりもう今は田舎も都会もない状況になっておりますから、その意識をどのように高めて、やっぱり自分のこととして、改革をするということはしてもらわんとですね、呼びかけて行政が、行政が言われても、まずはやっぱり自分たちが意識をもっていく、そのための努力というのは行政は当然せにゃいかんですけど、あくまでいちいち監視までできませんので、それだけの努力は個々でまた、自分のことは自分で守ると、そのことが大事じゃないかと思ってるところでございす。

○川口 憲男議員

私も同じように課設置条例のことで、設置の状況、それから危機管理に関することは、今まで答弁の中にありました。そのコンプライアンスの法令の遵守のことでちょっとお聞きしたいんですけども。

これは、町ばかりでなく、いろんな事業所とか、いろんなところでこれを制定しなさいというのなんか来てるところなんですけども、町の中の部分を見てないから私もちょっと強くは言えないんですが、先ほどから問題あります、職員に対しては服務規程とか、職員規定とか、いろんなのがあって、規則で縛られてるというか、これはしちゃんらないというのがたくさんありますよね。

その中にありまして、先ほど新改議員の中の質問、それから平田議員にもありましたけども、警察、あるいは司法との連携をとってという項目をちょこっと見たんですけど、町のにはそういうのがあるのかどうかわかりませんけれども。例えば職員の庁舎内外の言動、あるいは行動、あるいは退職後の行動とか、そういうようなのもあったようにほかのところを見れば感じましたけれども、この対策課のほうで法令遵守ということで、職員に対してどこまで周知をされていくのか、上からこうして監視してるんだよというようなところをされるのか、こういう法令遵守のコンプライアンスを設置して動いていくんだよということだけでいかれるのか、そこあたりのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それともう1つは、質問が余分にできませんので、権利の放棄についてお聞きしたいと思います。当初組合員数は30数名から現在13名あって非常に苦しい状況で運用されてると、そしてまた、8月1日の夏祭りも中止になるとか、今のところ中止にする計画ですけれども、そういった中でやっぱり町の活性化というのなんかを考えた時にどういうふうになるのか、この13人の方々が今後の活動、あるいはアーケードの維持管理、そこあたりはどういうふうな体制が考えられておられるのか、経済建設で煮詰めて現地調査もされるということですから、そこあたりのところを町長が減免をされる中はどういうふうに考えられて提出されたのか2点お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

コンプライアンスにつきましては、先ほどから御質問が出されてるところでございますが、今各職場、おっしゃるとおりコンプライアンス、こういうやっぱ時代になったのかなと、これをあえて、当然として規定すべき上では人間の社会生活としては決まりを守っていくということはもう基本的なことですけども、なかなか犯罪にしろ、いろんな法令違反等が絶えないということで、残念ながらこういうことまでうたわなければならないことが、一つは残念なことでありますけども、やはり職場内外共に、明るい、犯罪のない、やっぱりそういう社会をつくり上げていく、こういうことをしなければ、なかなか難しい時代になってきているのかなと思っております。

従いまして、庁舎内外につきましても、あわせていろんな機会に職場内でも研修を行いますし、そしてまた、一般町民に対しましていろんな機会を通じまして、そういうことは訴えていきたいと、啓発をしていきたいと思っております。

それから、議案の権利放棄の関係についてでございます。

先ほども何回か全員協議会の中でも御説明申してきております。いわゆる、このさつま町の一つの都市的な商店街の形成をしてるところは、こういうまとまった商店街の地域というのは、屋地、虎居地区でございます。やはり地域経済の一つの振興のために大きく公益権をしてきていると思っております。

それなりにまた商店街の皆さん方、通り会、それぞれ、今量販店等も出店をいたしまして、郊外型が出たりということで、苦しい中でもやっぱり地域の皆さん方の買い回り品については、利便性を高めていこうというようなことで、いろいろ大変な努力をされているわけでありまして。

そういうことで、やっぱり地域経済の担い手という方々でございますから、どうしてもこれから高齢化が進みますと、こういう小売店の皆さん方のこれからの働きというのは、どうしても必要だというふうに考えております。

厳しい経営の中で後継者もいないというようなことで、空き家、空き店舗も増えつつありますが、ここを何とかやっぱこの維持継続ができるような形で、行政としても支援をしていく。このことが町内経済の循環的な面からも維持発展ができるんじゃないかと思っているところでございますので、屋地の今回の事業協同組合の関係につきましては、たまたま今進めております河川激特事業の移転先として候補地に上がったということでございまして、皆さん方におかれましても工事が順調に進むようにというような御配慮等もあって、今回はやむなくというんですか、そういう形で了承されたように聞いているところでございます。

やはり移転先がないとなりますと、工事の進捗が遅れる、こういう決断に対しましては敬意を表しているところでございます。

また、今後の運営のことにつきましても、当初の32名が13名までだんだんと減ってきてるような状況を見まして、非常に厳しい環境に置かれていると思っております。従いまして、あれをまだ今後も、やはり買い物をされる皆さん方に利便性を高めていくとなりますと、やはり皆さん方は少ない中で管理をしていくとなると大変な負担が生じるというようなことでありますので、ある意味では、やっぱこの近隣からおいでのお客さんに対しての、そういう皆さん方の買い物に対する利便を図るという意味合いもでございますので、公益的というんですか、公益的な面というのがありますので、今回はすべてではございませんが、そういうアーケード部分については、権利放棄をしたらどうかということ御提案を申し上げてるところでございます。

もちろん、上のコミュニティーホールについてはもう一般的な利用はございませんでしたので、その分は除いて、アーケードの関係についてはお出しした金額で権利放棄をしたいということをお願いしてるものでございます。

○川口 憲男議員

町長、きのう、同僚議員の新改議員が高齢者の方々の買い物状況がないという、状況というか足の便がないということと、こういうふうにして当初からあった30何名の会員の方が13名に減って非常に危惧するところにあるということと、質問を聞いてとってもそういうのを感じるし、実際昨夜のちょっとテレビところで出たのが、周辺の人たちがもう、やっぱり商店街の人たちが協力して御用聞き商売ちゅうんですか、はんげな、はんげななかけちゅうなどで2、3店の方々に呼びかけをして、御用聞きをしていかんないかんちゅうぐらい、商店街の人たちもいろんな活性化策を講じていらっしゃるところであります。

町長のおっしゃるように、うちの中心市街地として虎居と屋地が今あるわけですがけれども、やっぱりこういうところは、本当にシャッター通りになってしまえば、町の経済がイメージダウンと受けるちゅうのはもう必至のところでございます。ここあたりに何か手を打たれるということは、必要かつまた使命だと思うんですけれども、このような権利の放棄の状態ですけれども手助けになればという考え方からだと思うんですけれども、その放棄に基づいても、どうせちゅうか、事業組合との話もされると思いますから、やっぱりそこあたりのところをもう少し、苦しい中でも頑張ってください、というような対策で講じていただければいいんじゃないかと思います。

私もやっぱし、農業に関しても、商業に関しても全く一緒だと思いますので、十分な配慮をしていただきたいと思います。この件については、この説明だけで結構です。

それと、コンプライアンスの件なんですけど、おっしゃるようにほんとに犯罪の社会の形成というのが必要だと思います。例えば職場内においても必要だと思います。私があるところに所属

してるところでも、全くこのようなのが出てきまして、ちょっと議論したのですが、やっぱり同じように、法令を守っていかなきゃならない、職員として、あるいは我々もですけども、町民として守らなければならないという規則はあるわけですから、そこあたりがより守られないからこういうコンプライアンスを、これは国から来たのかと思うんですけども、だんだん下に下がってきてこういうのをつくっていけというような方向で来てると思いますけども、これはつくらなきゃならん、町長の答弁にありましたように、つくらなきゃならん状態がちょっと気まずいところということを感じます。

それで、この安心対策課を新設されて、コンプライアンスの法令遵守の件もここで取り扱っていけるということになります。いろいろなことが起こったときに、例えば懲罰委員会とか、あるいはこれのいろいろな問題が発生した時の部内の会議とか、いろんなところだと思いますけど、この安心安全対策課でそこあたりまで、先ほどされました、どこが中心になってそういう危機管理されるかということだったんですけども、そういう懲罰、あるいはいろいろなことに関して法令遵守をしなかったことについても、ここの課で対応されていける考えなのか、そのへんをちょっとお聞きしたいと。

○町長（日高 政勝君）

賞罰審査委員会というのを設置をしております。罰だけでなく優秀な職員等のいろんな業務等で出た場合については、そういった賞状とか、そういう審査もする機会もあります。また、一方では、法令違反をしているいろんな公務員としての信用を失墜をするような行為等があった場合については、懲罰委員会を開いているわけでありまして。

これは、委員長は副町長でございますので、ほかに2、3の関係課長で指名をしながら開いておるわけでございますが、職員のこういうコンプライアンス違反等があった場合は、今総務課の秘書人事のほうでやっております。それから、当然安全安心対策室も入りますけども、総務課長、あるいはそういう課の直属のところが出たら、もうほかの課で所属してやるということでございますが、基本的には安全安心対策も入るということでありまして。

それから、もちろん職員についてはそういうことです。職場外のところまでは、ちょっともう権限外でありますので、啓発が中心になるかと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。ありませんね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第7「議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」から日程第7「議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案2件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

議案第48号、一般会計補正予算の第3号ですけれども、12ページの2款1項7目、企画費です。当初の予算のときに、いろいろ書いてあって、公共交通についてはというようなことであつたんですが、この前の説明では国から340万円の補助があつて、町が250万円で、デマンドバスとかいろいろなことを言われましたけれども、今回この負担金、補助及び交付金をまた250万円出すということは、両方で500何十万の予算になりますよね。これの協議会の主体は、どこになって、どういうことをされるのかお伺いしたいと思います。ちょっと通告をしてませんでしたので、申しわけないんですが。

それから、13ページの4款2項2目、し尿処理の件の車の購入ですけれども、この備品購入で、この前の説明では古くなったので2トン車と4トン車を換えると1,800万円。これは3月当初予算を組んだわけで、これだけの金額だと本来なら当初予算に組むべきじゃないのかなと。車が古くなったと言われたので、当初予算のこの事業費なんかを見てみますと、車の修繕にかかるような経費というのは説明書きにないですよ、当初予算の説明書に。

だから、今言われてます行革とか、いろんなことであそこを民間委託しようとか、何とかって話の中でなったのか。それとも電源立地交付金ということですから、その交付金の決定、最初からしたかったけど交付金の決定がなかったのでできなかったのか。どうしてもやりたいんだつたら電源立地、車が古くてできないんだつたら、町民のそれこそ安心にかかわることですから、ほかの財源でも引っ張ってきてしなきゃいかなかったんですけれども、なぜ2カ月しかたつてない時点でこういう車の買い換えが出てきたのかということをお伺いします。

それから、18ページの10款2項、学校管理費ですけれども、ここの組み替えですが、委託料から補助になってるんです。これは、学校の子どもの通学の特認校の児童送り迎えだったと思うんですけれども、委託ですと今まで北薩観光かどこかにされてたんですが、補助となると各子ども一人一人にされるのか、その辺の事情をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、21ページ、債務負担行為の基幹系の電算システムの貸借料についてですが、このことについては、前もちょっと言ったんですけれども、この前の説明ではこういうことを言われたんですね。結局、今の行政システムに変えたのは、議会からも常に電算経費の削減を求められており、また7,800万円ですか、の増になるということは町民の理解が得られないということを書いて説明をされました。

ただ、この経過について、われわれが聞いたのは、全協でこういう基幹系のシステムを入れたという話を全協で説明受けて、この前こうやって決定しましたという、もうあれですよ。

だから、この7,800万円とか、いろいろお金が出てきて、最終的には4,000何百万、職員と一緒にすればというようなこともあつたんですが、それだつたら、議会の理解を得られないんだつたら、真ん中辺で途中で1回やはり議会にもこういうことだと。

なぜ、私が危惧するかというと、この技術評価というところに事業所の実績やサポート体制及びシステムの操作性等を評価する技術評価は百点満点でして、4.47点差があるわけですよ。

電算に詳しくない私にしますと、この百点満点で4.47の差というのは、どんな差なのかということが理解ができないんですけれども、詳しくですね。ただ、金額におきますと100円ではないかんのが4.47円違ったとなると、ここで2億円ぐらいの金だと1,000万円ぐらいですよ、そういう単純な100円と4.7円とすると。

それから、ここで7,800万円は理解できないと言われますけれども、過去の5年間は、この前の説明では4億8,520万円ですか、使ったと。だから、今後の5年間は4億8,000万円から2億ぐらい、半分以下になるわけです、半分ぐらいに。

だから、この辺がなかなか、私なんか理解というか、できないんですけど、そこをもうちょ

っと、この前も説明してもらいましたけれども、なった理由を説明をお願いいたします。

それから、49号の7ページの1款4項1目の認知症の対策についてですけれども、これは宮之城病院が県の認定を受けたというようなことですが、現在認知症であると思われてグループホーム等に入所されてる方がどれぐらいおって、そして入所もできなくて家族でもし見ておられる方がおったらどれぐらいなのか。

というのは、私のうち、近所でも、やはり公民会費なんかを納めてるのに納めてないって私のところへ持ってこられて、いや、私の領収書もやって、その領収書を見ながらも言われる方もやっぱりたまにあったりするんです。だから、非常にその家族の方にとっては大変なことで、大事な対策連携というのは大事なことだと思いますけれども、現在町の状態をどのようにとらえているのかをお伺いしておきたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

まず、2款1項7目の企画費の中で地域交通対策事業費でございしますが、これについては町の予算が250万円、それから国からの交付金が340万円ということで、総額590万円でこの調査事業をいたします。

受け皿の組織としましては、さつま町地域公共交通活性化協議会というのが法定協議会ですが、22年3月16日に設置をされました。委員の数が17名ということで、それぞれ町長以下、各地域の代表、それから南国交通を初めとするバス事業者、それから町内のタクシー事業者、警察、商工会、高齢者クラブ等を含めて、国の九州運輸局、それから県の交通政策課等のオブザーバー含めて、計17名で運用することになっておりまして、今後につきましては、その調査事業については、プロポーザルでこの協議会が発注して、来年の3月までに業務を完了するという運びになっております。

○環境課長（貴島 晃人君）

13ページの4款2項2目のし尿処理費の備品購入費の関係でございしますが、当初におきましても一応要求はしたところでございしますが、電源立地対策交付金の全体額がはっきりしないということで、当初には計上されなかったところでございます。

それから、修繕料の関係でございしますが、し尿処理費の修繕料につきましては700万円ほど計上をしてあるところでございます。車の修理の関係につきましては、車検時の修理とその他の修理でおよそ200万円程度を見込んであるところでございます。

○副町長（和気 純治君）

基幹系電算システムの選定の関係で、私のほうで答弁をさせていただきますが、今回の基幹系システムの更新に当たりましては、特に、公平公正な選定というのに心がけてきております。

選定委員としましては、課長の12名、それから作業部会ということで担当者、係長クラスで17名の作業部会で具体的に選考にあたっております。

それから、デモンストレーションにつきましては、実際にシステム、電算を扱う人が評価するということで、これについては50名の職員で評価をしてきております。

そうしまして、結果としまして、システムのほうの評価につきましては、1番と3番では百点満点で4.47点のシステムの評価としての差があったということでございます。それから、この4.47の差の中には全く経費の部分は含んだ評価ではございません。

結局、金額は幾らに評価するかという点数化することはなかなか難しいんじゃないかということで、国のほうでもシステムの調達するときには、システムの評価と金額は1対1の評価の中で検討するというのがございまして、町のほうでも同じように、システムの全く金額を抜いたところの評価と、それからあと最後の金額等比較をして最終的な判断をするということで、今回もして

おります。

そうしましたときに、システムの評価4.47点と、それから金額での差7,800万円を比較しましたときに、明確に7,800万円だけの違いのあるといいますか、そういうのが明確に出て来れば、そちらの7,800万円高くてもいいほうがということになるんですが、そこまでの明確にこちらのほうがすぐれてると、4.47点という差の中です、というのも議論しまして、最終的には、やはり最少の経費で最大の効果をというのが地方自治の事務の進め方でございますので、今回の選定に当たっては、金額のほうの7,800万円というのも重視しまして、現在の行政システム九州のほうに委託をするということで決定をしたところでございます。

○教委総務課長（山口 正展君）

18ページの10款2項1目の学校管理費、13節の委託料と19節の負担金、補助及び交付金の組み替えの事情についてでございますが、特認校の制度につきましては、平成14年度からスタートをしております。1年目の児童の送迎につきましては保護者が行っておりましたが、15年度からバスによる送迎を始めております。19年度からは特認校の児童数が減少をしたため、時間的、それから経費的な節減を考慮いたしまして、タクシーによる送迎を行っているところでございます。

業者の選定につきましては、平成21年度までは町内2社による競争見積もりを行いまして、業者を選定しております。業者に業務を委託して、児童の送迎をしているところでございます。

本年度、平成22年度につきましては、町内3社によりまして見積もりを依頼をお願いしたところでございますが、業者よりタクシー事業においては同一地域内での料金は同じであることから、見積もりを徴取するのは適当でないのではないかという、いろいろそういう質疑がございました。

このようなことから、九州運輸局鹿児島運輸支局のほうへいろいろ問い合わせをしてみました。そういうことから、結果といたしましては、タクシー事業においては同一地域内での料金は同じであると、どこの業者がしても同じ料金であるということ、それから運賃についてはメーターと時間の運賃換算で実施していると。それから、料金がこういうことで同じであることから、競争見積もりを行うことは適さないという、このようないろいろ指摘、指導をいただいたところでございます。

いろいろこういうことで検討をいたしました結果、これまで業務委託による児童の送迎業務は適さないというようなことでございますので、町とタクシー業者との業務委託につきましては、送迎ではなく、児童送迎につきましては保護者がタクシーを利用し、町はタクシーを利用した保護者に対して通学費の補助ということで、補助金を交付するようにしたものでございます。

このようなことから、今回、組み替えをお願いするものでございます。

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、介護保険の認知症関係でございます。これにつきましては、認知症対策ということで、国のほうが21年度から医療分野における体制整備を進めるということであります。これまで、認知症対策につきましては、ある程度の介護の分野が先行をしてきたといったような、そういう認識がございまして、医療の分野がどうしてもおくられているということで、介護と医療を連携させた取り組みを進めていくという、国の方針が出されております。

この中で、認知症医療についての専門的な知識を有する認知症疾患医療センターというのを、全国に150事業所ほど指定をして、それを基幹的な医療センターとして認知症の対応を進めていくと、医療と介護の連携を進めていこうという、そういう考え方でございます。

これにつきましては、町内におきましては宮之城病院が昨年12月に県の指定を受けられてお

りまして、こういう県の指定を受けた病院の所在する市町村のほうで、包括支援センターのほうに連携担当者を配置をします。これは、病院のほうと包括のほうと、それぞれ1人ずつ連携担当者を配置しまして連携をさせると、認知症という診断を受けた方の本人、それとその家族の皆さんに対するケアを連携していきましょと、そういう事業であります。

こういった部分で、今後この介護保険制度の中で、やっぱこういった認知症対応という部分を進めていくと、そういう考え方で今回、補正予算をお願いいたしております。これは国の事業でございまして、10分の10ということで、ある程度町費負担というのも出てこうようかと思いますが、そういったことで進めようとするものでございます。

特に、認知症の関係につきましては、非常に潜在的な部分というものがございまして、高齢者65歳以上の中で、幾らぐらいの方がそういう状態にあるかといったような、そういう部分については非常に潜在的な部分でありますので、把握はできていないということでございます。

特に、特定高齢者の把握事業の中で、健康診断をする中で、そういう問診、聞き取りをしながら、そういう部分というのを把握していこうといったようなことで、取り組みは進めておりますが、なかなか認知という部分については取り組みが難しい。自覚症状の問題もございまして、特にアルツハイマー型とか、それから脳疾患系、こういう認知症といわれる部分、それから単なる物忘れという部分等もございまして、非常に判断そのものは難しい分野になるのではないかとこのうふうに思っております。

特に、認知症の関係につきましては、平成18年から介護保険制度の中で、地域密着型のそれぞれのグループホーム、認知症対応型共同生活介護という、そういう事業所ですが、これは小規模多機能ということで、町内には6カ所事業所が設置をされております。これは、1ユニット9人という、施設的には非常に小規模の、そういうものをたくさん地域につくっていきましょといったようなことでございまして、これが6カ所ございまして、90人の枠を持っております。

この中に、ただ全部が全部そういう認知の度合いがどうかといったようなこともあります、なかなか認知の度合いも高い人から軽い人ございまして。それにまた、こういったところに入っていちゃる方は、介護度もある程度、軽度から中程度といったような状況にあります。入れかわりもございまして、年間111人のサービス利用があったということととらえております。

認知症の関係はそういったことになりましたが、在宅の認知症関係の人数というのは、具体的には把握いたしておりません。ただ、介護の審査をする、認定審査をする件数というのは、大体年間2,000件をちょっと超える審査をいたしますが、これは延べ人数での評価でございまして。

その中で、認知度が2以上というのが30%ぐらい、そして3以上というのが20%をちょっと超えるわけでありまして、これにつきましては、認知の度合いの2というのは、ある程度見守りが必要であると、それから認知の3以上というのは、何らかの援助が必要であると、そういう認知については区分でございまして、この方々が大体件数の2,000件のうち54%程度といったようなことでありますから、介護認定審査に上がってくる半数強は、そういう状態にあるということでもあります。

ただ、介護保険制度そのものは、社会保険制度によります社会保障制度でございまして、事業所で受けたサービスの内容が、これは認知に係るサービスだと、そういう区分がございせんので、サービス利用料を払う段階で、認知の部分が何%あるといった、そういった分類はできないということでもあります。恐らく、そういうことであろうといったような推計しか、今のところはできていないということでございます。

○麥田 博稔議員

今の認知症に関しましては、とにかく新しく認知症対策連携強化事業ですか、始まるわけですから、前例がない、先例がないということでいろいろ大変な面が出てくると思うんですけども、やはり町民の側に立ってしてもらうように、これは要望をしておきたいと思います。

それから、12ページの企画費の件ですけども、590万円かけてされるわけですけども、これもやっぱ今後の大きな課題ですよ。先ほど言いました、やはり学校の子どもたちの送り迎え、一般質問でもありました高齢者の買い物支援、その辺までひっくるめて慎重なというか、これもまた委員会の審議にお任せしたいと思うんですけども、やはりこれだけ高齢化が進みますと、いろんなところで困っている方が大勢いらっしゃると思います。一般質問であったように免許証を返納して、非常に交通の便が悪くなって行き来が大変だと。それで、タクシーを利用して、年金が安いもんだから、もう非常に生活が苦しいということも言われてますので、私たちの町の実態に合ったとこにいくように、いろいろ検討をしてもらうように要望しておきます。

それから、先ほどの13ページのし尿処理費についてですが、この修繕料の中に入っていると言われたんですが、この説明書を見ますと、当初の、この700万円ですね、うち、車の関係で200万円ということですが、何も書いてないですよ、これには。投入槽の配管の修繕とか、曝気のプロワとか、攪拌プロワとかですよ、散気プロワ、それと破砕機、中継ポンプ、それから予備潮流の移送ポンプとか、それからいろいろオーバーホールとか。

ほかとなっていますが、そこに入っているんでしょうけど、ちょっと担当課長も変わられたので、当初を組むときの事情は、引き継ぎとかでもこの辺はなかったと思うんですが、あと500万円ということです。

ですから、車が非常にこうして途中で買いかえないかんような、事業が入ったからする、それは結構なことです。電源立地があって、自分のまちの財政を使わんでもできるということは。ただ、やはりここへ来て急に变えないかと、国もこれから財政再建をとかいいろいろ言われてる中で、私たちやっぱ、田舎というか小さな市町村も、国の事業を導入するのももちろんですけど、やっぱその辺は協力もせんないかんと思うんです。

民主党は、今度変わって、今度の選挙、我々、今朝は新聞ちょっとしか見てませんけれども、やはり財政再建に大きく踏み出すとなっています。私たちのまちも、やはり今ちょっと18億円ぐらいあって、ひょっとしたら財調が20億円ちょっとになるのかなちゅうような感じのところまできて、ちょっと余裕があるなという気持ちがしてますけれども、多分また交付税を絞っていくという方向にいくんじゃないかなという気持ちがしますので、やはりその辺はしっかりせないかと。

だから、こういう大きなものはできれば一番最初の当初予算を組むときに、やはり慎重審議して、そしてやると。こうして事業が入ったからやりますって、ありがたいことはありがたいことですけども、やはり自分のまちのあれ。

それから、先ほど私が言った民間委託とか何か、その辺のことが視野に入っているのか。

というのが、これなんか2,000万円ぐらいするんです。ひょっとして民間委託するとなると、私たちのまちは業者がもうほぼ限られてます。だから、下手に小さなまちで指定管理制度をすると、あとで大変なことになるんですよ。町民やいろんな方からは、町内業者にさせろと言われる。それで、町内業者はこの車を買ってまでは、幅が広がらないとできないと。たら、もうどうしても上がっていきます。

こういう機械になってくると、やはりこの前、町長が答弁されましたように、10年とか15年とか20年とかのスパンでもって業者にさせないと、委託料はその車の、結局2,000万円を6年ぐらいで償却するわけですから、それを見てやらないかんということになります、極端

に言う。だから、その辺は非常に慎重な審議が必要だと思うんですけども、やっぱりその辺まで見据えて。

そしてまた話が飛びますが、こういうときは、やはりあそこがそういうあれになってれば、車はそういう都市もありますよね。車は町が買って町のもので、そしてそれを貸して、結局、業務を委託する。極端に言うと、運転手の費用とかそれを公務員から民間に落として給料を下げて、その分が残るという計算されてますけども、やはりここの組み方について、ちょっと話が飛んでいって申しわけないんですが、もしそれがあるんだったら、また委員会なんかでも、その辺も説明をして、十分理解を得るようにしていただくように、これも要望しておきます。

それから、長くなってすみませんけれども、この電算システム。私が心配するのは、この技術評価で4.47で7,000万円差があるからそこになったと言われるんですけども、せっかくするんだったら、この事業者の実績、それからサポート体制及びシステムの操作性。サポート体制というのは、やっぱり後の維持管理だと思うんですね。このシステムの操作性となると、職員の方が使い勝手がいいということになると思う。

だから、これで4.47、先ほど言ったようにくどくなりますけれども、どれぐらいのあれか、専門的には判りませんが、ここがあったら、協力したら、4,000万円ですか5,300万円ぐらいになるというような話でなるんですけども、ここを一番重視するんだったら、やはりその辺も考えてやったほうがいいと。

とにかく、ここのシステムの操作性とサポート体制というのは、私は非常に今後、やっぱり大事になるんじゃないかと思うんですよ。操作性というのは何でか言うと、やはりこれから職員の数も減らしていかんやいかん、何だかんだなってくると。やはり電算を入れることによって、5人でしたのを4人でできるとか、10人でしたのを9人でできるとかになってきたら、判るわけですから。その辺を職員負担とか考えたときにどうかなと思って。

これもまた、委員会の審議にお任せしますけれども、何か答弁があったら。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑・答弁は、できる限り簡明にお願いをしたいと思います。答弁を求めます。

○町長（日高 政勝君）

し尿処理費の車の購入の関係でございますが、これはちょうど購入をしましたのが平成9年、10年ということで、もう既に12年、13年経過をいたしておる車で、老朽化が進んで修繕もたびたび起こるというようなことで今回、換えようということで計画はずっと立てておったわけですが、当初の段階ではまだこの電源立地のいわゆる交付の対象になるのかどうかというのが、なかなかはっきり判らなかつたということでございまして、その辺の照会をして確実に対象になりますよということが判りましたので、今回計上をさせていただいているということでございます。できるだけ、やっぱ金額が大きいもんですから、こういう財源を充てて計画をしていくということにいたしましたところでございます。

財政問題についても、確かに新しい菅政権になりまして、今までと違ひまして若干強い経済、強い財政、強い社会保障ということであらうと上げておられますし、中長期的なフレームの中で財政の健全化するという方向も出ております。

確かに、財政については国がこの計画を進めるとなると、国から見ますと交付税というのが一番大きなウェイトを占めておりますので、今のところではこの計画の中では、選挙前ですから外してありますけど、一般歳出だけを減らすということになっておりますが、恐らくはこの辺の見直しが出てくるんじゃないかと、もう察知をいたしております。

そうすると、かなりやっぱ圧縮がくるのかなと思いますので、先般も県のほうで知事の話からもしまして、できるだけ早い機会に基金をずんばい積んどれというような対応をする必要がありますよというお話もいただいております。

したがいまして、今、決算の状況からいたしましても財調にするようにいたしておりますし、とにかくそういう対応が必要かなと思っておりますので、御指摘にあるような詰めをしていきたいと思っておりますのでございます。

○麦田 博稔議員

財政の件につきましては、車の購入ですね。いろいろ議論はあったんでしょうけれども、やはりこれから、先ほども言いましたように、私たち市町村も国に協力できるところはすると。この車の件につきましては、だから電源立地の交付金が来なかったらもう買わないんだというぐらいのあれがあるんだとしたら、総体的に。ただ、来たらやっぱり換えとったほうが、どうせ修繕代が出てきますから、我がまちにとってはですけども。その辺は、十分配慮する必要があるのではないかなと思います。

それから、先ほどの債務負担行為の件につきましてはですけども、怪文書が出たりいろいろしているようで、私のところへは届いていませんけれども、やはりいろんなことが出るというのは、やはり職員間にも不満があるんじゃないかと思ひます。だから、職員の合意とかそういうのをいろいろなプレゼンテーション、先ほど副町長から説明も受けましたけれども、やはりいろいろなプレゼンテーションをしたときに、ここにも書いてありますようにデモンストレーション評価については、3位であるとか書いてあります。やはりその辺が、あっちがよかったのに何でこっちになったんじゃないかという話も出てくると思ひます。その辺は十分内部でも検討をしていただくように要望をしておきます。

○議長（中尾 正男議員）

答弁がありますか。

○町長（日高 政勝君）

このし尿処理の関係については、今の経営から見ますと、し尿処理だけをとらえますと、十分採算性がとれず。ごみについてはちょっと民間委託のほうがいいのかなという感じもありまして、その辺もしっかりと詰める必要があるかとは思ひております。

直営でやったほうが良いということで、今回も購入の形をとっておりますけども、相対的に、またそのようなところも、十分詰めをさせていただきたいと思ひております。

それから、電算の関係についても、確かに慎重な審議をずっと長い期間していただきまして、電算の職員、あるいは関係の課の職員一緒になって、この詰めをさせていただきました。

ただ、使い勝手とか、先ほどもありました操作性とか、あるいはサポートの関係、その辺もお伺いしておりましたので、その辺も今回引き受けていただくところについて、しっかりとお伝えもしながら、こういう点については、改善できるところはできるだけ改善をしていただきたいということを申し上げていきたいと思ひておりますし、また、今回の決定に至りましては非常に

そういうところも配慮をする必要がございますが、金額的にやっぱり7,800万円も差があったら、これをなら操作性が幾らいいものと言ったとき、7,800万円も高い差があるのをどういうふうにクリアして説明できるか。

操作性が7,800万円に値すればいいんですけど、そこら辺のクリアというのが、例えばこうして議会にお出ししたときに、果たして認めていただけるのかもありますので、やっぱりこういう厳しい財政状況の中では、ある程度操作性はいろいろあったにしても、こういう金額的な差というのは、現実的にある以上は、あとは今引き受けをしていただいた業者のほうに何とか努力をしていただく。そこは、要請をしていきたいと思っているところでございます。

とにかく、この町内でもいろいろ御努力をいただいて、結果的にこういうようになったことに対する不協和音が出ておるといようなことでございましたので、そこは決まった以上は「ぶつぶつ言うな」といようなことは、私のほうからも言いたい。

○木下 賢治議員

16ページ、商工費の関係ですけれども、先般、観光協会の理事会の中でこういう事業があるということで、400万円の県の補助をもらって推進事業をされるということですが、この事業内容の説明と、やはり県も新幹線開通して、鹿児島県の観光というものを推進しようという意味合いの中で、やっぱりこういう予算を上げられたかと思うんですけれども、その事業をより有効に推進するために、町費をプラスして事業内容の拡充は考えられなかったのか、伺いたいと思います。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

16ページの委託料の観光キャンペーン推進事業の件につきまして、御説明をさせていただきます。

観光キャンペーン推進事業として今回400万円を計上しておりますが、県のふるさと雇用再生特別基金事業ということで、雇用対策の関係で基金事業でありまして、また町直轄では使えないという事業でありまして委託するということになっております。

そうすることで、観光協会のほうに委託して、今回は新幹線の全線開通に向けた関係機関団体、商工会、それから観光協会、旅館組合、商工青年部、女性部とか、それから通り会等を入れて対策委員会を設置したいと、この観光協会の特別対策委員会を設置したいと考えているところで。

その委員会の中で、町巡りのマップ、それから旅館マップ、それから観光ポスターの作成、それから町の特産品になり得る名物料理、それから関連イベントの検討、それから地域ブランドのPRや販路拡大、こういうものについて観光プランナーを雇用して、観光プランナーといいますと、企画そういうのを立案する方ということですが、職業安定所を通じてですので、そういう方がいらっしゃるかとは別にいたしましても、一応そういう方を雇用いたしまして、そして積極的に、幅広く事業展開をしていきたいということで、今回計上しておるところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

課長、町が上乘せする考えはないかという質問ではなかったのかという。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

この事業が、とりあえず、必要経費については全部雇用基金の中でできるということでございまして、観光協会に町で今助成をいたしておりますが、190万円ほど。この経費がまだ、こちらのほうで使えるということになりますので、その分190万円の中をうまく観光協会の中で、また使えるようになりますので、ちょっと判りにくいかかもしれませんが、今やっているお金がうまく活用、観光協会自体のものに使えるようになりますので、そういうことで御理解いただければと思っているところで。

○木下 賢治議員

観光協会の予算をどうこうというつもりはないわけですが、私が思うのは、本当に200万交流人口を目指す我が町の中で、やっぱり町長も当然考えられておるとは思うんですけども、新幹線開通してまちを売っていかうという姿勢の中で、観光行政というものに力を入れていただきたいという思いがあってこういう質問をするわけなんですけれども。

事業内容として、そういう外部委託をする制度になっているという説明ではございますけれども、当然、事務局は商工観光課の中でもあるかと思しますので、やっぱり執行部とも、そこら辺の情報を、連携をとってプラスアルファすることによって、まちを売り出していく、活性化を生み出していくという手立てを希望するものですから、こういう質問をしたわけです。

所管外ですので、質問したわけですが、所管の委員会で十分検討をしていただきたいと思いますし、町長の考えとして、こういうキャンペーンに対する考え方を伺えたらありがたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

来年の春の新幹線の全線開通ということで、非常に絶好のチャンスが訪れるというふうに受けとめております。したがって、私どものまちについては内陸のところでありますので、出水駅、あるいは薩摩川内駅とのアクセスをどういうふうにしかりと築き上げながら、こっちの内陸のほうに入り込んでいただくかという手立てが必要であるかと思っております。

したがって、出水市それから薩摩川内市のほうともそういったことをお話をしてございすし、そしてまた北薩振興局についても、このことについては一緒にやって取り組んでいこうというようなことでございすので、お互いに連携をしながら取り組みをする必要があるかと思っております。

したがって、商工観光課のほうにもできるだけ、こっちは観光協会を主体になって、関係機関とまた一緒になって進めますけれども、やはり町としてももっともっとアピールをする機会をしたほうがいいんじゃないかということをお願いしてございす。

例えば、出水駅、あるいは薩摩川内駅、そして中央駅、そのあたりに、あるいはほかのところも結構でございすが、大型のポスターでもつくって、こっちはこうこういうルートがありますよというぐらいにアピールするような、インパクトのあるポスターをつくったり、すべきではないかということをお願いしておりますので、今後こういったキャンペーン推進事業がありますので、その中でもいろいろとまた関連して協議をいただきまして、そういう効果的な推進ができたらと思っております。

○平八重光輝議員

電算システムは、委員会は私のところですので、余り詳しくは聞きませんが、基本的なことを1つ2つお尋ねします。

先ほどからありますように、このシステムはもちろん金額も大事であります、操作性や取り扱いやすさ、データの投入のしやすさ、あるいは加工データの取り出しやすさなんかが非常に大切にあります。

先ほどから町長の答弁の中で言われておりますが、7,000万円のお金は非常に大きいので、操作性等がよくてもなかなか難しいではないかというお話ですが、ただその7,000万円の内訳についてちょっとお尋ねいたします。

1,100万円がシステム更新で差がありますが、7,000万円のうちの6,179万3,000円は、そのデータの取り出しと書いてあるんです。これも現在の業者の取り出し料です。私は一般的な話をさせていただきますと、非常に、ものすごく異常に高いです。

新しくデータを入れるのであれば、あるいは2万4,000人分のデータを入れるのであれば、6,000万円と言われても、若干高いのかなという気はしますが、現在入っとるデータを取り出すのに6,000万円もかかるというのは、私は非常に高過ぎるとしか理解できません。

だから、これ算出された算出データはしっかりとってあると思いますが、委員会のほうには是非これを出して、説明はここで、できればここで説明をしていただきたいと思います。

それともう1つは、以前のもう10何年、20年前からのシステム導入の一番の欠陥というか、あったのが、例えばゼロ円で入れるというようなものもありました。ただし、それは何で元を取るかというと、あとの更新なんかで全部金を取るわけです。だから、5年間の法律等の改正によって、システムの変更といえばシステムの変更もありますが、例えば数字を1つ入れかえるようなシステムの変更もあるわけです。そういうような金額についても、同じぐらいの金額なのか確約をとってあるのか、2点だけお尋ねします。あとはもう委員会でお尋ねします。

○副町長（和気 純治君）

データ移行費の6,100万円でございますが、これにつきましては、業者のほうから内訳ももらっております。その中は、ちょっとここに持ち合わせしておりませんが、必要であれば委員会のほうにもお示ししますが、それぞれの業務ごとに、工数とか人数とかそういうのに単価を掛けまして、それぞれの業務ごとにデータの抽出の経費を算出してございます。

これにつきましても、5年前のときにも、実際このような形で、やはりメーカーをかえるということになりますと、どうしてもこのようなデータ移行の経費というのが必要になりますので、これは避けて通れない経費であるということで考えております。

特に、本町の場合には、旧宮之城町時代からの基幹系システムでございまして、独自のシステム構成になっておりますので、どうしてもそのシステムの内容といいますか、データの持ち方とかというのが、非常に独自の部分がございまして、そういう意味でメーカーとしましても、別のメーカーにデータを出すとなると、かなりの工数が要ると。単純にただ1回、ポンと出せばいいということではなくて、システム全部、データの持ち方、それから並び、そして大きさ、そういうのも全部チェックをしますし、それをいつの時点のデータか、そういうのをまず1回全部チェックをしまして、そのあとテストで1回抽出をしまして移行作業を行います。

また、その間も全部データというのは動いていきますので、毎日、そこいらもありますので、テストをしたあとで、全部チェックをしまして、そしてまたあとで最終的に確認をするということで、簡単にただ1回抽出をすればいいということでないということは御理解いただきたいと思います。

そういうことで、5年前にも、このデータ移行費というのは3,100万円程度やはりかかっているということでございます。

それから、今後のシステムの変更の場合の経費ということにつきましては、特に今回の場合には、確認をいたしております。そうしましたときに、今回の行政システムが言われますのは、基本的には今後、例えば税の関係で基礎控除とか、そのような基礎数値が若干変わったというような形での変更の場合には、基本的にはサポート料しかもらわないと、変更料等はもらわないという考え方でございます。

そして、大きな制度改正がありまして、国のほうからそういうシステム改修について、国から補助といいますか、交付されるという場合には、その範囲内でのまた全体のユーザーサイドを勘案しながら、横断で改修をしていくということで、通常の改修については、もうサポートの料金だけでいいというようなことで、そこいらも評価されているというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

ただいまのシステムの件なんです、1点ほど。その操作性と7,800万円を比較して、このシステムを選んだということですが、今後、その操作性を向上させるために、7,800万円を超えるようなまた予算が必要であるというような、そういう、私もそのシステムに詳しくございませんので、この1点だけ聞いておきたいと思います。

○副町長（和気 純治君）

7,800万円の差といいますのは、今もありましたように、システムの最初の5年間の経費の分が1,700幾らですか、それとあとはデータ移行の関係合わせて7,800万円というような差になっています。これは5年間の、言えば経費を総合的に比較したときに、このような差になったということでございます。

そういう意味で、逆にシステムの操作性の部分は、デモストレーションの中でそれぞれ50人の職員が評価をしております。その中で、小さいといいますか、細かな操作性につきましては、またメーカーのほうにぜひ職員はもう3社のシステムを実際操作したわけですので、それぞれのまたいいところというのは、当然職員はもう判っておりますので、そういう部分はぜひ今後システムの運用の中で取り入れていただきたいということで既にもう要請もしております。

それについて、またシステム全体をいじるとなりますと、今後はパッケージになりますから、すべてのパッケージをいじるのか、この本町だけになるかというのが、まだ判断はあるというようなことでしたが、基本的には、やはり職員の要望といいますか、そういう意見というのは、今後也十分、会社としては反映していきたいという考え方を持っています。

○岩元 涼一議員

このシステムの最初の投資、6,000万円ぐらいですか、システムを移行させるため、それは別な会社であっても当然必要になってくるというような、その金額が小さいからということなことなんだろうと思うんですけれども、そこについては操作性等の関連性というか、そこら辺ちょっと。ですから、あとあと、その操作性を向上させるためにまたお金が必要ですよというようなことはないかということです。そこを1点だけ。

○副町長（和気 純治君）

今もありました今後システムの操作性を向上するための経費というのは、今のところ必要ないというふうに。要望の中で、会社全体がシステムパッケージを修正をしていくということで、それで特に、別個にまた経費が必要になるということはないと思います。

○新改 秀作議員

委員会が違いますので、1点だけお伺をします。

18ページの小学校管理費の特認校児童送迎業務、それから通学費補助、これに関係ですが、バスの便がなくタクシーになるわけですが、これはよくわかるわけですが、ちょっと教育長にお伺いしますが、基本的に今まで長く教職員をされて子どもたちは歩いて通学するものだ、と、教育長はどんなふうにお考えで、今までされてきたか、今の方針を、この辺をちょっとお伺いたします。

○教育長（東 修一君）

やはり、基本的には通学区域というのを定めてございますので、発達段階に応じて距離等がありますので、歩いて通学するのが原則であろうというふうに考えてはおります。ただ、子どもの身体の発達、病気といいたしましうか、身体の状態とかいろんなのがございますので、一概に歩いてということは言えませんが、改めて特認校をあれますと、これは非常に通学距離が長く、あえて校区内を越えていくわけですので、これはもう今まで町のほうで子どもたちの安全のことを、そういうことを考えてやられたんだろうというふうに思っております。通学域内での通学につい

ては、基本的には歩いて行ける範囲の距離であろうと思いますので、そのように考えております。

○新改 秀作議員

私もそう思いますけど、後輩の連中には学校に歩いて行かせというような指導をしているわけでございますけれども、通学補助をもらってタクシーで来るわけですね、子どもたちが。それで、私がいつも気になっているところがあるわけです。

今の中学校の校長先生が、今、毎日ずっと学校に就任して立っていらっしゃいます。旗を持ってやっています。

すると、子どもたちは、その先生をタクシーでヒューと越えて校門の入り口で降ろされます。先生はまだこっちの交差点の辺にいて、あいさつこだま運動もちろん大事だから、あいさつを「おはよう」とやっております。

そういう流れの中で、ある方ももちろんそういうこともおっしゃるんですけども、そういう子どもたちをタクシーで。それは通学が遠い、大変ですけども、手前で降ろして歩かせてするあれは考えられないかというのをちょこつと言われた方がいらっしゃいました。私もそれだったらタクシー会社までいって、あと歩かせてしたほうが、そういう思いがあったもんですから、これをお伺いしたんですけども。

そこにまた、校長先生が、一生懸命、朝毎日欠かさず、きょうもおいやるねえ、きょうはあっちの交差点においやるねえ。ですから、その姿を見てですね、あそこでやっぱり私が連携、校長先生と、そういうあいさつの中で、子どもたちの教育にもなると思ったものですから、こういう質問をしたんですけど、教育長はいかがお考えですか。

○教育長（東 修一君）

この前、舟倉議員のほうからも、この役場の前で再三車を降りているのがおると、そういうこと。それから、今おっしゃいますような規範意識、あるいは礼儀、そういうことも含めましての質問であろうと思いますが、おっしゃいますとおり、基本的には普通の子どもたちが通学できる範囲のところに車をとめて、そこから歩かせるのが原則であろうと思いますけれども、やはり遠いところから来る人は、家から出る時間と学校までの時間というのは、ある程度、相当時間がかかると思いますので、やはりできれば、せつかく送迎をする場合は、学校の近くまで来ているんであろうと思います。

それで、あいさつの問題と、また車の送迎の問題というのは、また少し観点が違うんじゃないかと私は考えております。ただ、あいさつをするとかそういうこと、それから校長が毎日補導をしておりますが、これはもう子どもたちの実態をつかむためにやっております、もちろんあいさつの励行とか、そういうのを見るわけですが、総体的な子どもの実態を見るためにも出ておりますので、そういうことを含めながら、また今後どういうふうにすべきであるかということにつきましては、今回はこの予算は区分の変更は認めてもらいまして、今後また細かなことにつきまして、そういういわゆる通学意識、規範意識、そういうことを含めましては、また今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

やっぱり、家のすぐ玄関からタクシーで乗ってくる子もいるそうです。そういうのもやっぱり住民は見ていますから、あんな教育でいいのかなとか、いろいろそういうのを聞きますので、なるべく御検討を要請しておきます。

○教育長（東 修一君）

1点だけ、今回、学校の適正化で回りましたときに、小規模の学校から、もうそういう方向が決まれば、小規模の学校はどうてもいいのかというような意味の質問も出ております。

したがいまして、小規模校がある、あるいは遠いところがある、現存する間は私どもも精一杯いろんなことをしてやりたいと。家の前であろうがどこであろうが、精一杯、小規模であろうが、普通の学校であろうがやりたいというふうに思っておりますので、そのところは御理解をいただきたいというふうに思います。

○桑園 憲一議員

所管が違いますので、1点だけお伺いします。

一般会計の3号補正の12ページですが、企画費の中の無線システム普及支援事業、地上デジタル化に伴いまして、二渡と薬師地区の普及支援事業ということですが、今後、町内にこういう支援を求める地区が出てくるのか、あるいはもうこれで終わりなのか、そこあたりを掌握していれば教えていただきたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

新たな難視聴の対策ということで、今、デジサポのほうで協力をいただきながらしておりますが、現在把握しておりますのは、10地区の要望というか、難視地区を把握しております。10地区で241世帯ということで把握をしておりますが、これらの世帯、あるいは地域については、共聴施設の新設であったり、あるいは高機能のアンテナの対策であったりということで、デジサポのほうと協力をしながら、できるだけ負担が少なくなるような処置をするようにしておりますが、今後まだまだPRもしなければいけないということで、広報紙等でPRをしながら、来年7月24日に映らないという世帯がないように、我々としても努力をしていきたいと考えております。

○平八重光輝議員

ただいまのデジタル化に対して、町長に対してちょっとお尋ねというか、ぜひやっていただきたいんですが、実はこの補助をいただいて工事をいたします。いたしますが、3万5,000円は基本的にはお金を出さんにやいかんわけです、工事費を。そういう中で、ほんなら工事をしたからテレビを、デジタルをすぐ見れるかという見れません。テレビを換えるか、チューナーをつけなければ見ることはできないんです。

そういう中で、先日、新聞に生活保護家庭以下の収入の家が全国で229万世帯と書いてあったですか。我が町に何世帯、何百世帯あるかは判りませんが、こういう方にたくさんの金額の負担を強いるわけです。そういうのを何とか、せめてチューナーの6,000円ぐらい、5,000円ぐらいですが、補助ぐらいは考えられませんか。

形の違う増税だと、私は今、総務省とけんか、けんかというか話しをしておりますが、何回も電話した中で、生活保護家庭にはほんなら出しますという返事をいただきました。そのようになりましたが、私が言ったからということじゃないかもしれませんが、しかし生活保護家庭以下の収入で生活される方がたくさんいらっしゃいます。そういう方には全く何もありません。

私は、全国の市町村長、県知事に声を上げていただきたいと新聞にも出しましたが、残念ながら載りませんでしたけれども。やはりそういうことまで考えるのが、ひとつの行政の暖かい政治の一つではないかと思いますが、町長はその辺はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、このデジタル化がどうして始まったのか、よう意味が私も判りませんけども、確かに中にはそういう世帯もあるのではないかと思います。今、町内にどのような状況になっているのか、まだ実態も把握をしておりますので、そういう状況を把握ができれば、民生委員とか、いろいろ通じながらまた調査をしてみたいと思っております。

それについて対応ができるかどうかについても、そういう状況を踏まえた上で考えていきたい

と思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から6月21日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△日程第8「発議第6号 口蹄疫の感染拡大防止策と支援 対策を求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「発議第6号 口蹄疫の感染拡大防止策と支援対策を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

ただいま議題となりました「発議第6号 口蹄疫の感染拡大防止策と支援対策を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります意見書案のとおり、本年4月に宮崎県で発生しました家畜のウイルス性感染症口蹄疫は、一たん終息が見えてきたかのように思えましたが、6月9日以降、さらに新たな感染地区が県境で確認されるなど、いまだにとどまるところを知らず、本県でも感染の脅威にさらされております。

本町においても、えびの市での感染確認以降、畜産農家への消毒の徹底を呼びかけ、自主的に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒作業を実施するなど、防疫体制の強化に努めているところであります。

しかしながら、宮崎県はもとより、本県においても各地で競り市が開催されないなど、事態は長期化、深刻化し、畜産農家が抱える不安と心労は限界に達しております。また、このことは、畜産を初めとする農業関係者はもとより、商工業関係者などに与える影響もはかり知れないものがあると予想されます。

このようなことから、本町議会では、口蹄疫の迅速な発生原因の究明と感染経路を特定するとともに、徹底した予防策や必要な財源措置が講じられることを初めとする4項目について国に要請するため、衆参両院並びに内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第6号 口蹄疫の感染拡大防止策と支援対策を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月29日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時29分

平成 2 2 年第 4 回さつま町議会定例会

第 4 日

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

平成22年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成22年6月29日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企業誘致対策室長 湯下吉郎君	水道課長 脇黒丸猛君
商工観光課長 赤崎敬一郎君	建設課長 三浦広幸君
介護保険課長 中村慎一君	
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
農政課長 平田孝一君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 2 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 2 議案第 4 3 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 4 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 5 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 6 号 権利の放棄について
- 第 6 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 9 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採
択要請について
- 第 1 0 発議第 7 号 3 0 人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）
の提出について
- 第 1 1 報告第 4 号 平成 2 1 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 1 2 報告第 5 号 平成 2 2 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
（第 1 号）について
- 第 1 3 議員派遣の件
- 第 1 4 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第2「議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第3「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第4「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第5「議案第46号 権利の放棄について」、日程第6「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第7「議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第7「議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第42号 さつま町課設置条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、災害に備えた防災対策や口蹄疫等の感染症対策等、幅広く危機管理に対して効率的な対応を図るため、安全安心対策室を課に昇格し現在の15課を16課にしようとするもので、非常時の指揮命令系統を一元化し一層強化しようとするものであります。

質疑の中で、安全安心対策室の職員が危機管理の研修を受けたことがあるかと質しましたところ、県の研修センター等で実施される危機管理に関する研修への参加実績があるが、今後も機会を十分に与えていきたいと考えているとの説明であります。

次に、「議案第43号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、過疎自立促進特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

基幹系電算システム更新のための債務負担行為の設定について、今回のシステム更新に伴うデータ抽出経費の見積額は妥当と考えるかと質しましたところ、今回の更新作業を進めるにあた

って、システム更新をした自治体を何箇所か研修をさせていただいた。その中で南九州市について、3町が合併した市であるが、そのうち旧川辺町分のデータ抽出を行政システム九州が行い、その経費が5,600万円程ということだった。今回のデータ抽出経費の見積額については、当初高額であったため、内容を精査し6,179万3,000円まで額を下げてもらった。先進地でも実例があり、妥当な金額ということで判断したとの説明であります。

委員からは、今回交渉されて金額が下がったということは、非常に良いことだと思う。少しでも安くなるように交渉術を勉強してほしいとの意見が出されました。

歳出の2款1項、総務管理費の中で、町地域交通活性化協議会の委員について、どういった方が地域の代表として入られるのかと質しましたところ、委員はオブザーバーまで含めて17名である。地域の代表については、柏原区、時吉区、求名区の公民館長である。その他の委員はバス事業者の代表や、地元のタクシー事業者、さつま警察署交通課長、さつま町商工会長等が委員である。オブザーバーとして、九州運輸局鹿児島運輸支局企画専門官、鹿児島県企画部交通政策課地域交通係長に委嘱しているとの説明であります。

委員からは、協議会に参加される方は、自動車運転免許を所持されている方がほとんどだと思う。地域の実態を本当に把握して参加していただかないと、交通手段をもたない方々の意見は、十分に分かっていただけないと思う。以前もコンサルタントに委託して調査したが、実施できなかった経緯がある。貴重な財源を使ってやる以上は、住民の意見を反映してほしいとの意見が出されました。執行部からは、平成18年2月に地方交通対策基本計画書が作成されたが、運行まで繋げられなかったということが反省点である。今回は地域の実態を詳細に把握するためアンケート調査を3,000サンプル実施し、このデータをもとに協議会では、交通弱者の皆さんがどのような対策を望むかということまで含めて十分審議し、どうあるべきか協議してもらおう。その後計画を作成し、3年間の実証運行事業を実施したいと考えているとの説明であります。

次に、無線システム普及支援事業補助について、地デジ化が実際どこまで進んでいるのか、行政として把握する必要があるのではないかと質しましたところ、特に懸念しているのは、これまでアナログ放送を視聴できていたが、デジタル化されると視聴できなくなる隠れた難視聴地域があるのではないかとということである。これを掘り起こすために広報紙等で啓発をしていきたいとの説明であります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査過程の概要について申し上げます。

まず始めに、「議案第45号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、本年9月1日から宮之城中学校を旧宮之城高等学校跡地へ移転することから、同校の位置を改めるものであるとの説明であります。

質疑の中で、移転により懸念される通学途中の交通事故等防止対策についてどのように検討しているか質しましたところ、すでに新しい通学路も現地調査してまわったが交通事故が一番懸念されるところであり、徒歩、自転車、自動車など登下校における通学のルール作りが必要ということで、学校と連携して検討を進めている。

その中で、夏期休業中の8月20日の出校日は、移転先の新しい校舎へ試し登校させ、その状況を確認し課題を整理していきたいとのことであります。

次に、移転後に残る現在の中学校施設の対応について所管課の考えを質しましたところ、新しい施設の台帳整備を来年5月に行うことから、これと同時に位置変更の手続きを行う。今後、用途変更や解体、譲渡なども考えられるが、その時点で文部科学省への財産処分の手続きが必要になる。

なお、跡地の利用については、グラウンドは各種競技の大会や合宿で利用できると思っているが、校舎等は今のところ利用は考えていない。解体するにしても相当な費用がかかるとのことであります。

次に、「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分についてであります。

質疑の中で、4款2項、清掃費に補正計上されたし尿汲み取り収集車の更新については説明の中で、小型車と中型車を各1台更新し、あわせて中型車1台を処分して現在の6台体制から5台体制へ変更するとのことであるが、更新車両の予算内訳を質しましたところ、小型車は約770万円、中型車は約1,060万円であるとのことであります。

次に、10款2項、小学校費で補正計上された特認校児童送迎経費の組替え補正については説明の中で、対象児童の減少に伴い平成19年度以降タクシー会社に委託してきたが、タクシー料金はどの業者も同じという意見や九州運輸局にも照会した結果、同業務委託を見直し通学費補助の中で送迎費用を補助するよう規則を改正したとのことである。これに対し、今後の推進の考え方を質しましたところ、特認校児童送迎に係る個人負担については、もう少し負担を求めてもよいのではという意見もあることから、来年度以降見直す方向でいる。

なお、本制度は学校適正規模等検討委員会答申の中で、学校統合がなされたときには廃止するという答申が出されているとのことであります。

次に、「議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

説明の中で、今回補正により新たな国の認知症対策である医療と介護の連携強化を図る補助事業に取り組む。国の指定を受けた医療機関と地域包括支援センターの中に担当職員を置き認知症対応の連携を図るというものである。県内では宮之城病院を含めて4つの病院が指定を受け、この事業に取り組むとの説明であります。

質疑の中で、宮之城病院においても認知症治療に対応されているのか確認しましたところ、現在、県内には認知症サポート医という資格を持った医師が21名おり、宮之城病院の院長もこの資格を持って対応されている。

なお、そのほか町内では立志病院及び木原医院の院長も認知症相談医という資格を持って対応されているとのことであります。

以上のほか、審査を通して説明を受けた以下の2点について改めて町長の考えを質したところであります。

まず1点目に、宮之城中学校のスムーズな移転に向けた対応を改めて質しましたところ、移転に向けては学校や教育委員会においていろいろと準備を進めているが、グラウンドは8月の盆過ぎまでには国土交通省のほうで整備していただくことになっている。校舎の一部改修についても、7月下旬には済む見通しである。

その中で、生徒の通学途中の安全面をどうするかということが一番重要と考えている。現在、徒歩通学者が212名で65%、自転車が46人で14%、バス通学が14名で4%、自家用車送迎が56名で17%という状況のようであるが、通学路の整備については今年の予算の中にも計上しており、また今後においても安全策を講じていきたい。

とにかく学校の間所が変わるということで、生徒、保護者、先生に対してはもちろんのこと、あわせて近隣地域の方々にもいろいろと協力依頼等が必要になると思っている。事前に説明しながら御理解いただく努力をしていきたいとの答弁であります。

次に2点目として、移転後に残る現在の中学校の管理、跡地の利用問題を改めて質しましたところ、すでに関係課で検討を進めているところであるが、校舎は特に老朽化が進んでおり利用は難しい。ゆくゆくは解体せざるを得ないと思うが、試算では1億8,000万円はかかるようであり、しばらくそのままにしておかざるを得ないと思っている。

防災防犯上必要などにはフェンス等をしながら、具体的な管理や利用については、今後話しを進めていきたいとの答弁であります。

このほか最後に、宮之城中学校の移転に関して、学校設備、あるいは通学路など移転後も改善すべき点が出てくると思われることから、迅速かつ確実な対応がなされるよう、委員会として要望したところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審議を行った結果、「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分、以上の議案2件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第46号 権利の放棄について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第44号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、平成22年4月1日付の公民会合併に伴い、鶴田中央簡易水道事業の給水区域の公民会名を改めるものであります。

次に、「議案第48号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

7款1項1目、商工総務費の需用費126万円は、県の地方消費者行政活性化基金を活用して実施する事業で、高齢者を対象にした個別訪問販売や振り込め詐欺防止など消費者被害未然防止のためのシール6,000枚を作成するものであります。

3目、観光物産費の委託料400万円は、新幹線全線開通と合わせた観光キャンペーン推進のため、町の観光協会に事業を委託するもので、主なものとしては、観光プランナー設置に係る人件費が9カ月分で205万2,000円、パンフレット等の作成90万1,000円、その他事務補助賃金、旅費等であります。

観光プランナーの選定方法について質したところ、できれば町内でこれにふさわしい方をハローワークを通して募集したいとのことであります。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業は23年度までの事業とのことであるが、引き続き取り組む考えがあるのか質したところ、可能ならば来年度までの1年9カ月掛けて、さつま町の観光事業を軌道に乗せられればと考えているとのことであります。

4目、物産観光施設費の委託料300万円は、鶴田ダム管理事務所とその周辺施設の除草、清掃及び流木有効活用のための加工や施設点検等を実施するためのものであります。

次に、11款1項1目、農地・農業用施設災害復旧費は、5月23日の集中豪雨により被災した農地等の災害復旧事業に要する経費で、工事請負費5,600万円の内訳は、農地が15件で1,900万円、農業用施設が26件で3,700万円であります。

2目、林道施設災害復旧費の中の工事請負費800万円は、林道北薩2号線及び平江線の法面崩壊の復旧工事に係る経費とのことであります。

次に、11款2項1目、道路橋りょう河川災害復旧費の中の借上料50万円は、道路災害により崩土があった場合の土砂撤去に要する経費、工事請負費3,000万円は、道路5件、河川8件の災害復旧工事に係る経費であります。

次に、「議案第46号 権利の放棄について」であります。

本案は、平成3年度に宮之城屋地本町事業協同組合が、商店街環境保全施設等設置費補助金等を活用し取得した財産を、川内川河川激特事業による移転先として譲渡したことにより、町に対する返還金が生じた。しかしながら、同組合の現状は、組合員数の減少や高齢化により厳しい運営が予測されるという理由から、この返還金の一部、138万3,248円について権利の放棄をしようとする内容であります。

審査にあたっては、参考人として同組合の理事2名の出席を求め意見を聞いたところであります。

参考人に対する質疑の中で、駐車場の売却を決定した理由については、売却の相手方が国道沿いや市街地を移転先として求めている中で当組合に打診があり、組合としても組合員数の減少や今後の運営等を考慮したとき、今回売却することが最後の機会と捉え決定をしたとのことであります。

また、返還免除を求めた理由については、今回の処分により全て清算をすることとしながらも組合は継続したいと思っており、今後の組合運営やアーケードの改修等が予想されることを考えたとき、幾らかの自己資金を残しておきたいとのことであります。

さらに、今後の駐車場等の必要性和対応については、なくなったことに不便は感じているが、最近商店街も空き地が増えてきており、そこを利用して個人で駐車場を確保する傾向にある。トイレについては、高齢化も進む中で必要性は感じているので、今後検討すべき課題と考えているとのことであります。

最後に、組合員預かり金返済金約2,600万円の内訳について質したところ、預かり金とし

て返還すべき金額が11名分で1,144万2,200円、出資金として返還すべき金額が13名分で349万7,000円となり残金が残ることになるが、この中には本来あるべき資産である土地代も含まれているとのことでありました。

最後に、次の3点については、特に町長の見解を質したところであります。

まず、第1点目は、「観光交流推進事業に係る今後の具体策について」であります。

来年春の九州新幹線全線開通を観光交流推進における好機と捉え、単独町ばかりではなく、広域的な連携体制で取り組む必要がある。内陸部への集客を図るためには、本町の豊かな自然、温泉、ダム、広域公園などを生かした個性的で魅力ある企画づくりが必要で、観光夢大使、観光プランナー及び観光に携わる関係機関等とも十分連携し、PR方法や誘致に関する具体的な準備を進めていきたいとの答弁でありました。

第2点目は「今後の商店街の活性化について」であります。

商店街の振興を考えると、現在は大型店舗の進出により、ひとつの店でほとんどの品物が購入できるようになった。それに対抗するためには、消費者ニーズにあった個性的な店舗経営が求められる。基本的には、各店舗が個性やいい意味での差別化を図りながら経営感覚を高め、努力することが必要だと考える。行政主導でやることは難しい面があるが、店舗改造の足掛かりとなる助成制度も復活したので、これらも活用していただきたい。商工会においては、スタンプ会、百縁祭など個性的な取り組みもされているので、さらなる充実を図ってもらいたいと考えているとの答弁でありました。

第3点目に「権利の放棄に関連する三者交渉時における町の関与について」であります。

基本的には当事者ということで、国土交通省、神園氏、事業協同組合での協議がなされている。災害復興対策課を設置しているので、土地の関係については国土交通省と協議をしながら進め、若干町としても相談をした経緯があるが、建物に関しては2者間での話であり、町が関与する立場にはないと考える。

また、組合員預かり金返済金については、土地を購入する時に出資をされたわけであるので、当然処分をした場合は返すべきであると思うし、アーケードについても残った方で維持管理をしていかなければならない。これらのことを参酌して今回の件に至ったとの答弁でありました。

なお、「議案第46号 権利の放棄について」に関しましては、三者間の交渉において契約金額を決定する過程で事業協同組合の内情を理解してもらふ余地があったのではないかと、今回の補助金については全額返還し今後新たな事業を展開するときに助成を求めるべきではないかと、という趣旨の反対討論がなされました。

また一方、今後事業協同組合でアーケード等の維持管理をしていくとなると、ある程度の資金と運営費が必要であり、返還金免除の申請をされたということは、参考人の意見を聞く中においても財政的に厳しいものがあつてのことだと考える、という趣旨の賛成討論がなされ、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定したことを申し添えます。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、「議案第４２号 さつま町課設置条例の一部改正について」から「議案第４５号 さつま町立学校条例の一部改正について」までの議案４件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案４件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第４２号 さつま町課設置条例の一部改正について」から「議案第４５号 さつま町立学校条例の一部改正について」までの議案４件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第４６号 権利の放棄について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。議案第４６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。よって、「議案第４６号 権利の放棄について」は可決されました。

次は、「議案第４８号 平成２２年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第４８号 平成２２年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第４９号 平成２２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり

り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第49号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第8「議案第51号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第51号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第51号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について提案の理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、口蹄疫対策事業費に要する経費を補正しようとするものでございます。終息の時期が当初見込んでおりました6月から7月までずれ込むという状況になっておりますので、必要な消毒液の補正等について行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,928万9,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第51号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

2点ほどお伺いしておきたいと思いますが、ただいまの説明で寄附金の一部、536万ということだったんですが、総額で今までに大体どれぐらいのものが集まっているのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、こうして口蹄疫が非常にはびこっているというんですか、被害が甚大に宮崎県を初めなっているんですけど、私たちのまちにも非常に商工業を中心に影響が出ています。例えば、壮年ソフトの中止、ホテル舟の休止、それから春祭り、それから合宿自粛、いろんなことで影響が出てくると思うんですけれども、その辺の実態を把握されているのか、把握されたらまたどれぐらいの影響が出ているものか。もしされていなければ、今後その辺の実態調査される考えはあるのか。

というのが、新聞報道等によりますと、非常に畜産業だけでなく、その影響で多大ないろんな影響が出ているという新聞報道等があります。それで、実際私たちもう町内でいろんな関係者の方等に聞きますと、ホテル舟なんかもう、ただホテル舟に2千何百人は来なくて、1人

1,500円でという計算で、何百万かというような計算をしていたんですが、やはりホテル舟に乗って帰りに食事をしたり、行く前に食事をしたりと、私は湯田ですけれども、その辺のお客さんの減少、旅館等でもですけれども、非常にやはり聞いてみますと大きなものが出てると。

それで、いろんな町内のこういうイベント、先ほど言いましたように、壮年ソフトからあって、したことでいろんなところに影響が出ているということです、町長にこの点をお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

まず1番目の寄附金の関係であります。非常に町民の皆さん方の、あるいは個人、団体の皆さん方の温かい御理解と御協力をいただいております。消毒の関係につきましても、直接、議員の皆さん方を初め鹿児島県とか、あるいはJA、共済組合、御協力をいただいております。寄附につきましても、今回計上いたしましたのが536万円でございますが、先ほど申し上げたとおりであります。

これまで5月24日から寄附を受け付けておりますけれども、今回計上いたしましたのは5月31日以後の分でございます、それ以前に24日から26日までいただいたものがございます。7件ですか、33万3,963円ということになります。

今回の予算計上を合わせますと569万3,963円ということになりますが、この予算も計上をいたしました後も4件ですか、寄附をいただいております。15万ぐらいになるようでございます、残りが。予算計上した後でまた寄附をいただいておりますので。

総額584万3,963円ということになるようでございます。今後、予算の措置については、歳入の関係ですから、受け入れは町のほうにいたしまして、今後終息の状況がわかりませんが、受け入れをしながら、後はもう財源組み替えという形になるのかなと思っております。今後必要によっては競りの関係が延びるということでもありますから、これらの経費もまだ出てくるのかなと思っております。そういったこと等へまた財源として充てることも必要かなと思っております。

あと、商工業の影響の関係であります。もちろん行事、イベント、あるいは会合等について、6月のえびのが解除になるまでは自粛をしていただきたいということで、各地区、あるいは団体等のほうにも呼びかけをして御協力をいただいたところでございます。

そういうことで、商店街、あるいは飲食店、旅館・ホテル、あるいは弁当の仕出し屋、そういうところにお客さんが結局動きがないということで影響があるというようなことでございます。

これは、実態の調査まではいたしておりませんが、地域経済にもそういった影響が出ているということは十分受けとめておりますし、これについては終息の段階で、今後何らかの地域経済のいわゆる回復のためのいろんな対策というのは、打っていく必要があるのかなと思っております。この辺については、また今後終息の状況を見ながら、9月の段階になるかと思っておりますけれども、その辺のところは具体的な方策を出していきたいと考えております。

○麥田 博稔議員

けさの新聞報道を見ますと、この口蹄疫については、宮崎県も何か終息がちょっと見えてきた何か明るいあれが出ていますけれども、やはり寄附金等をもたらした方に、もし終息宣言が出て正常化されましたら、やはりお礼状とかその辺の対応は十分とっていただきますように、協力した方とか、お願いをしておきます。

それから、この商工業に対する影響ですけれども、国の今度の法令の改正によって、宮崎県のほうへ直接被害があったところやなんかは、この特交でどうのこうのという話が出ていますけれども、やはりその辺の影響額は調査をして調べとって、そしてやっぱり国との交渉のときに、県

との交渉のときに最大限には生かすべきだと思うんですよ。自主財源のない私たちのまちですから、その辺は十分調査をして今後対応していただきますように要請をしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

ちょっとお答えをさせていただきますが、先ほど財政課長のほうからございましたとおり、今まで口蹄疫に関しまして2,830万9,000円、今回の補正で額がなっております。これについては、県のほうで歳入として3カ所分、約375万が計上をいたしております。

それから、寄附金が今回で536万、あと若干まだ15万程度は残っておりますけれども、それから一般財源で使った分が1,919万9,000円ですから、残りその寄附金を除いたとき、1,904万9,000円の一般財源を使っているということでもありますから、これらについてはやっぱり今ありましたとおり、特別なやっぱりこの財政需要でありますから、災害と同じような取り扱いとして、国のほうにはこの特別交付税の要因として今後要求はしていきたいと思っていますところでございます。

これらについては、いろいろこの先ほどの商工業の関係についてもですが、あわせて、国・県のほうに対しましては要望書も既にもう出してありますし、今後も引き続き、これらの対策についての財源措置等については強く要請をしてみたいと思っていますところでございます。

○新改 幸一議員

1点だけ伺いいたします。

この警備業務の633万7,000円計上してございますけれども、3カ所分ということでございます。警備会社のほうも大変だと思うんですが、1件の警備保障会社との契約なのか、中身が警備保障会社との契約の仕方ですね、その内容が1点と。

それと、私も夕べはちょうど夜の10時前だったんですけれども、大口の境で警備保障の2人が雨の中で一生懸命頭を下げて頑張っておられました。涙が出るところでございましたけれども、そういう今回の警備業務に対する契約の中身の昼間の警備の契約料の中身、それからこういう夜間の警備料金の内容ちゅうのが別々に出されているものか、もう一括で出されているのか、そこらあたりの中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

警備の関係であります。現在3カ所で消毒を実施しておりますけれども、3カ所とも一応全国警備保障株式会社との随意契約を行っております。一応午前5時から午後10時までが1時間当たり1,365円、これは時給です。それと午後10時から翌日の午前5時までが1時間当たり2,047円50銭というふうになっております。

一応消毒ポイントでは、午前7時から午後7時までと、午後7時から翌日の午前7時までというローテーションで行っております。昼間が1人当たり1万6,380円、夜間が1人当たり2万2,523円という経費がかかっております。第1及び第2ポイント、これは求名と、それと溝辺の竹子地区であります。ここで1日当たり委託料が6万1,425円、それと第3ポイント、ここは6月14日から始めた横川であります。ここが委託料が1日当たり3万8,903円ということで、3カ所で合計必要額が1日当たり16万1,753円というふうになっております。

○平八重光輝議員

口蹄疫の関連ですが、畜産農家はもちろんでありますが、先ほど質問の中でありましたように、一般商店街の方をはじめ、もちろん農作物の影響が非常に出ておって、御存じのように町内でももう店を閉められる方が1、2件出ております。直接的な要因ではないかもしれませんが、間接的な要因でそういう時期が早まったのかなという気がしないでもありません。

そういう中で、先ほどの経済建設常任委員会の報告の中に、商店街の活性化ということで店舗改造の足がかりになる助成制度も復活したというようなふうになっておりますが、以前はある程度予算を組んでやっておりまして、その予算額に達したらそこで打ち切りであったんですが、今回、こういうのが幾つ出てくるかはまだ判らないところでありますが、もしこういう口蹄疫の関係等で売り上げ減少で非常に厳しい経営をされているところが、もう一回頑張ってみようかということでこういう申請をなされた場合、予算額等オーバーした場合に、新たにそれまた追加して増額するようなお考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回、新たにこの商店街の活性化の一つとして店舗改造の制度を創設をいたしたわけでございます。以前としますと、限度額そのものが若干低いわけでありまして、投資額がいろいろなケースが考えられるであろうということで、50万を限度とした中でございますけれども、今のところは予算の範囲内であるよということですから、基本的には予算補助ですのでその範囲内ということが原則になろうかと思いますが、要はその実態として非常に要望が多いと、どうしてもやっぱり配慮をせにやいかんという実態があれば、当然財政状況も勘案しながら対処していきたいと思っております。

今回のこの口蹄疫に関しまして、従来はこの中小企業のいわゆる資金の関係で、金融支援としまして、町のほうで融資制度の利子補給をしておりますけれども、経済対策の一環としましてやったあれが、今回もこの口蹄疫についても対象になるんだということに、新しくその制度の枠が広がったと申しますか、口蹄疫についてもそういった資金繰り等についても対象にするんだということであります。

これについては、町が0.15、利子補給もいたしておりますので、そういうところがありましたら、また御利用いただければありがたいと思っております。これについては、既に広報でお知らせしてございますので、関係の皆さん方はお判りいただいているものかと思っております。

商店街のこの店舗改造については、今500万円計上いたしております。10件分ということで。この今のところでは、予算の範囲で申し込みがあるようでありますから、状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第51号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開はおおむね10時35分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

△日程第9「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育
費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請につい
て」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第9「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本請願は、薩摩郡さつま町船木4932の26、鹿教組北薩支部さつま地区協、森山充氏から、平成22年5月27日に提出されたものであります。

なお、紹介議員は平八重光輝議員であります。

請願の趣旨であります、子どもたちに豊かな教育を補償することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であるということが多くの国民の共通認識である。

このような中、日本はOECD諸国と比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、さらに日本の小中学校では31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%となっている。

子どもたちは、さまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。ある期間の調査でも、保護者が思う適切な1クラスの児童生徒数は30人が45.4%、25人が20.2%、20人が16%、35人が8.4%の順という調査結果も出ている。

一方、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国平均4.9%に対し、日本3.3%となっており、OECD諸国の中ではトルコに次いで下位から2番目となっている。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫している。将来を担う子どもたちが全国どこに住んでいても、教育

の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう施策を講じる必要がある。

こういった観点から、「３０人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書」の提出を求めるというものであります。

当委員会といたしましては、執行部から現状等の意見を聞き審査を行った結果、請願の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから委員長報告に対する質疑を許します。ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから請願第１号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「請願第１号 ３０人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の採択要請について」は、委員長報告のとおり採択とすることを決定しました。

△日程第１０「発議第７号 ３０人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１０「発議第７号 ３０人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいま議題となりました「発議第７号 ３０人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「請願第１号 ３０人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」と同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うため、国全体での少人数学級の実現と子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上させるよう義務教育費国庫負担割合の拡充を要請するため、内閣総理大臣ほ

か関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。議員各位の御賛同と御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第11「報告第4号 平成21年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第12「報告第5号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第11「報告第4号 平成21年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第12「報告第5号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

○川口 憲男議員

町長に1点だけ、事業内容的なところなんです、これは21年度の決算のところでもいいんですが、東谷住宅造成が旧町の宮之城のところで、平成15年ですか、住宅用地で事業開始をされていて、この計画によりますと平成21年度にはこの用地が完成するというような計画になっております。

しかし、佐志のニュータウンですか、こういうところの事業がまだ売買が整っていないというようなことで、新しいさつま町土地開発公社になってちょっと滞っているんじゃないかという

ころだと思えます。

その中にありまして、ここのこういう団地造成、土地を買ってあつていろんな事業が進んでいないちゅうことなんです、計画的にどういふような方向性で今進まれているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

東谷住宅団地の関係でございますが、平成15年度に住宅用地として事業開始をしております。16年度造成、17年度においてはまたさらに造成を行ってきておりまして、公営住宅の建設等も行っておりますけれども、一部やっぱりこの分譲住宅としての処分もしていきたいという計画も進めているわけでございますが、一応5カ年の計画で処分をしたいということでもしておりますけど、なかなか既存の佐志のニュータウンにしましても、薩摩、鶴田のそれぞれの公社の支社のほうで造成をしていた部分も、まだ分譲が完売していないというような状況がありますので、やはりそれらの処分を急ぐというようなことが必要ではないかと思っております。

東谷住宅については、非常に市街地に近いし、分譲を開始しましたら、もうそちらのほうで優先してやっぱり処分が進んでいくんじゃないかと。さらに、佐志についても、それ以外の土地についても売れ残っていくんじゃないかという、いわゆる懸念がございます。

そういうことで、売れ残りの分譲地を一日も早くやっぱり処分をしていくことが大事じゃないかというふうなことにしておりまして、佐志については、一般会計のほうでも2割の引き下げについての助成も新しく講じて、いろんなところにも売り出しのPRも行っているところでございます。

現在、佐志のほうも、その後3件ぐらいですか、そういう新たに買い求めの意向も、もう既に契約した部分もありますし、とにかくそっちのほうで優先して処分をしていきたいというような考え方に立っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長、今の佐志ニュータウンやいろいろな団地が、ほかに3団地ですか、あるわけですが、売れ残り地ちゅう言えばちょっと表現がよくないんじゃないかと思うんですが、販売に協力をしていただきながらしていただきたいと。

旧町の事業の中からこの東谷住宅のところが進んどって、その上の部分が今全然手つかずの状況、まだ造成もできないような状況で今放置してあるのが実状だと思います。何年か前には、ちょっとがけ崩れとかいうのもきたということで、その地域、地区の方々からも苦情がいろいろあったということを聞いております。

それともう一点、やっぱりこの15年度から21年度を目安にされて完成予定でしたんですけれども、諸般の事情がありまして今町長の説明どおりなんです、その中に個人地がありまして、そこをその方も21年にはもう完成して、そのころには自分の家も建てられるんじゃないかちゅうふうなことを考えておられたんですけれども、なかなかそれが進まないということで、いつ家が建てられるんだろうかというような考え方も持っていらっしゃいます。

そういう考えの中で、今町長の考え方を聞きしたんですけれども、諸般の事情ということは、私もその方にもいろいろ説明したんですけれども、個人の方にすれば、そういう事情はちょっと私たちにとればちょっと自分の家の事情としたら、一日も早く造成が進んでいけば、そこに家を建てられるんだがなということを申されております。

やっぱりそこあたりを懸念したときに、佐志のニュータウン、あるいは鶴田の赤坂、それからほかのもう一つの湯田原の団地を含めたら、それが進むのが一番いいんでしょうけれども、やっぱりこういう個人の土地を巻き込んだときの団地造成ちゅうのに、町長はどんなふう考えられ

ていらっしやるのか。当然今説明を受けたとおりなんですけれども、そこに個人の土地が絡んだらどういう状態になるのか、ちょっとそこをお聞かせ願いたいと思います。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

ただいまの御質問の件は、この東谷の分譲宅地予定地と隣接する方の住宅建設の関係でございますが、現在のところでは進入路、そしてまた高さ的にも、個人でその造成をして建築するということがあれば、何らその今、開発公社が開発しようとしている土地とは少し隣接地で関係あるかもしれませんけれども、実質的には関係なく造成、もしくは建築できるということで考えております。

○川口 憲男議員

課長の答弁、まあそのとおり実際現場へ行かれたら、その家をつくるのは不可能な考え方じゃないと思います。ですけど、その15年の計画をされた中に、例えば、計画図、いろんなのができている中では、当然今は車社会ですから、車が自分の庭まで行けるような状況とかいろんなのを考えたら、今課長のその答弁はちょっとまずいんじゃないかと。家をつくることは不可能でないちゅうことは私も思います。

それなら出入りはどうするのか。3面、4面とも、3面は草が増えている、ぼうぼうで手つかずのところを町の町有地を自分でしていくのか。それとも下に車をとめて階段をつくり上げてそこに行くのかちゅうなのがあるんですね。

町長、そこあたりのところ今、もう今の状況でちょっと、町としてもほかの団地ができなきゃちょっと今のところ厳しいちゅう状況を私も判っちゃって、町長がどういう考え方ちゅうことを聞いたら、もう質問はよかなて思ったら、課長の中でその家をつくるのは不可能じゃないですよ。しかし、あの辺はやっぱり隣接地は町有地ですから、そういうところはちょっとおかしい答弁じゃないかと思うんですね。最後になりましたが、町長の考え方をちょっとお聞かせ願えますか。

○町長（日高 政勝君）

個人のそういう住宅の建設に当たりましては、確かに今周辺環境という整備も必要であるかと、そういう一体的な環境整備も当然考える必要があるかとは思いますが、町としましては、町というか開発公社の事業になっておりますけれども、やはり公社全体の経営と申しますと、やっぱりそういう残っている分譲地をよりやっぱり優先して、ある程度のめどをつけた上でそういう新しい計画になったところに着手をしていく、そういう考えで今の段階ではいかざるを得んのかなと思っていますところであります。

○新改 幸一議員

1点だけお伺いしますが、佐志ニュータウンにつきましては、分譲地の売却に努力をされているわけですが、ちょうど条件的に日特前の道路整備、そしてまた新しい橋の整備もされてきておりますけれども、さらに佐志ニュータウンをいい条件で売却にということになりますと、後のこの橋から上部の佐志のほうの元の鉄道線の後の道路整備云々の開通がきれいに行くというのは、何年ぐらい先になるものか判っておれば教えていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ちょっと待ってくださいね。担当課長が今ちょっと席を外しています。
しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○建設課長（三浦 広幸君）

今の佐志駅穴川線の件でございますけれども、平成24年を完成目標としております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで報告を終わります。

△日程第13「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定によって、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第14「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成22年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 米 丸 文 武

さつま町議会議員 川 口 憲 男